

327

250

第六次

表彰産業組合

全



始



327

250

第六次

表彰産業組合

全

産業組合中央會編



産業組合

全



東京 産業組合中央會

例 言

一 本書ハ各府縣ノ申告ニ基ヅキ本會調査委員ノ詮衡  
ヲ經第十四回全國産業組合大會ニ於テ表彰シタル  
四十三組合ノ事績ヲ調査輯録シタルモノナリ  
一 本書ハ此等組合ノ理事者ガ組合經營ノ爲メニセル  
苦心經營ノ狀況及其ノ効果ヲ詳細ニ記述シタルヲ  
以テ組合研究者實地經營者ニ對シ絶好ノ參考資料  
タルベキハ本會ノ信ジテ疑ハザル所ナリ  
一 本會ハ既ニ第一次第二次第三次第四次及第五次表  
彰組合ヲ發行セリ本書ヲ讀ム者亦之ヲ參照セラレ  
ルノ要アルベシ

大正四年五月一日

産業組合中央會

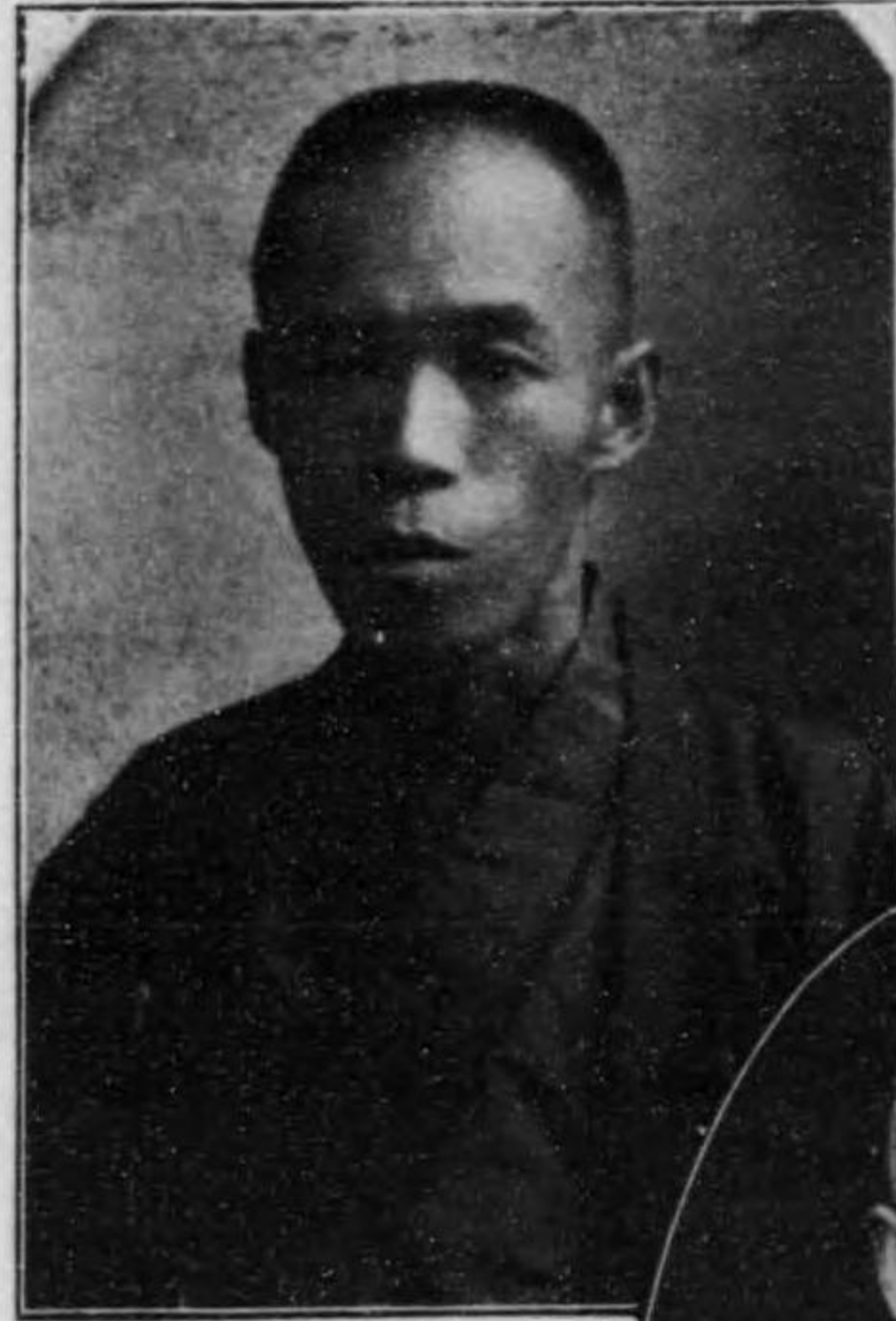
## 第六次表彰產業組合目次

京都府	有限責任神前信用購買販賣組合……………	一頁
大阪府	無限責任高向信用購買組合……………	一〇
神奈川縣	有限責任大澤村物資購買販賣生產組合……………	一七
同	無限責任中田信用組合……………	二四
兵庫縣	有限責任福原信用組合……………	二九
新潟縣	有限責任七谷信用組合……………	三五
同	有限責任塚山信用組合……………	四〇
埼玉縣	有限責任元狹山信用組合……………	四八
群馬縣	有限責任山王道信用購買組合……………	五三
千葉縣	有限責任高倉信用組合……………	五八
茨城縣	無限責任小川信用購買販賣生產組合……………	六五
栃木縣	無限責任兩鄉信用購買販賣組合……………	七三
三重縣	無限責任神前信用組合……………	八〇

愛知縣	戰役紀念有限責任舉母信用購買販賣生產組合	八六
靜岡縣	有限責任不二見信用組合	九七
滋賀縣	無限責任宮村信用販賣購買組合	一〇三
同	有限責任戰役紀念稻枝信用購買組合	一一二
岐阜縣	有限責任萩原信用購買組合	一一八
長野縣	無限責任中新田信用購買組合	一二五
同	有限責任往郷信用生產販賣購買組合	一三二
福島縣	無限責任大野村報德信用購買組合	一四〇
同	無限責任須釜信用組合	一四八
岩手縣	有限責任小山村信用組合	一五三
山形縣	無限責任月布信用組合	一五九
秋田縣	有限責任平澤町信用購買組合	一六四
福井縣	無限責任麻生信用販賣購買生產組合	一六九
同	保證責任興農信用組合	一七五
石川縣	無限責任姬信用販賣購買組合	一八一

富山縣	無限責任釜ヶ淵信用購買販賣組合	一八九
同	有限責任横田信用購買販賣組合	一九七
島根縣	無限責任湯里信用組合	二〇四
岡山縣	無限責任三國信用組合	二一〇
同	有限責任茶屋町信用販賣購買組合	二一七
廣島縣	無限責任坂井原村信用販賣購買生產組合	二二三
同	無限責任戸島信用販賣購買生產組合	二二九
山口縣	有限責任米川信用購買販賣組合	二三六
香川縣	有限責任山田信用組合	二四二
高知縣	有限責任藤岡村信用販賣購買組合	二四八
福岡縣	無限責任福岡信用組合	二五五
佐賀縣	有限責任七浦信用購買販賣組合	二六〇
同	有限責任大浦村信用組合	二六五
熊本縣	無限責任西合志信用組合	二七一
宮崎縣	無限責任山角信用組合	二七七

大阪府高向組合長 西 定治郎君



京都府神前組合長 人見祐次郎君



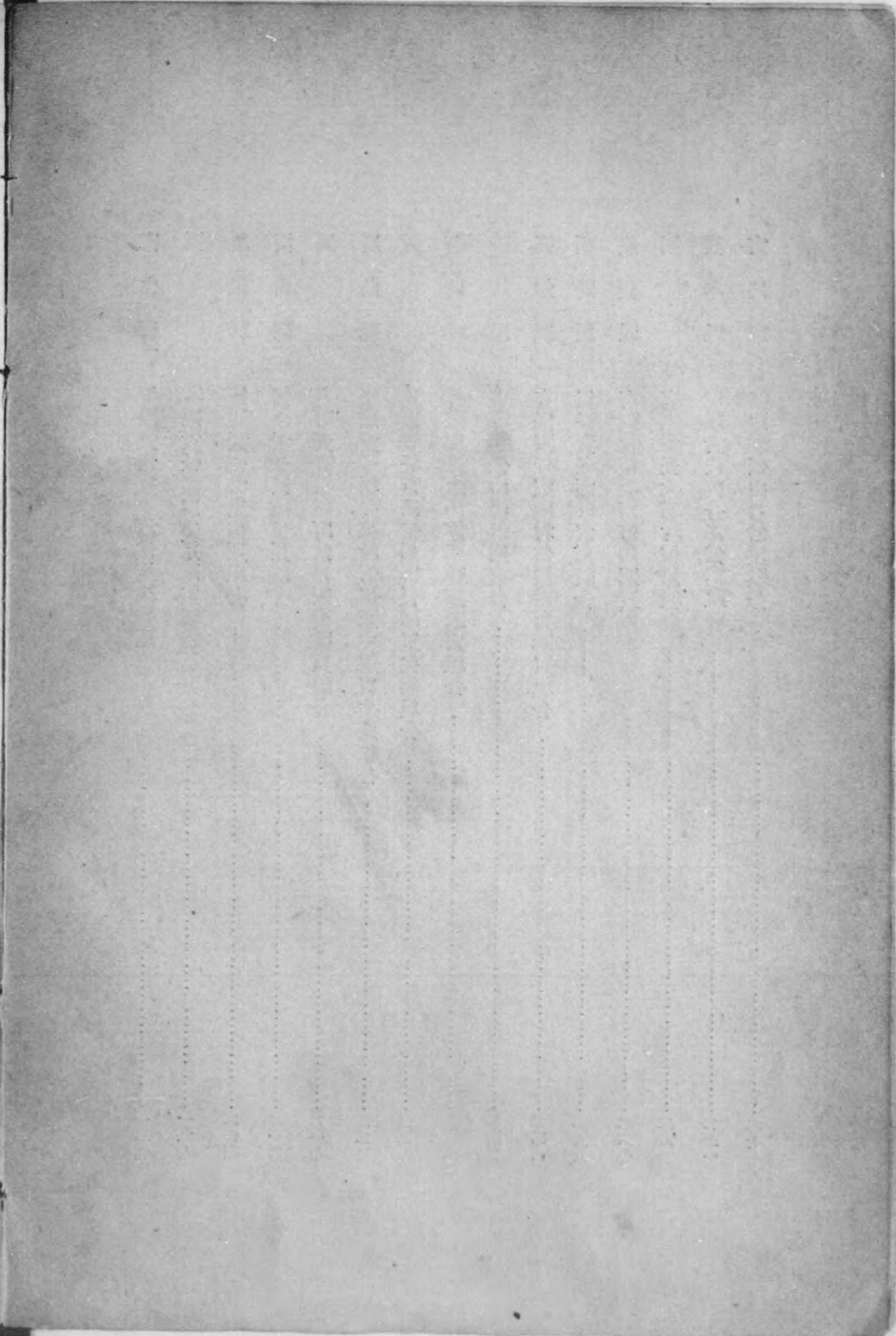
神奈川縣中田組合長 奥津喬治郎君



兵庫縣福原組合長 安藤龜次君



神奈川縣大澤村組合長 笹野金藏君



三重縣神前組合長 濱地平太郎君



栃木縣兩郷組合長 渡邊政一郎君



埼玉縣元狹山組合長 細淵爲吉君



新潟縣塚山組合長 長谷川彌五八君



滋賀縣宮村組合長 大田重太郎君



静岡縣不二見組合長 故江川昌平君



茨城縣小川組合長 木田梅之助君



千葉縣小御門村組合長 櫻井相次郎君



愛知縣舉母組合長 伏見新治郎君



群馬縣山王道組合長 大和浩三郎君



岩手縣小山村組合長 佐藤信二郎君



福島縣須釜組合長 相樂朝重君



福井縣興農組合長 山田 敏君



秋田縣平澤町組合長 齋藤恭太郎君

山形縣月布組合長 大泉市左衛門君

岐阜縣萩原組合長 小林松郎君



滋賀縣稻枝組合長 平田傳代門君



福島縣大野村組合長 齋藤 哲君



長野縣往郷組合長 野口廉平君

長野縣新中野組合長 伊藤源太郎君

廣島縣坂井原村組合長 豊田常松君



岡山縣茶屋町組合長 武館重夫君



香川縣山田組合長 福田 薫君



山口縣米川組合長 木村玄吾君



長合組島戸縣島廣  
君市吾川赤

富山縣釜ヶ淵組合長 金山太次郎君



石川縣姫組合長 堂前善太郎君



岡山縣三國組合長 長尾見鶴君



島根縣湯里組合長 中祖幸次郎君



長合組田横縣山富  
君平二堀

高知縣藤岡村組合長 武村常次郎君



佐賀縣七浦組合長 中村寛治君



熊本縣西合志組合長 工藤左一君



福岡縣福岡組合長 廣渡卯三次君



佐賀縣大浦村組合長 富岡初三君

宮崎縣門角組合長 永友常次君



# 第六次産業表彰組合

## 有限責任神前信用購買販賣組合



組合所在地 本組合は山陰線八木驛の南方約一里の所にあり、區域は宮前村大字神前にして、戸數百十三月、人口七百八十六人、田七十三町歩、畑二町歩、山林百六十六町歩を有し、住民は農を以て本業となせり。四圍山を以て繞らし、東西に通ずる一路を有するのみにて交通不便なり。

院の判決を受くるに及び、事漸く局を告げたるも、其間に尠なからざる費用を要したり。而して西南戦争の餘影は米價の暴騰を來し、石十二三圓にも上りたるを以て、自然村民の日常生活上に奢侈の風を馴致するに至りしが、明治十五年不換紙幣の焼却となり、米價は急轉直下の勢を以て墜落し、石四圓内外にも下りたるを以て、前記特殊の事情と相俟ちて益々負債を重ねしめ、其額約三萬圓の多きに上れり。

京都府南桑田郡宮前村大字神前四六  
明治三十四年五月十二日設立

高知縣廣岡村組合長 武村常次郎有



熊本縣西合志組合長 工藤左一君



佐賀縣七浦組合長

中村寛治君



福岡縣福岡組合長 廣渡卯三次君



佐賀縣大浦村組合長

富岡初三君



宮崎縣山角組合長 永友常次君

# 第六次産業表彰組合

## 有限責任神前信用購買販賣組合



京都府南桑田郡宮前村大字神前四六  
明治三十四年五月十二日設立

組合所在地 本組合は山陰線八木驛の南方約一里の所にあり、區域は宮前村大字神前にして、戸數百十三戸、人口七百八十六人、田七十三町歩、畑二町歩、山林百六十六町歩を有し、住民は農を以て本業となせり。四圍山を以て繞らし、東西に通する一路を有するのみにて交通不便なり。

院の判決を受くるに及び、事漸く局を告げたるも、其間に尠なからざる費用を要したり。而して西南戰爭の餘影は米價の暴騰を來し、石十二三圓にも上りたるを以て、自然村民の日常生活上に奢侈の風を馴致するに至りしが、明治十五年不換紙幣の燒却となり、米價は急轉直下の勢を以て墜落し、石四圓内外にも下りたるを以て、前記特殊の事情と相俟ちて益々負債を重ねしめ、其額約三萬圓の多きに上れり。

京都府 有限責任神前信用購買販賣組合

而も利率は年一割八分乃至二割にして、村外へ支拂ふ利子亦莫大なるものあり。加之日常生活費の激増は益々村内の經濟を窮地に陥れ、祖先傳來の山林を濫伐する者頻出せり。更に資金の不足は唯一の資本たるべき肥料の購入に不如意を來し、多くは地方の商人より借入れ、秋收後高歩の利子を附し返却するを常とし、更に甚しきは借入の信用もなく、從て施肥も不足勝になり、作物の出來榮著しく劣るに至れり。

**組合設立** 前記の如く地方の經濟困難に陥り、有志者の之が救済に腐心するや、明治二十四年故内務大臣品川子爵の信用組合法案帝國議會に提出せられ、其説明の内に於て、賣買貸借に關する登記に付き貳拾五圓未滿の件數七八分を占め、小資本の需要多く土地兼併の甚しき事實を明に示され、又明治二十八年四月全國第二回實業大會の京都に開催せらるゝや、農家の負債を償却せしむる方法につき盛に討議せられしところありたり。此等の事實は有志に多大の刺戟を與へ、數次の協議を重ね二宮翁の仕法を參酌し漸く明治三十一年九月に至り有限責任神前信用組合を創設するの機運に達したり。然るに産業組合法の發布せらるゝや、明治三十四年五月同法の下に設立の許可を受け、茲に本組合の確立を遂げたり。

**發達狀況** 本組合は産業組合法の發布前に創立したれば、組合理事及組合員共に組合の運用活動の智識に缺如する所あり、故に努めて漸進主義を採り、寧ろ進まざるも蹉跌なきを期し、明治四十一年に至るまで専ら貯金の慣行を作るに力め、出資金の如きは貯蓄貯金の性質を以て之が拂込をなすこととし、

一口に付き毎月金拾錢宛の拂込をなさしめ、不知不識の間に出資拂込の完済を期せり。明治四十一年購買販賣の事業を兼營し、翌年大に組合員を募集し、同四十三年出資一口の金額を參拾圓となし、益々組合の活動を期するに至れり。又組合事務所は從來役員の邸宅に置きしが、事業の擴張と共に明治四十一年より部落の中央なる舊小學校へ移轉せり。尙組合員は農耕の餘暇を以て用を辨するが故に、事務取扱は晝夜の別なく總て組合員の便宜を計ることしたり。

**▲貯金** 貯金は普通貯金定期貯金の二種となし、普通貯金は一口十錢以上貯金するものにして、年五分五厘の利息を附し、定期貯金は年六分五厘の利率を以て取扱ふこととし、逐年増加して、大正二年度末には實に一萬七千餘圓に上れり。尙は貯蓄の方法に付ては販賣事業と相關連するもの多きを以て販賣の項にて併せ記すことし、せり。

**▲貸付** 貸付は無擔保貸付、擔保貸付の二種あれども、主として對人信用に依り、大正三年末に於て其の貸付人員七十名あり、擔保貸付は一件當貸付比較的大にして、土地建物を提供せしめ其の貸付人員四名に止まれり。貸付金の主なる用途は、肥料購入舊債償還木材購入砥石採掘等に要する資金にして、其の利率は商工業資金としては年一割乃至一割二分、農業資金及舊債償還は年九分六厘乃至一割なり。

**▲購買** 本組合にて取扱ふ購買品は主として肥料なれども、酒鹽油類砂糖等の生計品をも取扱ふ。

肥料は大坂の間屋と直接の取引をなし、生計品は近郷なる龜岡町並に船井郡八木町の商人より買ひ入る。肥料の購入は近來寧ろ多額に失する傾あるを以て、組合の事業として堆肥場建設の普及奨励を爲し、厩肥の如きは充分に保管せしめ、従つて金肥の浪費を防ぐと共に、地方の維持増進を圖り居れり。

▲販賣 組合の取扱ふ物品は米を主とし、次で麥、苧類、菜種等とす。此事業の實施以來日尙淺しと雖も、左の如き規約を設け保護奨励を加へ斯業の發展を期せり。

産米改良及共同貯蓄組合同規約

- 第一條 本組合は地主及小作人を以て組織し其目的は産米改良の實施と共同貯蓄をなし凶年飢饉等不時の備に充つるにあり
- 第二條 地主小作人は各五名の委員を選出するものとす委員は各一名の正副委員長を互選す  
當區域内地主小作人にあらざる耕作者(自作者)中名望ある者五名を總會に於て選定し客員として囑託するものとす委員の任期は三年とす但し再選を妨げず
- 第三條 委員協議會の表決は多數に依る客員は協議會に出席して意見を述べることを得
- 第四條 小作米は總て神前信用購買販賣組合倉庫に於て審査の上受渡するものとす
- 第五條 小作米は改良米一石に對し米五升の手数料を地主より小作人に差出すものとす
- 第六條 前條により受取りたる玄米中一升以内の範圍に於て積立をなす地主も之と同額の積立をなすものとす  
前項により差出したる玄米は委員協議の上之を賣却す
- 第七條 前條の賣却代金は總て神前信用購買販賣組合へ預入れ利殖するものとす

第八條 組合の穀類又は金員は委員之が保管の責に任す

第九條 小作人に於て家畜購入肥料買入等有用と認めたる資金を要する時は神前信用購買販賣組合より低利資金の融通を受くるやう交渉するものとす

前項により資金の供給を受けたる時は委員中より二名以上之が整理委員を推定し同委員は無限の責任を以て之が處理に任ずるものとす

第十條 毎年一回以上地主小作人の集會をなし貯蓄の状況其他の事項を報告し及必要なる協議又は談話をなすものとす

第十一條 本規約により貯蓄する期間は明治四十四年より向ふ十ヶ年とし満期に至りても成るべく繼續の協議をなすべし

第十二條 貯蓄金は毎年十二月之が計算をなし各自の當額を定む其法左の如し

- 一 貯蓄金總額の二分の一を地主の當額とし二分の一を小作人の當額とす
  - 二 地主小作人の當額は貯蓄高に應じ按分すべし
  - 三 十ヶ年後の満期に至り地主は其貯蓄總高の二割を小作人に提供し小作人は其貯蓄高に應じ按分すべし
- 第十三條 貯蓄期限中地主にして納米を受取らざるに至りたる者又は小作を止め自作となりたる者は期限満了の時に於て元本のみを分配す
- 第十四條 小作人にして勝手に小作を止めたる者又は止むを得ざる事情に依り小作を止めたる者に對しては總會の決議により處分す
- 第十五條 小作料を不納したる者ある時は小作人全體より代辨するものとす此場合に於ては該當小作人に對し總會の決議により相當の處分をなすものとす

第十六條 本組合の貯蓄金は何等の名稱を用ふるも之を引當に他に流用せざる様各自嚴重に心懸くべきものとす  
本規約は總會に於て地主小作人各三分の二以上の同意あるにあらざれば變更することを得ず  
右條々嚴守する爲め各自記名調印するものとす

京都府 有限責任神前信用購買販賣組合

右の規約に依り小作米は勿論自作米も同様の検査をなし、且つ優良なる籽種子を取寄せて稻種の一定を計りたるを以て、在來當地産米の價格は兵庫正米市場に於て播州赤二三等に比せしも、僅か三年にて一躍播州青一二等と比肩するに至れり。此くして組合員の産米は悉く組合の手を経て販賣せらるゝに至りしを以て、大正元年八月臨時總會を開き倉庫建築の決議をなし、同年の産米より之れに收納することと爲したり。而して倉庫に收納する時は自作米小作米共に米券を發行し、小作人は米券を地主に差し出し小作米の納入に代ふ。組合員に於て米の販賣を希望する時は米券を組合へ持参せしめ、酒造期中は豫ねて特約せる灘酒造業者へ、他の期節にありては一般需用者へ販賣することとせり。

殊に本組合にては、地主小作積立米の制を設け、相方共に一石に對し五合宛積立つることとせるが、大正二年十二月末其金額貳百貳拾壹圓餘に達したり。金高元より些少なるも引續き之を實行するに於ては亦侮るべからざる額に達し、兩者の關係をして益々親善ならしむるの連鎖たるべし。麥の販賣に至りては特に南桑販賣組合聯合會に供出して第十六師團に納入しつゝあり。

茸類は明治四十四年の秋期試賣せるに始まり、翌年より組合直接の事業となしたり。元來本組合區域内の山林は既述の濫伐に依り近時漸く少しづゝ茸類の發生を見るに過ぎざれば、其の生産僅少なりと雖も金額三千圓に達し、今後數年にして一萬圓以上の産額を現出せしむること至難の業にあらざれば、銳意之れが保護策を講じつゝあり。菜種も亦組合の取扱品となし、龜岡町の商人と特約販賣の途を開き居れ

り。

### 特別積立金の使途

本組合の特別積立金は總會の決議により左の公益的施設に對し使用するを得ることとなれり。

- 一 組合員が舊來の産業を改良する場合
- 一 組合員が新産業を起す爲め視察若くは研究する場合
- 一 組合區域の溜池新築増築道路橋梁の改築修繕及び文庫設置の場合
- 一 學校への寄附并に凶死に際し小作人の救済資金を支出する場合

即ち三四年前より文庫への寄附をなし、又大正三年度には優良なる種子を得て稻種の統一を計るが爲め、採種田擔當耕作者に反當金十五圓の支出を決議し、同年二反歩を撰定したり。又溜池増新設に對し工費の十分の二を補助するの決議をなし、増築二ヶ所新築一ヶ所の起工中なり。其他區域内二十ヶ所の溜池の泥の浚渫をなし、其泥を各自の耕作地に施して、購入肥料代金の節約を計りたると共に土地の改良を行はしめたり。尙出役人夫一人に付き拾五錢の辨當料を特別積立金より支出し、之が奨勵をなしつあり。

### 組合員の指導及組合の効果

組合に於て時々知名の士を聘し講話を聽聞し組合員の見聞を博くすることあらしめたり。而して出資の如きは小區域を定めて區域毎に一人の委員を置き毎月之れが取集めを

なさしめ、定日には必ず事務所に参集せしむることとしたれば、二十餘名の委員は常に會合するの機会を得て雑談中組合の事情を周知し、各委員の散じては隣保五六戸乃至十戸の世話役となり、能く組合の趣意を徹底せしむるを得たり。斯くして本組合は常に形式よりも實質に重きを置き、極めて業務の進行を計りたれば、外形は遅々として世人の耳目に觸るゝこと尠なかりしも、組合の設立以來十數年間組合の幹部熱心誠意事に當りたる結果、組合員一同感化せられて克く共同し克く融和し、着々として組合の發展を見るに至れり。而して金融状態は組合設立以來漸次圓滑となり、既述の如く産業の開發行はれたると共に、從來の負債も全部償還せらるゝに至れり。

最近六ヶ年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一一二	一一九	一一七	一一七	一一九	一二〇
固有資金						
拂込済出資金	三、八一七 <sup>円</sup>	四、三五六 <sup>円</sup>	四、九四八 <sup>円</sup>	五、五四一 <sup>円</sup>	六、一三四 <sup>円</sup>	六、三九三 <sup>円</sup>
準備金	八九六	一、二二一	一、四六四	一、七〇六	一、九四七	二、一六〇
特別積立金	二六七	二五六	二八五	二九八	三七六	一〇九
合計	四、九八〇	五、八三三	六、六九七	七、五四五	八、四五七	八、六六二

事業

貸付	貸付		貸付償還	年度末	受入	貯金拂戻	年度末	販賣額	購買額	剩餘金
	貸付	貸付								
貸付	七、二一一	一〇、七八六	一三、三八九	一四、四五二	一九、八九三	一七、六一九				
貸付償還	六、二二七	八、五二八	八、七二一	一五、二三四	一三、九二四	一七、四三二				
年度末	九、四九三	一一、七五一	一六、四一九	一五、六三七	二一、六〇六	二一、七九三				
受入	一七、一一九	一八、四七二	一七、六三一	二七、九八三	二八、二〇九	二七、二三六				
貯金拂戻	一六、二六五	一七、二一〇	一四、〇五一	二五、二三三	二五、六六九	二八、九八三				
年度末	六、九四七	八、二〇九	一一、七八九	一四、五三九	一七、〇七九	一五、三三二				
販賣額	—	三、六二三	一五、八六〇	二七、三七七	二三、五六二	一七、四八九				
購買額	一、八五八	二、六二二	五、四七七	六、九〇四	八、五八三	八、四八八				
剩餘金	六〇六	六五三	六三六	六八二	八四八	六一四				

貸借對照表 (大正三年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	二二六・八八〇 <sup>円</sup>	出資金	六、六三〇・〇〇〇 <sup>円</sup>
地所	三八〇・〇〇〇	貯金	一五、三三三・二六六
建物	一、〇二八・四九〇	借入金	一、九三〇・三三〇

京都府 有限責任神前信用購買販賣組合



貸付金	二、七九二・三七〇	未拂購買品代	四五一・六一九
聯合會出資	二〇〇・〇〇〇	準備金	二、一五九・五二二
未收入利子	一六五・九九〇	特別積立金	一〇九・四五二
未收入賣却代金	一、〇二二・〇七五	剩餘金	六一四・三九六
購買品殘高	三七〇・一三三		
什器	二二六・八一五		
預金	四五七・五七〇		
現金	一、三四七・二六二		
合計	二七、二二七・五七五	合計	二七、二二七・五七五

一〇

### 無限責任高向信用購買組合

大阪府南河内郡高向村大字高向九〇

明治三十九年十一月一日設立

#### 組合所在地

高向村は南河内郡の西南隅に偏在し、河南線と高野鐵道との終點たる長野町の西南より

南方紀伊の國境まで約五里に延び、東西は其の幅員狭少にして地形長形なり。本村の田地は多く葛城山麓瀧畑川畔に點在し百四十一町歩あり、其他畑三十八町、山林原野三百五町歩を有す。田圃は地味肥沃にして五穀豊穰し、山地は概ね良林を成し用材薪炭菌類等の林産物多く産す。即ち米三千二百九十四石、麥二千四百二十五石、其他の農産物一萬二千六十七圓、林産物十一萬六千六百餘圓、凍豆腐六萬六千二百四十圓、清酒一萬圓を産す。戸數五百二十一、人口三千四十三ありて多く農を業とす。而して本組合は大字高向のみを區域とし、戸數三百四十、人口千九百四十八あり、其の内農業者二百八十二戸、他は工業者及雜業者なり。

本村は元來山間僻地に在るを以て、住民は概ね質朴敦厚にして家業に精勵し、又各部落に茶組と稱するものありて團結力頗る鞏固に、吉凶共に相扶くるの美風ありしが、交通機關の發達に伴ひ四圍の狀態に變遷を來して都市の風潮を移入し、殊に明治二十七八年戰役後に於ける經濟界の變動は、舊來の美風を破りて徒らに奢侈の風を助長し、唯是れ利に走る徒のみ多く、村治上誠に看過すべからざるものありたり。

**組合設立の事情** 村情此の如く益々非なりしかば、本村の有志は深く之れを憂ひ如何にもして之れが救済の策を講せんとし、或は村民大會を催して各自の反省を促し、或は郷友會を組織して青年の風儀矯正に努めたり。又明治三十五年八月高向村勤儉會を組織し、貯金函を交付して勤儉に依て得たる餘財を

之れに投入せしめ、村内の各區に一名宛の世話係を置き毎月一回之れを集金せしめ、之れを郵便貯金に預け入れ、一面機會ある毎に勤儉貯蓄の必要を唱導したる結果、村民の殆んど全部は之が會員となり、明治三十九年九月其の高三千三百餘圓に上れり。かくして村民一般の人心漸く改まり勤儉の良風漸く涵養せられたりと雖も、本貯金は未だ直接本村經濟の融和に資するに足らず、左の如き缺陷あるを免れざりき。

- 一 小農家が資金欠乏の際肥料の購入をなさんごせば、勢ひ高利の借金をせざるべからざるに依り、必要なる肥料も十分購入し得ざること。
- 二 商業に従事せる者も、他に資金を仰がんごせば高利の支拂をせざる可からざるにより、十分の活動を成し得ざること。

- 三 小資産の農家が資金の必要に迫られたる時は、市價の如何に關らず農産物を賣却し、少なからぬ損失を蒙りつゝあること。

是等の缺點を償ひ村民の便益を計る目的を以て、有志は明治三十九年九月村民を集め組合の必要なる所以を説きて之れが勧誘に努力し、遂に同年十月百七十九名の同意を得て本組合を設立するに至れり。

**組合經營の方法** 本組合の設立以來採り來れる方針は、組合員の徳義を増進せしめ、組合の經費を節約し、確實なる基礎の下に漸次發達せんことを期せり。事務所は之を村役場に設け、事務員一名を置き、

村長は組合長を兼ね其の他の役場吏員も組合事務を補助し、一切無報酬にて組合の經營に努力せり。

**▲貸付** 主として無擔保貸付をなし、年賦當座定期の三種に分ちて取扱ふ。又土地家屋を擔保として徴し貸付をなすこともあり、何れも日歩三錢の利子を附す。貸付金の主なる用途は、舊債償還、土地肥料の購入資金、商業資金等なり。貸付金を其用途に従ひ有効に利用せしむることは、常に最も深き注意を拂ひ來れるところにして、貸付をなす場合は其用途及償還方法を慎重に調査し、貸付の辨済に付き期限を確守せしむることに努めたるを以て、組合員は漸次之に馴致せられ能く約を違ふことなきに至れり。

**▲貯金** 貯金の吸収は組合の運用上最も必要なるに依り、之れが勧誘に付ては常に充分の力を致せり。即ち組合總會其の他の會合を利用し、貯金の必要を講話し或は元利計算書を作り之れを配付する等の方法に依り之を奨励したりしかば、漸次其額を増加し來れり。又大正改元の紀念として勤儉貯金と稱するものを始め一ヶ月一口金五錢宛貯金せしめ十ヶ年間拂戻さるものとし、毎月二千八十八口を取扱ひつゝあり。利率は定期年七分當座日歩一錢五厘とし、勤儉貯金は年七分二厘とす。

**▲購買** 取扱品は肥料及食鹽にして、何れも組合員より注文を取纏めて之を購入し、其代金は可成現金にて仕拂はしめ、小作人にして資金調達に差支ふるものは、肥料に在りては秋收期迄、食鹽に在りては六ヶ月以内の猶豫を與ふ。而して肥料代金延納の利子に付ては、村農會より其半額の補給を得つゝあり。

組合の効果 本組合設立後組合員並に其地方に與へたる有形無形の効果を擧ぐれば左の如し。

- 一 從來肥料の購入資金に欠乏し、高歩の利子を以て資金を借入れ又は商人より肥料を借入れて其の需用を充しつゝありしも、組合設立以來は低利の資金を得て肥培充分なるを得たり。
- 二 小作農にありては資金欠乏の爲め耕作用の牛馬を買入るゝこと能はざりしが、組合の設立後は容易に低利資金を得らるゝを以て、牛馬を使用するもの増加し來れり。
- 三 組合員自己の信用に依り何時にても必要の資金を得らるゝを以て、市價の如何に拘はらず農産物を賣却するの損失を免るゝに至りしこと。
- 四 組合は零碎の資金を吸収し組合資金の充實を圖りたれば、貸付利率は低下し、金融圓滑となり、地方の經濟を進め産業の發達を促したること。
- 五 組合員各自が儉勤の必要を覺りたる結果、學校教員と相俟て兒童に組合の精神を教へ、著しく學童貯金を増加せしこと。
- 六 組合員は處世上信用の効果の大なるを悟り、自己の業務に精勵するは勿論、何れも悖德行爲を慎しみ自己の信用を高めんとするの氣風を生せしこと。
- 七 組合員は組合の訓育に依り大に共同一致の必要なるを悟り、偏狹なる個人主義を捨つるに至りしこと。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	三〇八	三〇六	三〇〇	二九七	三一六	三一一
固有財産						
拂込濟出資金	二,二三九	二,九〇二	三,五七一	四,二九〇	五,一七五	五,二四二
準備金	六八七	一,四八一	二,三〇六	三,〇六五	四,〇三七	五,七八二
特別積立金	四八	七五	八一	八四	一一三	一二六
合計	二,九七四	四,四五八	五,九五八	七,四三九	九,三二五	一一,一五〇
事業						
貸付	一六,九九〇	一三,五九六	一四,七〇三	二二,二四三	一九,三七九	二二,九七九
貸付償還	一八,二二八	一一,一一五	一六,五〇三	一五,五三四	二〇,八八五	一八,〇〇八
年度末	一三,九〇〇	一六,三八一	一四,五八一	二二,二九〇	二〇,七八四	二五,七五六
受入	二七,二三〇	二五,〇五八	二八,六〇二	三七,九八九	四四,一八八	三八,六五〇
貯金拂戻	二二,四七三	二七,七三二	二六,一五六	二八,五二四	四二,四七三	三七,三五九
年度末	一一,四九三	九,八二九	一一,二七五	二一,七四〇	二三,四五五	二四,七四六

大阪府 無限責任高尙信用購買組合

購買額	三,三三〇	三,〇六〇	二,〇一四	三,八七二	二,四四一	三,九三三
剩餘金	一,一五六	一,二〇四	一,二七一	一,四〇六	二,〇六九	一,五七四
貸借對照表 (大正三年度末)						
貸方					借方	
拂込未済出資金	一五八・二五四		出資金	五,四〇〇・〇〇〇		
貸付金	二五,七五六・四一〇		貯金	二四,七四六・八六二		
預金	九,八一〇・〇〇〇		借入金	一,五五二・一六九		
什器	一八・六〇〇		準備金	五,七八二・〇七三		
物品賣却代未收	一,六三五・二九九		特別積立金	一一六・一三五		
現金	一,八〇五・五九五		雑収入	三,〇〇〇		
合計	三九,一八四・一五八		剩餘金	一,五七三・九一九		
			合計	三九,一八四・一五八		

### 有限責任大澤村物資購買販賣生産組合

神奈川縣高座郡大澤村字大島二七九四  
 明治三十八年六月六日設立

組合所在地 大澤村は高座郡の北端に位し、西方は一條の通路を以て津久井郡と界し、東南は溝田名の兩村に境す。西南は相模川を隔て、小倉丹波寶ヶ峰の城跡を展望し、津久井郡の湘南愛甲郡の小澤村は連峯山岳の間に點在し、風光亦眺望に値す。相模高原を縫ふ透迤たる一條の道路を東北に辿れば、一里餘にして横濱鐵道線橋本驛に達すべし。

本村は廣袤一方里、戸數六百餘、人口三千餘を有す。土地一體に平坦にして、地味甚だ豊饒ならずと雖も、桑葉は能く繁り禾穀亦能く實る。耕地は畑六百町歩あるも、稻田は僅かに十四町歩相模川沿岸の一部にあるのみ。全村の地價約十萬圓にして、一戸當り百七十圓弱の割合なり。村民は概ね農を業とし、商工業に従事する者少なし。今や蠶業の途大に進み、一戸として養蠶に従事せざる者なく、全村に於ける各戸収入の大半は之に依り、従つて一家の經營多く此業に保持せらるゝの現状なり。其收爾量毎年二千六七百石にして、其價額に至りては相場の高低により素より一定ならざるも、優に十萬圓を收得すべし。農産物としては小麦大麥陸米甘薯等にして、就中小麥を以て第一位とす。又本村の其經濟状態を見

るに中位の資産家多くして大地主なるものなく、最低階級に伍する細民全く無きにあらざるも、其數尠なくして貧富の懸隔甚だしからず。

**組合の設立** 本村現時の状態を見る時は、蠶業大に發展し運輸の利便開け金融は緩和せり。然れども若し夫れ十數年前に溯り本組合設立當時に於ける本村の事情を顧る時は、決して今日の如き状態にあらざりき。道路は不完全にして人車を通すべくもあらず、横濱へは道程僅かに十里を過ぎざるも千山萬水に隔てらるゝの感あり。又武州八王子市場は僅かに二里の間に在りと雖も、鐵道の利便に據るを得ず。農家日常需要の物資、米穀肥料の購入及生産物の市場運搬は凡て人肩馬背に依るを以て、自然購買物は高價となり販賣物は安値となる。加ふるに機を見るに敏なる奸商輩は巧に這間の消息を窺ひ、只管廉價を標榜して品質粗悪の物品を提供し、又生産物も其運賃の不廉に制せられ、常に豫期に反して低價に賣却するの止むなきに至り、収入減少して消費却て増加し、而も生産力は次第に衰退するの現象を呈し、農家の窮狀甚しきものあり。加之時勢の風潮は本村に波及し來り、政黨の軋轢の爲め一村の紛擾を惹起し、互に相嫉視反目して産業の如き自ら閑却せられたれば、農家の經濟益々非にして信用地を拂ひ金融の途杜塞せられ、遂に資金の給供は高利貸に仰ぐの外途なきに至り、勤勉を競ひ輯睦を尙ふ一村の美風は何れの所にか去らんとす。此時に當り村内の有志は深く之を憂ひ、人心を收拾し農家の困憊を救濟せんとして相會し、其挽回に苦心すること切なりと雖も、大勢の趣く所施すに術なく、只時機の到來を待

つ外なかりき。然るに偶々日露の戦役に際會し舉國一致を要する秋に方り、俄然として村民は自覺し自ら一致の歩調を示すに至れり。茲に於て有志は再び起ちて力説する所あり、一方公民會を設け人心を一新すると共に、他方には産業組合を創設して生産の増殖を計らんとし、明治三十八年六月其筋の許可を得て、本組合を設立するに至れり。

**組合の發達** 斯くして組合は成立し事務の開始を見るに至りたれども、産業組合の主旨は組合員に徹底せず、或は有志者の射利的事業なりと誤認し、或は野心家の虚名を欲するの階級機關なりと曲解をなし、中傷的蜚語を弄するもの亦尠なからずして、組合の經營上困難を感じたるに、一方事業不慣の爲め、往々商機を逸して奸商に乗せられんとしたること屢ありて、此間に處する當事者の苦心一方ならざるものあり。専務理事は市場に出張して時價の變動を調査し以て商人の惡辣手段に備へ、又組合長は各區に配置せられたる組合委員と力を合せて組合員を指導啓發し、精神の修養産業の發達を計ると共に能く繁雜なる事務に執掌し、只忍耐と誠意とを以て之れに當りし結果、組合の趣意も克く一般に諒解せられ、組合員は振つて其本分を盡さんとし、今や組合員は全村に普ねく四百九十三人に上り、出資口數千百五十口を有するに至れり。

**事務の取扱** 本組合には理事五名監事四名ありて各大字毎に配置せられ、大概隔月一回必らず事務所に集合して協議會を開き、事業經營上必須の事項を協定し、或は組合執務の督勵を促し。又購買販賣生

産に各専務四名宛を設け、組合区域内の地形及び組合員の多寡等を斟酌して之れを配置し、尙ほ必要上専務の下に青年會員中より補助員を撰抜して専務を援助せしめ、以て組合員の需用生産販賣の品目及び數量を調査し、之れを組合事務所に報告するの外事業上總ての事項に對し幹旋の勞を執ること、せり。組合執務は毎日午前七時より日没までとし、書記一名事務員若干名を以て之れに當り、組合長は書記事務員と同じく毎日出勤せり。尙ほ組合員に對する注意事項は細大洩らさず謄寫に附し之れを一般に傳達し、又組合事務の狀況を明かにせん爲め隔月一回開かるべき役員協議會に毎月の成績を報告するを例とせり。

**組合の事業** 本組合の所在地は交通不便なるを以て主として購買事業を爲し、肥料米穀類農蠶具學校用品酒類油類日用雜品を取扱へり。

更に本組合は事業の經營に當りて村役場は勿論各種團體と密接なる關係を保ち、相倚り相扶けて自治の發展を助成すると共に産業の發展を圖り、明治四十一年以來引續き村農會と協力して大麥を麥酒會社に小麥を製粉會社に共同販賣を約し、其取扱石數毎年百石を下らず。又村農會と共に桑園の改良を圖らんが爲め苗種を購入し、或は青年會に對し原肥を提供して肥料調査に便宜を與へ、尙麥摺器及豆粕粉碎器數臺を設備して各種團體に貸與し、以て勞力の節減を期せり。尙村内に生糸を販賣せる漸進社あり、組合は此の社と相提携して組合員に共同乾繭所、稚蠶共同飼育、製絲揚返所等の設置獎勵をなし居れり。

#### 組合員の指導

總會の場合の如き組合員の多數集合の時は勿論、農閑或は長夜の時季を撰み各區巡回講話を催し、老幼男女の別なく一堂の下に集合せしめ、組合に關する事項を始め村治勸業道德に就ての講話をなし、又時々或は蓄音機を用ひ或は福引を行ひて歡笑の間に意志の調和を計るを常に努めたり。又青年會と合同し毎年一二回諸名家を招聘して講演會を開くを常とす。尙ほ組合員慰弔規程を設けて組合員中不幸に遭遇したるものは之を慰弔し、又模範組合員を表彰せり。

#### 組合の効果

組合の經營に依り左の如き効果を擧ぐるを得たり。

一 組合員は安全なる而も低廉なる肥料を得らるゝを以て、施肥上に便宜を得生産物の增收を來したるなり。

二 善良なる桑苗の共同購買に依り桑園の改良行はれ、殊に秋蠶用桑に至りては毎年九千圓乃至一萬圓以上の買入をなしたりしが、現時は全く之を償ひ却つて他村に移出をなすに至りたること。

三 本村は稻田十四町歩に過ぎざるを以て、組合は極力陸稻の栽培に意を用ひ良種を撰擇して組合員に配布したるに、數年前より其の産額激増し市場に賣却するの氣運に向ひたること。

四 組合事務所は恰も俱樂部の如く、日々組合員の出入頻繁なるを以て組合員と懇談するの機會多く、其の話柄に上るものは農事の改良肥料の撰擇其他社會萬端の事項にして、不知不識の間に組合員の知識の發達を促したるのみならず、道德風俗等に及ぼしたる影響亦尠なからざること。

- 五 青年會と氣脈を通じ完全肥料の調製に力め、其高二萬二千呎の多きを見るに至りしこと。
- 六 大正元年米價暴騰の際は、本組合員中の貧困者に白米を原價にて提供し、其額二百十六俵の多きに達したること。
- 七 共同心を鼓吹したる結果村治上に及ぼし、納税の如き成績佳良にして、大正元年十一月神奈川縣知事より本村は表彰の榮を得たること。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	四六三	四六三	四六三	四六三	四九三	四九三
固有財産						
拂込濟出資金	五,二九〇 <sup>円</sup>	五,二九〇 <sup>円</sup>	五,二九〇 <sup>円</sup>	五,二九〇 <sup>円</sup>	五,七五〇 <sup>円</sup>	五,七五〇 <sup>円</sup>
準備金	四五〇	五三五	六二〇	七〇〇	八三一	九八〇
特別積立金	二二二	二三〇	二四五	二五九	三〇三	四五九
合計	五,九六二	六,〇五五	六,一五五	六,二四九	六,八八四	七,一八九
事業						
購買額	二二,九七五	二四,七五〇	三三,八六二	三八,九〇二	三八,二四〇	三二,四三三

使用料	—	—	—	—	二,四七一	二,六二四
剩餘金	三二五	三二一	三〇六	三四五	五二二	五二四

貸借對照表 (大正三年度末)

貸方		借方	
未賣品	四,七〇八 <sup>円</sup> ・三一五	出資金	五,七五〇 <sup>円</sup> ・〇〇〇
未濟賣却金	四,〇三七・二六〇	借入金	三,五一七・三四〇
建物	七二二・四〇五	準備金	九八〇・三〇〇
什器	二八三・二八〇	特別積立金	四五九・一七〇
機械	一,〇一〇・〇〇〇	蠶種豫納金	一・五五〇
現金	六七〇・七三〇	建物償却積立金	二〇〇・〇〇〇
合計	一一,四三一・九九〇	剩餘金	五二三・六三〇
		合計	一一,四三一・九九〇

## 無限責任中田信用組合

二四

神奈川県鎌倉郡中和田村中田三一九八

明治四十年三月三十一日設立

組合所在地 本組合の區域たる中和田村中田は横濱市を距ること四里、東海道線戸塚驛の西二十五町に在り。土地平坦にして、縣道は部落の中央を貫通し、交通頗る便利なり。部落には田三十九町五反、畑百九十五町、山林五十町歩あり、戸數百三十五、人口千三十五、住民は農を以て本業とし、養蠶を以て重なる副業となす。地質は輕鬆なる砂土なるを以て肥料を要すること多く、中産以下の小農者は肥料購入資金に不足を告げ、充分なる施肥を爲す能はず、農耕は日々に衰退する傾向を示すに至れり。

組合の設立 時恰も明治二十八年日清の戦雲漸く晴れ、戦後經營の聲朝野の間に起るや、本部落に於ても亦夫れ夫れ劃策する所あり。有志奥津喬治郎同志を糾合して中田農會を組織し、鎌倉郡農會試作場を擔當し農事の改良に従事したりしが、同場に於て過磷酸石灰重過磷酸石灰試用の結果好成绩を得たるを以て、同部落の農耕者に磷酸肥料の有効なるを説きて其使用を奨励し、該品の共同購入を始め、之を使用して農作物の増收と肥料の安價とにより大に利益する處あり。故に引續き之を實行せしが、肥料の共同購入に際し尠からざる資金を要し、而も之が爲めに高歩の利子を以て借入するの止むなきに至り、

農作物の收穫後に於て資金の返済に困難を感じる者亦尠なからざりき。茲に於て村の有志は地方の産業の發達上資金の必要を切に感じ、部落民に勸めて明治三十五年以來日に一錢宛の貯金を勵行せしめ、明治四十三年四月に至り漸く本組合を設立するに至れり。

事業の經營 斯の如き事情の下に設立したる組合は、奥津喬治郎を組合長に推し、六十三人の組合員を加せしめ、九百七十五圓の出資の拂込を得、更に組合資金の充實を圖る爲め貯金を勵行せり。組合員には低利の資金を貸付け、肥料の共同購入をなせり。

▲貸付 貸付は普通貸付特別貸付の二種とし、保證人を立てしめ或は擔保を提供せしむ。普通貸付は九分六厘の利子を付し、特別貸付は七分以内の利子を付す。而して特別貸付は左の規定に由り貸付をなす。

### 特別貸付金規定

第一條 特別貸付金は特別貯金額の範圍を以て左に該當する者に限り貸付くる者とする

一 天災地變に遭遇し一家危殆存亡に際せるとき

二 戸主又は重なる従業者疾病數月に亘り家政困難なるとき

三 組合員の模範たるものにして有利の生産的資本を要するとき

第二條 特別貸付を受けんとするものは其金額及事由を證明すべき書面を理事に差出す、こゝを要す理事申込を受けたるときは理事會に提案して其當否を審議の上貸付くるものとする

第三條 特別貸付金の辨濟期限は三ヶ年以内に於て之を定む但し時宜に由り期限後貸付くる事を得

神奈川県 無限責任中田信用組合

二五



第四條 特別貸付金の利率は年七歩以内とす  
第五條 理事は特別貸付を爲す場合に於ては保證人二名を立てしめ又は擔保を提供せしむるを要す

▲貯金 貯金は定期貯金當座貯金特別貯金の三種とす。特別貯金は左の規約に従ひ之を取扱ふ。

無限責任中田信用組合特別貯金規約

- 第一條 組合員は勤勉と節約とを力行し得たる餘財を蓄積するの義務を有するものとす
- 第二條 組合員は前條の目的を達する爲め左の諸項を實行するものとす
  - 一 精勵貯金組合員は早起晩睡業務に勉勵し副業を撰み夜間及本業の餘暇之に従事し衣服居室家具等は質素にして其他勤儉より得たる収入の内日に五厘以上を貯金する事
  - 一 精農貯金組合員は夏秋收穫の際麥豆米一升以上を特に賣却して貯蓄する事
  - 一 精蠶貯金組合員は春秋收蠶の際一升以上特に賣却して貯金する事
- 第五條 本規約に因り爲したる貯金は組合を脱退したる場合の外左の事由に非らざれば拂戻を爲す事を得ず
  - 一 天災地變に遭遇し理事に於て止むを得ざる事由と認めたるとき
  - 一 有利の生産的資本に投ずるとき

組合員の指導 本組合は青年會青年教會及補習學校の發展に助力し、組合員並に其子弟の教育を進むると共に精神上の向上を圖り、或は其會合毎に理事出席して組合に關する講話をなし、其の趣旨の普及に勉め勤儉相助の美風を養成せり。本部落内の中田寺の住職權僧正香川法隆は、夙に毎月二回教會を開き教育勸語に基き精神修養に努めたりしが、組合設立後は組合と連絡を取り組合の發達に助力せり。又組合は

組合員にして天災地變に罹り或は其他の悲境に陥りたる者には、見舞金を贈り或は特別貸付金を爲し、祖先傳來の財産を失はしめずして償還の方法を立てしめ、或は高齢者を優遇し或は死亡者の追吊會を催すなど各種の方法を講せしかば、組合員は組合を徳とし従て組合の旨趣も自ら弘く行はるゝに至れり。  
組合の効果 組合の設立前は地方の金融逼迫して年一割五分以上の利率なりしも、組合にて低利資金を供給したるにより、組合外にても年八分四厘にて融通するに至れり。此くして一般に金融圓滑となり、容易に資金を得て産業の發達に努めたるに依り、著しく収益を増し、従て漸次貯金思想も發達し來り、貯金額一組合員平均百八十圓を有するに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	六六	六七	七八	九三	一〇三	一〇九
固有財産						
拂込濟出資金	一,〇〇〇 <sub>円</sub>	一,〇一〇 <sub>円</sub>	一,〇八五 <sub>円</sub>	一,二〇五 <sub>円</sub>	一,二七五 <sub>円</sub>	一,三〇〇 <sub>円</sub>
準備金	一〇	四六	一四二	二八六	四六一	六二七
特別積立金	—	三八	六〇	八九	一三五	一九八
合計	一,〇一〇	一,〇九四	一,二八七	一,五八〇	一,八七一	二,一二五

神奈川縣 無限責任中田信用組合

事業		貸付		貸借		貸借	
貸付	借還	貸付	借還	貸付	借還	貸付	借還
三、八七〇	二、〇四一	五、九〇九	四、九三三	六、九三八	五、五九〇	七、一九八	八、八二九
三、八六九	三、五八〇	四、七三七	四、四七二	七、八五〇	七、八五〇	九、二四九	一〇、三二〇
一、九八一	三、五八〇	五、〇六五	八、四五五	七、六七五	七、六七五	九、七三四	一三、二三八
三、〇二九	三、七六一	四、三三三	三、九五三	三、一四五	三、一四五	五、三三九	九、三三二
一、三三三	四、三三三	一、六〇〇	八、八三五	一、九四	一、三六五	一、七七六〇	二〇、六六六
九、一二七・二八五	四、三三三	一、三〇〇・〇〇〇	一、九四	二、五七	一、七六〇	二、八六	二、九〇
一、二五五・三一七	一、三三三	一、三〇〇・〇〇〇	一、九四	二、五七	一、七六〇	二、八六	二、九〇
一、一九三・四八五	一、三三三	一、三〇〇・〇〇〇	一、九四	二、五七	一、七六〇	二、八六	二、九〇
一〇二・〇七〇	一、三三三	一、三〇〇・〇〇〇	一、九四	二、五七	一、七六〇	二、八六	二、九〇
一一三・二一九	一、三三三	一、三〇〇・〇〇〇	一、九四	二、五七	一、七六〇	二、八六	二、九〇

貸借對照表 (大正三年度末)

貸付金	九、一二七・二八五	出資金	一、三〇〇・〇〇〇
預金	一、二五五・三一七	貯金	一六、九六三・二〇三
特別貸付金	一、一九三・四八五	特別貯金	三、七〇二・七三三
備品	一〇二・〇七〇	改良會獎勵金	一〇・五六〇
現金	一一三・二一九	準備金	六二七・〇〇〇
合計	二二、〇九一・三七六	合計	二二、〇九一・三七六
特別積立金	一九七・六〇〇		
剰餘金	二九〇・二八〇		

### 有限責任福原信用購買生産販賣組合

兵庫縣多可郡松井庄村ノ内福原村  
明治三十八年五月十五日設立

組合所在地 本組合區域は播洲鐵道の終點西脇驛を距る約三里半、多可郡の北部に在る松井庄村の一大字にして、三方山を負ひ東部の一方は稍々開けて耕地に富む。戸數百七十八、住民の多くは農を專業とし、凍蕪糖の製造及養蠶を以て副業となし、商工業者も少數居住す。

組合の設立 元來本村には適當なる金融機關を有せず、然るに時勢の變遷に伴ひ資金を要すること多く、高歩の利子を支拂ひて他町村に資金の供給を仰ぎ、又物質的文明は生存競争を激甚ならしめ、人心は日を追ふて浮薄に徳義は年と共に衰退し、中産者は競争に敗北して追々其の數を減じ、貧富の懸隔漸く甚しからんとし、村情益々非なるに至れり。有志深く之を憂ひ救済の策を講究しつゝ、ありしが、日露

戦役は大に村民の頭腦を刺戟し、戦後萬般の事業に對し革新の氣運磅礴たるものあり。

時に郡當局者は切りに産業組合の設立を奨めつゝありしかば、有志は之に依りて農家の經濟を救ひ徳義の向上を圖らんとし、東西に奔走して組合の設立に盡瘁したりしも、一般に組合の何んたるを解せず、疑心暗鬼を以て之を迎へ容易に組合員たることを肯せず。然れども目下の救済策は他に途なきを以て、有志者は極力組合加入の勧誘をなし、遂に七十六名の賛成者を得、明治三十八年五月本組合の設立を見るに至れり。

#### 事業の經營

本組合事務所は組合長住宅の一部に置き、事務の執行には組合長専ら其任に當り、小産者の加入を可成容易ならしむる爲め、役員は此等小産者を自家の農業又は家事用に雇役し、其勞銀の一部を割いて出資の拂込に充當せしめ、或は加入豫約を爲さしめ零碎なる貯金を取扱ひ、以て第一回の拂込に充てしめ、出來得る限り小産者の加入に便法を採り其加入を奨励したるを以て、漸次加入者を増加し今や全村を網羅するに至れり。

▲貸付 貸付の方法は信用、保證又は擔保に依り、日步定期年賦に分ちて取扱ふ。對人信用に重きを置き、日步貸付の外は利率を一定せり。借入請求をなす場合は、組合員をして用途保證人及償還期限を記載したる書面を差出さしめ、組合長は調査の上信用程度表を参照して諾否を決す。貸付金は組合員の便利を圖り、期限内と雖も隨時一部償還を認容せり。貸付金の主なる用途は肥料畜牛農具及土地の購

入、開墾造林又は桑園の改良、養蠶商工業資金、用水路の修繕費及舊債償還等なり。

▲貯金 貯金の種類は小口据置定期の三種とし、小口貯金は年六分、定期貯金は年八分にして、六月十二月の兩度に利子を元金に繰入れ、据置貯金は教育分家結婚養老等將來の目的を定めて貯金せしめ、貳拾圓に達したる時は年八分の利子を附し、一旦預入れたる貯金は特別の事情ある場合の外容易に引出しを許さざるの方法をとり、貯金を勧誘したるに、組合員は自然に貯金の妙味を會得し、年を逐ふて好成績をあげつゝあり。

▲購買販賣 共に開始後日淺くして未だ見るべき成績を擧ぐるに至らず。購買事業としては大正三年に肥料及酒の分配をなし、購買高二千六百九十五圓に達したり。又昨年倉庫を建築したるを以て、組合に於ては米價の暴落に際し、組合員の賣米に對し之を倉庫に納入せしめて假渡金をなし、組合員當用の資金を補充し、一面日々米況を報じて販賣の便を與へ、極力組合員の救済に盡瘁したり。而して販賣品に對しては歩合金制度によらずして、僅少の倉敷料を徴收しつゝあり。

組合員の指導及組合の効果 組合員指導上の施設としては、居村の寺院を借入れ組合員及其家族の共同俱樂部たらしめ、或は知名の士及神官僧侶を聘して講演講話及説教等を聽聞せしめ、更に組合事務所には新聞雜誌其他産業に必要な書籍を備へて、一般組合員及其家族の縦覽に供する等、和氣霽々の間に於て組合の趣味を了解せしめ、併せて常識の修養に資し風紀道德の釐革を圖れり。されば共同心と公

其心との向上顯著にして曾て風波を生せず、信用徳義の觀念は漸次扶殖せられ人情醇厚に復したり。又貯金奨励を爲したるを以て、勤勞の美風全村に波及し、組合員の生計は物價の騰貴するに拘はらず益々順調に赴き、從來借用せる高利の舊債を償還し且幾分の餘財を生ずるに至れり。

組合にて低利資金の供給をなしたるを以て、農具肥料の購入上多大の便利を得、施肥は充分となり耕耘又意の如く進捗し、農産物の收穫は組合設立前に比し約二割内外を増加し、又工業者にありても金融圓滑なる爲め生産物を増加し、製品に改良を加へ品質を良くし聲價を高め、商人にありても資金の供給を速に得て、商機を誤る虞なきに至れり。

組合員の産業及經濟の發達に伴ひ納稅成績良好にして、國縣村稅を通じて滯納處分を受けたるものなく全く昔日の弊風を一變せり。

從來年賀葬祭に際し、妄りに暴飲暴食を爲し風紀及經濟上失ふ所尠からず、組合設立後は一同申合せをなし、質實を旨とし努めて冗費を省き、其節約したる金員を醸出して組合區域の基本財産とし、現今千二百圓に達せり。

組合は青年團を指導誘掖し、農閑の期節には夜學會を開きて補習教育を施し、或は土地を貸付して造林を爲さしめ、或は荒蕪地を開墾して桑園及果樹園を作らしめ、又は川端の荒地に竹林を造成して堤塘の堅牢を圖り、之より收得する利益は貯金として組合に預入るなど青年の指導に努めしかば、村内の青年

は風紀を一變し、何れも質素を旨とし勤勞を尙ぶに至れり。

組合員は共同苗代を設置し、種子の撰擇貯藏播種管理等總て秩序よく之を行ひ、或は組合員の産米は共同販賣をなし、肥料は共同購入をなし、資金は組合之を調達し、利益の一部を共同積立金となし其額二百を超ふるに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一〇五	一三四	一三三	一三四	一八六	一八六
固有財産						
拂込濟出資金	三、〇六二	三、六六〇	三、九五二	四、二四〇	四、七四二	五、二四四
準備金	四〇五	七六二	一、二二九	一、五五一	一、二七八	二、八五〇
特別積立金	四三	七二	九六	一一三	一一八	一一八
合計	三、五一〇	四、四九四	五、一七七	五、九〇四	六、〇三八	八、二二二
事業						
貸付	六、四〇六	一〇、一二八	一七、一一四	二〇、二二七	一八、〇七五	一八、七九六
貸付償還	三、四六六	五、三〇七	一一、三一九	一四、九三三	一二、九三二	一四、八六二
年度末	七、四五三	一、二二七四	一八、〇六九	二、三、三六三	二八、五一六	三、二、四四九

兵庫縣 有限責任福原信用購買生産販賣組合

貸借対照表 (大正三年度末)		貸借対照表 (大正三年度末)	
受入	受入	借方	借方
貯金拂戻	二、九五〇	出資金	六、三三〇・〇〇〇
年度末	六八八	貯金	二、一八七・六三〇
三、五三四	九四三	借入金	五、〇〇〇・〇〇〇
七、〇九八	五、〇八九	準備金	二、八五〇・八〇〇
五四四	一二、九九一	特別積立金	一一七・五二〇
五九一	一八、一四三	未拂代金	六二〇・二〇〇
	一九、六一六	購買品未拂代金	三五四・〇五三
	七五八	未収入利息	一一、三九〇・七一
	八二六	現金	一、八六一・八四七
	一一、三三九	合計	三、七、五九九・二七四
	三、四		

### 有限責任七谷信用組合

新潟縣中蒲原郡七谷村大字黒水八四六  
 明治四十二年九月二十一日設立

組合所在地 七谷村は中蒲原郡の南端に位し、東北は大蒲原村十全村川内村と境し、西南は南蒲原郡の加茂町下條村鹿峠村森町に接し、西一里半にして信越線加茂驛に達すべし。南には粟ヶ嶽柴倉權の神嶽、西方に長谷山(一名猿毛嶽)の諸山巍然として雲表に聳え、其山脈の餘波は村内に起伏して七箇の峽谷をなし、拾壹箇の部落其間に介在す。加茂川は源を粟ヶ嶽に發し、村の南部を貫流し水清く春秋の候筏を通ず。道路は良く開けて交通運輸に便なり。組合事務所は村内交通の咽喉たる黒水に置かれ、村民の商業取引市場たる加茂町に至るには必ず通過せざるべからざるの要衝なるを以て、組合事業執行上最も好適の地たり。

本村は戸數現在六百四十五、人口約四千五百あり、土地の面積は三千七百九十四町歩にして、社寺境内及道路河川溝渠等を除きては全然民有なりとす。而して耕地五百八十三町歩、山林三千百五十二町歩を占め、一箇年の生産収入は約貳拾萬圓を計上す。地方の民情は概して醇朴にして、協同一致の念厚く勤勞の風に富む。其經濟狀態健全にして土地の分配稍々適良なるを見る。村内土地の總地價十八萬五千四

百七十九圓の内、村民の所有地十七萬五百五十圓を占め、他町村の所有に屬する地價一萬四千九百二十九圓なり、又以て村内の經濟狀態の一斑を察すべし。

**模範村** 本村は古來七谷郷と稱し十一ヶ村に分たれしが、明治二十二年四月町村制實施に際し合併して七谷村と稱す。教育の普及殖産興業の素因たる道路を改修し、從來部落割據の因として弊害多かりし五ヶ所に對立せる小學校を併合して二校となしたり。然れども未だ弊害の禍根を全く絶滅すること能はざれば、更に英斷を以て一校となし、同時に尋常高等小學校を併置し設備の完全を現實ならしめ、以て自治體の面目を一新せしに、漸く闔村の治績舉がるに至り、明治四十一年十一月小野村長は新潟縣知事より旌表せられ、明治四十二年十月には本村教育上の施設優良なるを以て再び本縣より金八十圓を賞與せられ、更に小野村長は同年十一月北陸及關西地方の教育並に自治民政の視察を命せられ、又本村は明治四十三年二月内務省の選奨する所となり金八百圓を下賜せられたり。

**組合の設立** 明治三十七年四月日露戰役の際、戰時施設の一として村長管理の下に勤勉貯蓄組合を設け、努めて零碎の資を蓄積せしめ勤儉の美風を養はんと欲し、五ヶ年間毎月一口金十錢宛の貯金を獎勵實施したるに、其口數八百三十人員四百二十四其額五千八百圓に達し、最初の計畫五ヶ年の期滿ちたるを以て、更に信用組合の組織に改め、明治四十二年九月設立許可を得、同年十一月を以て業務を開始せり。爾來組合の精神を體し産業經濟上の發達を期すると共に、本村の狀勢より専ら自治體の根本精神た

る協同緝睦矯風慈善振武思想の涵養等に傾注し、組合基礎の鞏固を計るを以て組合經營の一大綱領となし今日に及べり。

**組合の經營** 明治四十二年創業當初より兩三年間は、一般經濟の好況に連れ稍々著しき發達をなせりと雖も、二年前より本村副業の製紙事業の沈衰並に昨年末以來の米價暴落により貯金其の他全く一進一退の狀況を呈せり。然れども組合員は全區域住民の殆ど百分の九十に及び、組合に信頼し逐次組合の信用を増し來れり。業務の執行に付ては執行細則を制定して之れに依り、組合員の經濟上重要な關係ある加茂町市場開始日即ち毎月四九の日を以て終日執行す。即ち組合長笠原守一郎出納貸付庶務及び一般經營を執掌し、理事山崎武二郎簿記を擔當す、尙外に書記一名を置きて庶務及簿記の補佐をなさしめ居れり。

**組合員の指導** 組合總會に於て或は青年會在郷軍人分會其他各種講話會等の機會ある毎に組合に關する講話をなす外、第二の組合員たる少壯青年を指導教育するが爲め、小學校長初め職員と考究熟議の結果、組合長個人の名義を以て學校内に生徒の學用品購買所を設け、比較的廉價にして統一せる學用品を使用せしめ、教職員監督の下に上級生徒をして帳簿を擔任せしめ、購買販賣組合の一般的智識の涵養に努め其實績を擧げつゝあり。

**組合の効果** 元來本村は勤勞の風に富めるも、組合の發達と共に貯蓄思想一層發達し來り、相當の貯

金額を有するに至りたれば、村内の土地の移動は極めて僅少にして、其賣買を見るは概ね他町村人の所有土地を本村人に於て買収するものに屬し、而も其多くは中小農者の手に歸し、洵に喜ぶべき現象を呈するに至れり。副業たる製紙業の如きも勞力の分配上最も適切なれば、組合は之れに貸付をなし原料の共同購入或は抄紙法の改良の研究を講せしめしに、同業者は協同和衷し其の産額の増加に務め、現今五萬圓の多きに上れり。又組合は資金を提供して殖林を奨励したれば、中産者以上の貯蓄的副業として年拾數萬本の植栽をなせり。中産者以下の副業としての製炭業に付ては、組合は特に意を用る資金の運轉を計り、以て勤勞貯蓄を奨励したれば其效果大に現はれたり。

組合は又間接に地主と小作との間を圓滿ならしめ、永遠に本村自治の發達を企圖しつゝ、あれば、小作米の如きも小作の隨意希望に依り金納の制を取るものなご生ずるに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	三五七	四二七	五一三	五二五	五二六	五二四
固有財産						
拂込濟出資金	四,四三五 <sup>円</sup>	五,三八〇 <sup>円</sup>	七,二二五 <sup>円</sup>	七,七二〇 <sup>円</sup>	七,八二〇 <sup>円</sup>	七,八二〇 <sup>円</sup>

準備金	六〇	五九七	一,五八五	二,八八九	四,二八八
合 計	四,四三五	五,四四〇	七,八二二	九,三〇五	一〇,七〇九
事業					
貸付	三,三六九	二,一五三	三五,六七八	四一,二八一	二〇,四〇六
貸付償還	一七五	一一,四三一	二七,二〇八	三〇,九〇〇	二八,三九四
年度末	三,一九四	一一,九一六	二〇,三八六	三〇,七六七	二二,七七九
受入	三,一二六	四四,五七四	六二,〇七九	七一,五二八	五六,五八五
貯金拂戻	七二〇	二五,二五二	五二,四九七	六八,〇〇七	六三,三九三
年度末	二,四〇五	二一,七二七	三一,三〇九	三四,八三〇	二八,〇二三
剩餘金	四九	六五五	一,二四八	一,二六六	一,三九九

貸借對照表 (大正三年度末)

貸付金	二五,九〇九 <sup>円</sup> ・四九〇	出資金	七,八二〇 <sup>円</sup> ・〇〇〇
貸付金未收利息	七〇三・一九〇	貯金	二七,一八〇・六四四
預金	一〇,四四八・七六〇	貯金未拂利息	七五四・〇〇〇

新潟縣 有限責任七谷信用組合

債 券	二、二九六・〇〇〇	準 備 金	四、二八七・九〇五
什 器	一七六・〇三五	本 年 度 剩 餘 金	一、五〇〇・六二〇
聯 合 會 持 分	一五〇・〇〇〇		
預 金 未 收 利 息	九一・三八〇		
證 券	六五〇・〇〇〇		
現 金	一、一八・三一四		
合 計	四一、五四三・一六九	合 計	四一、五四三・一六九

四〇

### 有限責任塚山信用組合

新潟縣三島郡塚山村大字塚野山八四五

明治四十一年一月二十一日設立

組合所在地 塚山村は三島郡の極南に位し、北越線塚山停車場の所在地なり。東南は北魚沼郡に接し、西南は刈羽郡と界す。層巒重嶺蜿蜒して四面を圍み、僅かに一條の溪流澁海川あり、遠く來りて本村の中央を貫き、溪幹澤枝は交々相接して恰も蚯蚓の匍匐して集合するが如く、人家耕地は其の間に點

在せり。

由來本村は塚野山、東谷、西谷の三大字より成り、田百七十町、畑百三十二町、山林四百三十町、其地價總額六萬八千二百五十六圓あり、戸數四百十九戸、内農を專業とするもの三百餘戸にして、米二千八百餘石を主産とする一農村たり。

本村は遠く慶安承應の昔より、累世里正の職にありたる素封家長谷川家の餘澤を受け、村情の推移素樸にして且つ順良なり。住民は舉て農業に従事し、唯纔かに商工業者を觀るに過ぎざりしかば、往時農民間に於ける金融は極めて僅少の額に止まり、多くは地主に就て借入れ用を辨するを常とせり。然るに時勢の進歩と共に經濟界の趨勢變遷し來るや、農民間に於ても資金の必要に迫られ、明治十四五年の頃より頼母子講の流行となりたりと雖も、適當なる金融機關ならず、親戚知己の情誼を除けば、已むなく高利貸者流に頼るの外なかりき。

組合の設立 斯の如く農家の資金の需要年と共に増加し來り、加ふるに農民の生活狀態漸次向上するに伴ひ、生活費を要すること尠なからざるのみならず、納税の増加教育の進歩兵役の義務等社會の進運につれ、農家の經濟は急激なる變調を告げ、明治二十七八年戰役の頃一層其の傾向の促進せるを認めたり。

偶々明治廿九年北越鐵道の起工せらるゝや、有名難工事たる澁海川の鐵橋及塚山峠の墜道の工事は、



實に三星霜の長日月に亘り、多數の工夫土方等諸方より流れ込み來り、之等無頼の徒の惡風は漸次本村固有の良風美俗を侵し、村民の間にも先祖傳來の農業を抛ちて目前の利益多き鐵道工事の勞銀に趨らんとする傾向あり。斯の如く収益を得たるの反面には、衣服飲食一時に華美を競ひ、洋酒鐘詰等の商店頻りに繁昌するが如き、農村として甚だ不釣合なる光景を現出するに至れり。然るに愈々工事の竣工を告ぐるに及び、勞力の餘裕を生ずると共に、養蠶飼育肥料共同購入等大に行はれ、更に四圍の經濟界の狀況に促され、一層農村金融機關の必要を切實に感ずるに至れり。茲に於て有識の士は、前記の弊風惡習の芟除及金融の圓滑を計り、先づ現組合長長谷川彌五八卒先して有志と協議を重ね、遂に進廣會を組織し、教育勸語中の進で公益を廣むるの聖旨を奉體し、内徳風の涵養に努め、外産業の發達を圖らむことを期し、時々講話會を開きて堅忍着實なる氣風を養ひ、一面規約貯金の制を設けて勤儉貯蓄を奨励し、以て他日の信用組合の基礎となせり。明治四十一年一月期熟するや遂に塚山信用組合となし、今日の發達を見るに至れり。

**事業の經營** 本組合は村治と聯絡を取り各種團體の中樞と爲り、相俟つて圓滿なる發達を遂げむことを期し、經營七年其の歲月敢て長しとせざるも、着々良好なる成績を擧げつゝあり。左に其の主なる事業を示さんとす。

一 本村の主産たる稻作の改良を圖らむには、農會と相俟て肥料の共同購入苗代の集合改良人工稻架建設堆肥改良普及等を行ひ、其必要なる資金は一切信用組合に於て之を低利に供給を爲し、遺憾なく其任務を盡しつゝあり。されば本村農會が前後二回本縣知事より表彰の榮譽を得たるは蓋し故なきにあらざるなり。

二 副業として養蠶業を採擇したるは明治三十年頃なり。而して之が改善を圖らむが爲めに蠶業組合を組織し、一切の計畫指導督勵等に任じ、蠶種桑葉の共同購入屑繭整理講習繭及桑園品評會收購規約貯金等を行ひ、之に對する資金の融通は是亦信用組合の任務とし、多くは當業者一同の連帶責任の下に貸附を爲し、又桑園改良に要する資金の如きは、年七分の低利を以て年賦償還の特別規定を設け、其資金供給に遺憾無からしめ以て斯業の發達に資する處尠からず。されば養蠶業に依て得らるゝ收入今や二萬五千餘圓の額に上るに至れり。

三 前記副業以外に冬期間出稼人の多きは本村の特色とすべし。本村の積雪は平年五六尺に達し、十一月より四月に至る間は宛然これ銀世界に蟄居せるの有様にして、藁細工に頼るの外他に業務の求むべきものなし。故に七八歳以上四十五六歳頃迄の男子は、遠く關東及び福島縣地方に出稼ぎ、醸造業に従事する風習を成し、其の數約三百人に達し其の勞銀は實に一萬二千圓を算するに至れり。而も此の間之れ等多人數の要求すべき米味噌其の他の消費を節約し得るの利ありて、益々此の出稼が農民の家計の上に於て重要な財源とはなれり。斯くて明治四十三年以來杜氏組合を設置し、稅務監督局より

技師を聘し、年々醸造業の講習會を開き技術を習得せしむる傍ら、品性の修養を勵み以て杜氏の信用と名聲とを高むるに務めたり。而して信用組合は此の方面に向て特に郵便振替貯金口座を設け、遠隔の地に出稼せる者の勞銀を徒費せず、安全に輕便に母村の信用組合に貯蓄し得るの方法を慫慂せり。是れ常に送金に便益を與ふるのみならず、勤勞を勵み濫費を防ぎ貯蓄を怠らざらしむるに於て其裨益甚だ大なるものあり。

之を要するに本組合は一村の生産力を増すことに付き極力助勢を吝まざると共に、是等に關係ある各種團體と提携を保つことに注意し、事業の發達に努力せるが爲め、本村の富力を増進する上に與つて力ありたり。

**事務の執行** 本村固有の質樸なる民情に適合すべく萬事簡易を旨とし、可及的繁瑣の手續を省略すると共に經費の節約を計り、常務は一切高橋勝保之に任じ、其住宅の一部を事務所宛て、一名の書記も置かずして而も日曜祭日をも間はす執務し、場合に依りては夜間にありても應接をなし又事務を取るこゝとあり。組合長は時々組合事務を統理執掌すべく出勤し、理事會は隨時之を開き、出納の調査業務上の協議等機に従つて之をなすを常とせり。

▲貯金 貯金は普通貯金定期貯金當座貯金團體貯金規約貯金の五種とす。利率は最高年六分五厘最低三分六厘五毛普通六分にして貯金の種類に依て異なり。團體貯金とは進廣社と名づくる貯金團體にし

て、一口に付毎月金拾錢を貯蓄せしめ居れり。規約貯金は養蠶家の規約を設け、各級繭一貫目に對し金拾錢を貯蓄し、斯業の改良資金若しくは遠盪救済の資に充つる場合の外拂戻をなさるることとせり。貯金の奨勵に關しては時々講話會を開き、或は福引景品等を提供して、専ら組合員の貯金思想の普及を計りたるを以て、其額漸次増加し貸付資金の欠乏を感じたることなしと云ふ。

▲貸付 貸付は利率最高一割二分最低七分普通九分六厘にして、農業資金蠶業資金商業資金土地買入資金舊債償還資金等に貸附すれども、各團體の施設と相俟て其運用に注意せるを以て、用途適實にして、回收亦毫も違ふことなし。

**組合員の指導** 組合員の指導に就ては、總會其他の機會を利用し、名士を聘して講演會を開き、一面視察團を組織して實地の見聞を大ならしむるに勉め、又表彰規程を設け篤實勤勉他の模範と爲すに足るべき組合員を表彰することとしたり。

**組合の効果** 其の主なるものを擧ぐれば次の如し。

- 一 低利資金の供給を得て一般金融の便利を増したること。
- 二 貯蓄思想の發達と共に計算の觀念經濟の思想一般に發達し、無産の勞働者と雖も相當の貯金を有せざるものなきに至りたること。
- 三 共同心團結力の増進に伴ひ、農事其他各種共同事業を促進したること。

四 副業として養蠶業の發達したること。  
 五 各自平素の素行に對し注意を拂ふの傾向を示せること。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一五一	一六八	一七七	二〇〇	二一〇	二四〇
固有資金						
拂込濟出資金	三、八二〇	四、四〇〇	四、八九〇	五、七九〇	六、四一〇	七、二七〇
準備金	六二	二八二	五四六	九八三	一、四二五	二、〇七四
特別積立金	九四	二六六	四五五	六八一	九五九	一、二六四
合計	三、九七六	四、九四八	五、八九一	七、四五四	八、七九四	一〇、六〇八
事業						
貸付	三三、〇二六	三九、〇四六	四一、一九三	五七、九二八	六二、三七三	六九、二〇七
貸付償還	二八、八〇六	三六、五八九	三九、七二七	五五、二二九	五八、二六九	六二、七四九
年度末	八、七八六	一一、二四三	一一、七〇九	一五、四〇八	一九、五二二	二五、九七〇

受入	一六、七〇四	一六、七八六	二〇、四二五	二九、三七四	三三、四八四	二八、五六二
貯金拂戻	一一、五三二	一四、一一五	一七、二四一	二二、〇〇〇	二三、七四一	三一、七九七
年度末	七、五五五	一〇、二二六	一三、五一〇	二〇、八八四	二〇、六二七	一七、三九二
剩餘金	五二三	五九五	六二九	七五六	九二一	一、一七三

貸借對照表 (大正三年度末)

貸借對照表 (大正三年度末)	
貸借方	借方
貸付金	出資金
預ケ金	貯金
證券	借入金
債券	準備金
聯合會持分	特別積立金
什器	本年度剩餘金
現金	
合計	合計
三二、一七二・六〇二	三二、一七二・六〇二

## 有限責任元狹山信用組合

埼玉縣入間郡元狹山村大字二本木七〇五

明治三十四年二月二十日設立

組合設立の由來 本村は川越八王子間の街道に當り、往時は富士道者大山道者等の往復絡繹たりしを以て、無宿者の入込むこと多く爲めに博奕遊惰の風を馴致し、村民の所有する田畑山林の隣村民に轉賣せらるゝもの頻々として出で、産業自ら退歩の狀を呈しつゝありしが、明治三十年頃に至り日清戦捷後に於ける事業の勃興に伴ひ地方銀行設立の計畫あり、村内資産家の多くは其の株主となりたれば、從來村内に融通せられたる農業資金は轉じて比較的大企業家の資に供せらるゝに至り、中産以下の農民は資金調達の困難に陥り、村民の窮狀見るに忍びざるものあり。茲に於て有志相諮り、農村改良として産業資金の融通を圖り個人の信用を高むるを以て第一の策となし、明治三十四年に至り本組合を設立するに至れり。

組合の經營 本組合の事務所は村役場内に置かれ、専務理事は村長の職に在るもの常に之を兼ね組合の書記は助役之に當りて事務を處理し居れり。かくして本組合は村の自治と相俟つて經營し、努めて經費の節約を計り組合資金の蓄積に勉めつゝあり。故に組合の設立以來出資金積立金及貯金益々増加し、

今や組合員の産業資金に缺乏を來すことなく、農業益々發達するに至れり。

本組合の理事は夫々職務を分掌せり。即ち組合長は平素部落を巡視し組合員の業務を調査督勵して其の失敗なきを期し、専務理事は貸付及び貯金の事務を掌り又擔保品倉庫を管理し、他の理事は借入の申込を受け償還を延滞するものあるときは之を督促せり。各理事は毎月十日二十日及月末に於て事務所に集合し、組合業務上に付き協議し諸事違算なきを期せり。

▲貸付 貸付は普通短期長期の三種に區別し、無擔保貸付を主とし、信用程度以内の金額を一ケ年以内の期限にて保證人連帯の上即時貸付す。又繭生糸製茶土地建物等を擔保として貸付くるときは、専務理事に於て之が評價をなし理事監事評議の上信用程度表を斟酌して三ケ年以内の期限にて貸付す。但し土地建物の擔保品に對しては年九分六厘の利子を附す。而して其主なる用途は肥料農具購入資金、製茶養蠶資金及桑園改植土地開墾費等とす。

▲貯金 貯金は別に種類を設けず、一人一回一錢以上各自隨意に預入るゝものとし、毎月五日後の預入金及拂戻金に對しては其月の利子を附せず。利率は百圓以上には年六分二厘四毛、百圓以下には七分二厘を附す。

組合員の事業獎勵 本組合は組合員の普通農業養蠶製茶家畜商工等の事業を獎勵すると同時に、常に資金融通の圓滑を圖り、養蠶飼育の際の如きは、單に信用程度のみに準據せず養蠶の成績を調査し貸付

を爲す。その他開墾事業肥料購入等其の必要に應じて資金を融通し、専ら産業の改良發達を奨励しつゝあり。

組合の効果 組合に於て上記の如く組合員の産業の發達に盡したるに依り資金充實し漸時事業に改良を加へられ、組合の設立當時に比し其進歩著しく、左の通り諸種の施設行はるゝに至れり。

イ 畜産會の設置 組合は組合員の牛豚の繁殖を計る爲め大正元年より畜産會を組織し、種牛種豚を購求し種類の改良を計り、會員八十一名にして種牛種豚三頭價格五百十圓を有し、會員の飼養する牛豚三百五十頭其の販賣高年に八千圓に及ぶに至れり。

ロ 共同薙織 近來地方の織物業衰頹の結果、農村として冬季工賃を得るの途なきを憂ひ、明治四十五年自家用共同薙織を開始するもの五十三戸に達し、機械百臺其製造額毎年三萬枚に及ぶ。故に農蠶業に使用する薙の移入を防ぎ、其の利益年額約千二百餘圓に達す。

ハ 共同機械製絲 大正元年組合員五十戸共同して機械百臺を購入し、揚返場二ヶ所を設け製絲の改良を計り、同年の製造高五百貫に及び、従前の坐繰糸と比較すれば價格の差千圓以上に上れり。

ニ 肥料の共同購入 明治四十四年度より肥料の共同購入を開始し、其取扱高六千圓に達し共同戸數九十五戸に及べり。

組合員は組合より資金の融通を受けて産業の改善を圖ると同時に、貯金は益々増加し來り、現在組合員

の有する資本を示せば家畜一萬圓薙機械二百圓製糸機械一千五百圓、養蠶に於て一萬五千圓、茶園其他土地買入等に於て八千圓あり。而して組合員の生産高は組合設立當時に比し年額正に一萬五千餘圓の増進を來せり。

組合員は飲酒を節し身體の營養に注意し、又其の收支に餘裕を生じて禮節を重ずるの風を馴致するに至れり。今其一般を示せば次の如し。

- イ 勤儉力行の美風を馴致したる爲め、從來他町村民の有に歸したる土地の買戻をなすもの多く、又荒蕪地の開墾耕地の手入行届くに至れり。
- ロ 公共心を増進したる結果教育衛生土木等の事業に對し共同一致の行動を取るに至れり。
- ハ 徳義心一般に向上し、放蕩遊惰の者其數を減じ、從來賭博等に耽りし者も眞面目に業務に服するに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	二七〇	二七〇	二七〇	二六八	二六八	二六六
固有資金						
拂込濟出資金	六、二二〇 <small>円</small>	六、二二〇 <small>円</small>	六、二二〇 <small>円</small>	六、二二〇 <small>円</small>	六、二二〇 <small>円</small>	六、〇九〇 <small>円</small>

埼玉縣 有限責任元狹山信用組合

事 業 計	貸付		貸借對照表 (大正三年度末)		借方	
	貸付	償還	貸借對照表	貸借對照表	借方	貸方
準備金	二,二一〇	二,五二〇	三,五二〇	四,四一〇	五,二一〇	五,九〇六
特別積立金	九二三	一,一四三	一,三〇四	一,三九三	一,四五六	一,五二二
合計	九,二五三	九,八七三	一,一〇三四	一二,〇三三	一二,八八六	一三,五一八
貸付	二〇,九七五	二,七八九	九,四二三	二五,七六八	一一,六三〇	一一,四三五
償還	一四,〇八四	三,〇七三	九,四六七	七,三三六	一二,三〇七	八,二四五
年度末	一六,八九一	一六,六〇七	一六,五六三	一八,四三二	一八,七五五	二二,九四五
受入	三,七八七	五,九五五	五,四七九	六,八四〇	九,七四三	一一,八七二
拂戻	二,九五〇	三,九一九	五,四三五	五,〇二一	七,一〇〇	一一,〇一〇
年度末	七,七四九	九,七八五	九,八二九	一一,六四八	一四,二九三	一五,一五五
剩餘金	一,一九七	一,二三三	一,三六一	一,二三六	一,二六五	一,四一六
貸付金	二二,九四五・一〇〇	一,二一八・三五〇	六,〇九〇・〇〇〇	一五,一五四・五七〇		
預金						

有價證券	什器	配當金假拂	現金	合計	準備金	特別積立金	假預金	剩餘金	合計
四,五〇四・〇〇〇	六〇・〇〇〇	一八六・六〇〇	一,二〇三・七九〇	三〇,一二七・八四〇	五,九〇六・二〇三	一,五二一・五四九	三〇・〇〇〇	一,四一五・五一八	三〇,一二七・八四〇

### 有限責任山王道信用組合

群馬縣佐波郡名和村大字山王道八四六  
 明治三十八年二月十七日設立

組合所在地 本組合は佐波郡名和村大字山王道を以て組合の區域となし。本郡の中央市場たる伊勢崎町を南に距る一里にあり、更に南一里半にして埼玉縣本庄驛に達すべく交通便利なり。地勢平坦にして沖積土より成り、地味沃饒禾穀の生育に適す。耕地田七十五町三反、畑八十二町四反あり。利根川は西より南に遶り、田耕の灌漑に便す。戸數二百二十四、人口千四百七十三にして、米二千八百九十餘石、麥一萬四千九百餘石を産し、副業としては繭の六百八十餘石、機織賃業五千八百餘圓を

收得す。

組合の前身 区域内の現況此の如しと雖も、之れを組合設立前に溯りて觀察するとき、維新以後に於ける經濟上の推移は、生計の向上を誘致するのみにして收益の之れに伴ふことなく、生活上の困厄に依り、不知不識の間に祖先傳來の所有地を失ひ、一面養蠶業及織物業の發達は勞力の需要を加へ、住民は此の賃銀によりて其日暮の生計をなす者續出し、一旦經濟界の不振に遭遇するや、忽ち困憊の淵に陥入する有様なりき。是に於て村情を目撃したる青年等は、地方經濟の前途益々非なるを憂慮し、勤儉貯蓄の一日も忽諸に附す可からざるを唱導し、明治三十二年九月山王道貯金組合を起し、大に貯金の奨励をなしたりしが、幸ひに村の有志は此の舉を賛し、其の事業の執行に助力する所ありしかば、村民に於ても貯蓄の習慣を作り、好成績を以て五ヶ年の満期に達し、四千二百九十八圓を分配するに至れり。

組合の設立 前身貯金組合が満期解散を告げし時は、恰も日露の戰役酣なるを以て、組合員は分配金にて直に國債の募集に應じ、或ひは土地を購買し或は肥料倉庫等を建設する等、當時の紀念今尙多く存す。斯くの如く貯金組合は好結果を以て終局を告げ、一方組合員は貯金の思想稍や涵養せられ居りしに、村内の唯一金融機關たる貯金組合を失ひて不便不利を訴ふるに至りしかば、貯金組合經營者は再び起て信用組合を設立し、以て一層村内の經濟の發展を圖らんとし、明治三十八年二月本組合を設立し、後購買の事業を兼營して今日に及べり。

組合の經營 事務の取扱は前身貯金組合に倣ひ簡易を旨とし、出資拂込の如きも貯金に由りて之を爲さしめ、不知不識の間に拂込を濟し、其後の貯金も以前五ヶ年間貯蓄の美風を馴致したる効により漸次貯金額を増し、常に組合は巨額の貯金を有して事業の執行上資金の不足を見ず、益々順調の發達を爲しつつあり。

▲貸付 貸付金は概ね農業資本にして土地購入、土地改良、肥料購買、養蠶業の資金にして、何れも無擔保貸付となし保證人を立てしむ。大正二年倉庫建設の後は米麥を抵當として貸付せしものあるも、其數僅少なり。

▲購買 購買の事業は主として肥料の購買を行ひ、僅少の生計用品を取扱ふ。之等の購買に際しては、豫め組合員の申込を受け商店と特約し置き、組合員は組合發行の傳票に所要の數量を記し物品を商店より受取り、組合は組合員の引取終了後に於て精算を爲すの方法を採りたれば、購買品の殘存を生ずることなし。

組合員の指導と効果 組合員の指導に付ては本組合の設立前五ヶ年間既に行はれ居りたれば、組合事業執行上何等の支障を見ざれども、産業組合の眞髓たる精神に至りては之を解するもの少なく、往々金融上其他の便益を得ることのみ注意し、其精神を誤るものなしとせざるを以て、先進産業組合經營者の實驗談を聞き、或は縣官の出張を請ふて講話會を開き、或は總會の開會を利用して組合員の心得を

懇説する等組合員の指導に努めつゝあり。されば組合の効果も益々顯はれ、組合員の共同の精神漸く厚くなり、納税組合の設置と共に従來の如き滞納の弊を矯め、或は里道の修理をなし村風の純朴を加へて自治の興隆を資け、又低利資金の供給は地方金貸業者の利率を低下せしめ、組合に於ても亦更に利率を低下して現今年一割の利率とするに至れり。而して組合員の貯蓄心の向上は組合の貯金を多額ならしめ、之を目撃したる他村は範を本組合に採りて信用組合を興し、又組合員間に於ても更に各種の貯金團體を作り勤儉貯金を爲せり。

斯の如く組合員の貯金思想發達したれば、組合の資金も充實して村内の需要を充たすに足り、一村の經濟漸く獨立するに至れり。又肥料購買は其の効を奏し、總ての組合員は組合の手を経て購入し肥料小賣商人と取引するものなく、比較的安價に買入れ且つ安心して施肥するを得、禾穀の增收を見るに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一〇三	一〇三	一〇五	一〇六	一一八	一一八
固有資金						
拂込濟出資金	四、五〇〇 <sup>円</sup>	五、五〇〇 <sup>円</sup>	六、五五二 <sup>円</sup>	七、五六〇 <sup>円</sup>	八、五六八 <sup>円</sup>	九、五七六 <sup>円</sup>
準備金	一、二七三	二、〇四五	三、一一四	四、三八四	五、七七〇	七、四八〇

特別積立金	合計	貸付	貸付償還
六〇	五、八三三	九、九九六	七、九〇九
一一〇	七、六五五	五、五二六	五、一七三
一五五	九、八二一	一一、三八一	一一、七二二
二〇五	一二、一四九	一一、五〇九	八、七〇九
二六〇	一四、五九八	一六、三九〇	一一、五三〇
三一五	一七、三七一	一八、一四三	一六、八九七

貸付	年度末		貸付	年度末	貸付	年度末	貸付	年度末
	受入	拂戻						
受入	五、五八三	四、三九七	一一、七三一	一一、三九九	一一、五〇九	一一、三九〇	一一、五三〇	一六、八九七
拂戻	三、六三六	四、三二二	一一、七三一	一一、三九九	一一、五〇九	一一、三九〇	一一、五三〇	一六、八九七
年度末	五、二二六	五、三二〇	一一、七三一	一一、三九九	一一、五〇九	一一、三九〇	一一、五三〇	一六、八九七
購入額	四、一三〇	四、七二〇	一一、七三一	一一、三九九	一一、五〇九	一一、三九〇	一一、五三〇	一六、八九七
剩餘金	八二二	一一、一一一	一一、七三一	一一、三九九	一一、五〇九	一一、三九〇	一一、五三〇	一六、八九七

貸借對照表 (大正三年度末)

貸方	借方
拂込未濟出資金	五〇四、〇〇〇 <sup>円</sup>
預金	二、三一九、九〇〇
出資金	一〇、〇八〇、〇〇〇 <sup>円</sup>
準備金	七、四七九、七五三

群馬縣 有限責任山王道信用組合



貸付金	二〇、三〇五・〇〇〇	特別積立金	三二五・三五〇
建物	一、五七〇・六五八	甲貯金	五四八・五七七
什器	九九・九八〇	乙貯金	四、九三四・四八七
現金	四〇六・四五七	剰餘金	一、八四七・八二八
合計	二五、二〇五・九九五	合計	二五、二〇五・九九五

五八

## 有限責任高倉信用組合

千葉縣香取郡小御門村高倉七一

明治三十八年三月十七日設立

組合所在地 本組合は香取郡の西端に位し、成田鐵道線久住驛より四十町、滑河驛より一里九丁にして達する僻陬なる一少部落を區域とす。田畑三十三町、戸數二十三、人口百六十餘にして、住民の多くは農を專業とし、近來養蠶を副業とするに至れり。

由來本村の住民は質朴順良にして、平穩の生活を爲し來りしが、明治の初年隣村と水利の争を醸し之を法定に訴へ、三ヶ年の長日月を経て漸く解決したりと雖も、自然之に要したる費用多額にして如何とも

なす能はず。遂に所有の不動産を擔保に供して借入れ支辨したり。然るに金利は極めて高く、耕作物の収益は年々支拂ふ利子にも足らず、村民の負債を益々重からしめ、他の生産に向つて投資すること能はず、住民の疲弊其極に達せり。

**組合の設立** 住民の困憊日に加はり、其の財産漸く他に轉せんとする傾向を示すに至り初めて覺醒し、勤儉貯蓄の必要を感ずること甚だしく、遂に一致共同して農事組合を起し、土地を借入れ共同耕作をなし、其利益を積みて賃借の支拂に充て、以て今日の疲弊を救済せんとせり。更に此積立たる貯金を組合員に低利に供給するの方針をとり、或は相會合して勤儉貯蓄農事改良風紀改善等に關する講話を聴き、大に共同一致の精神を喚起し、事業の實行着々其緒に就くを得たり。然るに斯の如き私設團體にては危険の恐あるを以て、法人組織となさんとの議組合員より起り、明治三十八年三月信用組合の設立を見るに至れり。

**組合の經營** 本組合は設立當時組合員僅かに八名にして、業務の執行は閑暇を利用し組合長一人にて之れを取扱ひ、貯金を奨勵して、小より大に及ぼすの主義を以て益々共同心の涵養に努めたる結果、組合の基礎鞏固となり組合の經營上何等困難を感じたることなく、出資の拂込も亦從前貯金したる農事組合貯金を以て之れに充當したれば、組合員は何等の苦痛を感せずして出資の全部拂込を爲し得たり。

▲貸付 貸付は努めて對人信用を採用し、無擔保貸付をなす。元來本組合の貸付の目的は、組合員の舊債を整理せしめて從前の苦痛より脱出せしむるにあるを以て、貸付資金の内舊債償還に充つるもの大部分を占む。又細民の負債にして抵當權の設定あるものは、利息支拂にのみ苦しめられ元金返済の成算なく、結局其權利は債權者に領有せらるゝ状態に在るを以て、之が救済の方法として高利借換償還の途を立て、利子の差額を毎年組合に蓄積せしめて貸付金償還の元金に充つる契約をなし、組合員の不動産所有權擁護の目的を以て漸次抵當權を組合に移轉せしめつゝあり。

▲貯金 目的なき貯金は引出し易きを以て、一定の目的の下に一定の規約により獎勵しつゝあり。然るに明治四十三年八月洪水の爲め利根川堤防缺潰し、區域内の水田の半は收穫皆無に歸し、組合員の經濟上に大打撃を蒙りたることは、組合員をして益貯金の必要を感せしめ、之より各自奮勵して大に貯金に努めたり。

本組合は又貯金の方法として組合員共同勤勞貯蓄田を設け、之より生ずる収益は全部組合に貯蓄せしめ、縣郡農事教師及小御門村立農學校職員等の指導の下に、耕作、播種、除草、肥料調製等を行ひ、當部落の模範田となしたり。其の貯金規約左の如し。

貯金規則

第一條 本組合員は勤勞儉約にして貯金するの義務を有す

第二條 組合員は第一條の目的を達する爲め左の各項を實行するものとす

- 一 産業の改善を謀り増收を勉むること
  - 二 副業を勵み主業の餘暇又は夜間之に従事すること
  - 三 衣服食物住宅家具の類は可成質素を旨とすること
  - 四 時間を空費せず公私の集合に指定の時間を誤らざること
  - 五 生産物を賣却したるときは一定の金額を控除して貯蓄すること
- 第三條 本規定による貯金は普通貯金特別貯金の二種とし貯金預入の當初理事に契約するを要す
- 第四條 普通貯金は必要に應じ拂戻すものとす
- 第五條 特別貯金は左の種類に依り用途の必要ありて蓄積したるものなれば目的以外の用途に拂戻をなさざるものとす
- 一 出産貯金            二 就學貯金            三 成年貯金            四 結婚貯金            五 相續貯金
  - 六 養老貯金            七 納稅貯金            八 償還貯金            九 住宅貯金            一〇 増資貯金
  - 一一 見學貯金          一二 罹災貯金          一三 其他必要なる貯金
- 第六條 特別貯金の拂戻に關しては理事會の承認を経べきものとす但し理事會に於て不相當なる拂戻を認定したる時は拂戻を停止し又は利息の歩合を減少若しくは削除することを得
- 第七條 貯金の額は一回に付金十錢以上とす
- 第八條 貯金の利率は年七分二厘とし毎年十二月元本に組込むものとす
- 第九條 前各條の外必要なる事項は理事會に於て決定す

準備金 準備金は出資が一倍半に達するまで之を積立つるものとし、大正三年度末出資金三百六十圓に對し三百九十七圓の多額に上りたれば、組合は準備金を以て組合の主眼たる區域内の土地回收をなし、

大正三年度まで田畑二反三畝六歩山林三畝九歩を得、後來資金の運用上支障なき限り不動産を買入れ、組合設立の目的を達せんとしつゝあり。

組合員の指導 元來本組合を設立するに至りしは、部内の住民が經濟上及産業上の窮狀其極に達し、其救済の必要を自覺したるに依るを以て、事務の執行上些の困難を感せず順調に發達したれども、組合の徳育智育に關しては、毎月部民の仕事の繁閑によつて或ひは晝間或は夜間月次會を開きて公私の懇談を爲し、又は神官教員其他名士を招聘して講話を聽聞せしめ、教育産業衛生經濟風紀の各方面の智識を與へ、或は極めて簡易なる印刷物を配布して各家の壁又は障子に貼付せしめて組合員家族にも亦同一步調を取らしめ、或は巡回文庫を設けて圖書新聞雜誌を巡覽せしめ、組合員及家族の智能の啓發に努め居れり。

組合の効果 組合設立に依り左の如き効果を得たり

- 一 組合員は貯蓄の便宜を得て自ら貯金の必要を認め、明治四十三年の洪水の害に罹りても尙貯金を引出さず、却つて之れにより貯金の必要を自覺せしめ貯金額を増加したり。
- 二 低利なる資金を運用し、借換により高利の負債を減少せり。
- 三 他町村民の所有に歸したる土地を組合の資金により漸次回收しつゝあり。
- 四 肥料農具其他必要品は共同購入をなすにより、市價より一割廉價となり、從て農産物の增收を見る

に至れり。

- 五 名士の講演を聴くが故に自ら人格の向上をなしたり。
- 六 組合員は相互親睦し、組合を本位として風紀を矯正し徳義を重んずるに至り、隣村の羨望する所となれり。
- 七 組合員は共同して農閑に補習講演會を開催し、或は道路を改修し交通の便を計り、或は害蟲驅除、誘蛾燈點火、種子の選擇、麥奴豫防等を施行しつゝあり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一〇	二一	二一	二一	二二	二六
固有資金						
拂込濟出資金	一六四 <sup>円</sup>	二一六 <sup>円</sup>	二二二 <sup>円</sup>	二八〇 <sup>円</sup>	三〇〇 <sup>円</sup>	三六〇 <sup>円</sup>
準備金	五九	九三	一三二	一九二	二九七	三九七
合計	二二三	三〇九	三五四	四七二	五九七	七五七
事業						

貸付	貸付		貸借	貯蓄	出資	借方
	年度末	年度末				
貸付	二七九	五五六	六五三	七三三	八〇六	五四七
償還	一三一	三三七	一五六	四五二	六七五	三一〇
年度末	三七八	五九七	九一四	一、一九六	一、三二七	一、五六四
受入	一五二	二二四	二九二	四五一	六三三	三八七
拂戻	五三	—	二三	一三四	三八三	二二二
年度末	二二五	四三九	七二〇	一、〇二七	一、二七七	一、四四二
剰餘	二九	三九	五九	一〇四	九八	一〇五
貸借對照表	(大正三年度末)					
貸付	一、五六三・五〇〇		出資	三六〇・〇〇〇		
預金	一八〇・五一一		貯蓄	一、四四一・五一五		
土地	二八四・〇〇〇		準備	三九六・七一八		
什器	一二六・三一〇		剰餘	一〇四・八五三		
圖書	一八・六四〇		合計	二、三〇三・〇八六		
現金	一三〇・一二五					
合計	二、三〇三・〇八六					

### 無限責任小川信用購買販賣生産組合

茨城縣東茨城郡小川町字小川一四三四ノ二  
 明治三十九年十二月十日設立

**組合所在地** 小川町は東茨城郡の最南端に位し、常盤線高濱驛を距る一里二十町、東南は風景絶佳の勝地として著名なる霞ヶ浦に臨む一都邑にして、水陸共に交通便利なり。

本町の廣袤は南北約二里、東西五丁乃至五十丁、北部に廣く南部に狭し。地は概して平坦なれども耕地と林野殆んど相半し、田部、釜田の二流域に沃田相連る。田二百六十四町、畑三百七十四町、山林原野六百十二町を有し、戸數八百四十、人口四千四百あり、其三分の二は農蠶業に従事し、米穀繭等の物産を主とし、他の三分一は専ら商業を營む。

本町は往時水戸、東京街道の衝に當り、物貨の集散地たるのみならず、穀物肥料等の商家多く商業頗る旺盛の地なりしも、小山線常盤線の敷設せらるゝや横道となり、一轉して商業不振の状態となれり。即ち倒産者續出して他に轉業せざる可からざるに至り、一般住民の生計漸次困難に陥り、産業は益々衰頹し町政は不振となり、本町の前途實に憂慮に堪えざりしが、其後土浦五十銀行支店設置せられ資金供給の途開かれしかば、商業界稍回復したりと雖も、銀行は對物信用の貸付にして更に對人信用の資金供給

を爲さざりしが爲め、中産者以下に對する救濟機關としては一切其用をなさざりしなり。

組合の設立 本町經濟界の趨勢既述したる如し、偶々明治三十九年十月無限責任小川町購買組合の設立ありしかども、資産家のみ加入せしめて中産以下の者は其恩恵に浴する能はず。然るに以前より中産者以下の團體なる肥料の購買組合は資金の供給を受くる途なく、肥料購入資金の缺乏を訴へつゝありしかば、現組合長本田梅之助日夜之を憂ひ、遂に中村勘次郎等と相謀り、同志を糾合して數回熟議の結果産業組合を設立することとなり、殊に萎靡振はざる本町小産者の挽回を圖らんには、先づ産業資金の供給と貯蓄思想の涵養を最急務なりとし、二十餘名の同志を得て初めて信用組合を組織し、極力組合員の加入を勸めて百二十三人を得、明治四十年一月一日事業を開始するに至れり。

組合の經營 事業の開始以來理事三名交代に夜間六時より八時までを執務時間と定め、熱心に組合の經營に従事したれども、何れも一定の職業ありて終始此複雑なる事務を執掌すること能はず、故に事務員一名を常置して組合事務を整理せしめ、役員は区域内各戸を歴訪して加入の勸誘に努めたれば、年々組合員を増加し組合の事業も發展し來りたれば、明治四十一年一月より現組合長は専務として出勤し、正午より五時迄執務し、翌年よりは午前十時より午後四時迄執務時間として組合經營の任に當りしが、之の間種々の事情起りて組合の經營を困難ならしむる事屢々あり、一時は役員間の圓滿を缺き組合の前途轉た急を告ぐるものありたれども、組合長は自家の商業を老父に一任し終始一貫して組合の成功を祈

り、他の事務員亦能く之れを助け苦心經營したる結果、遂に萬難を排し組合の事業漸次増加するに至れり。されば明治四十三年總會の決議を経て事務所を新築し、十一月移轉して事務員を三名となしたり。茲に於て本町の爲め購買組合と併合の交渉を試みたるも、種々の事情伏在して成らず、明治四十四年五月販賣の事業を兼營し、更に同年十月購買の事業を加へて益々組合員を裨益せしかば、續々新加入者を増加せり。而して事業の擴張は倉庫の必要を促し、明治四十四年に之を建築し、大正二年には事務所を増築し、更に大正三年には倉庫を増築するに至れり。而して事務の取扱に至りては、十二名の世話係を各字に配置し、常に該區組合員の勤惰性行産業状態並に財産の状況を監視せしむるの傍ら、貯金の獎勵購買及販賣品の注文又は委託の勸誘に力めしめつゝあり。

▲貸付 本組合員は農工商各業務を異にするを以て、自然貸付の方法も一定せざれども、有擔保無擔保の二種とし、主として商業者には有擔保の貸付農業者には無擔保の貸付を行ひ、小口を先にして大口を後にするの順序をとり、且つ農家に對しては商家に比し多少低率を以て貸付し、利率は普通日歩二錢二厘乃至三錢とす。擔保の種類は繭、茶、米、土地、建物等なり。而して貸付金の用途は商家の營業資金、農家の肥料、土地、桑葉、馬匹、購入資金、舊債償還、開墾費等にして、其返済の期日は嚴重に確守せしめ、期限前一度通告し置くを以て其期日を誤まる者なし。

▲貯金 貯金は不動、定期、當座の三種にして、不動日歩二錢、定期一錢八厘、當座一錢三厘の利子を

附し、組合員の貯金思想を涵養し、組合の資金の充實を圖れり。今不動貯金の規約を掲ぐれば次の如し。

不動貯金獎勵規定

第一條 不動貯金を毎月金三十錢以上を怠りなく貯金なしたるものに對し翌年一月の總會の席上に於て之を表彰し獎勵金を與ふるものとす

第二條 理事に於て一ヶ月金參拾錢の貯金に堪へざるものと認めたるものは金拾五錢以上の特典を與へ參拾錢以上の貯金者と同等の獎勵金を與ふることを得

第三條 不動貯金は左の場合の外拂戻をなさざるものとす

冠婚葬祭水火災盜難病氣建家土地購入出兵其他理事に於て必要と認めたるもの

第四條 前項以外の拂戻をなしたるものは拂戻したる年度内拂戻したる金額を補充したる上にて第一條の金額を貯金したるにあらざれば獎勵金を受くることを得ず

第五條 表彰は普通特別の二種とす普通は其年度内の成績に依り表彰し特別は累年の成績に依りて表彰す

第六條 獎勵金高並に獎勵金分配は左記の方法により總て理事に於て取極むと雖も普通表彰獎勵金額は其年度末不動貯金總額の二分以下とす

イ 三ヶ年間引續き二等の表彰を受けたる者へは普通表彰獎勵金の外特別獎勵として金壹圓宛を與ふ

ロ 五ヶ年間引續き二等の表彰を受けたる者へは同じく金貳圓宛を與ふ

ハ 七ヶ年間引續き二等の表彰を受けたる者へは同じく金參圓宛を與ふ

ニ 十ヶ年間引續き二等の表彰を受けたる者へは同じく金五圓宛を與ふ

ホ 不動貯金開始後若くは加入後中断せずして七ヶ年以上貯金をなし年々表彰を受けたる者は特に表彰を受け得らるゝものとす

第七條 獎勵金は現金にて交付せず同文の貯金通帳に記入し渡すこと

第八條 同貯金を爲さざる者は、信用程度の點數を減するものとす

不動貯金者へ獎勵金分配標準

第一 餘業貳拾五點 本業の餘暇を以て得たる金圓を貯蓄せるものを以て滿點とす

第二 回数貳拾五點 預入回数一回を二點とし十二回以上を滿點とす

第三 財産貳拾五點 資金の最も多からざるものを以て滿點とし順次多き者に及び減少するものとす

第四 預金額貳拾五點 預金額圓を以て一點とし五拾圓以上を以て滿點とす小資産者の金額は此限にあらず

▲購買 組合にて取扱ふ物品は、産業用品として肥料種苗農蠶具、日用品としては清酒、油、呉服、太物、荒物、乾物、文房具等にして、多く東京の大問屋より直接購入し、組合事務所内に店舗を設け、配達人をして配達せしめ居れり。産業用品の外一切現金取引をなし、成るべく其價格を低廉ならしめ、組合員の經濟上の利益を圖れり。

▲販賣 取扱品は米にして、受託買取の兩様の取扱をなし、受託品に對しては壹圓に付き一錢宛の歩合金を徴收し、買取の場合には市價に比し玄米八斗に對して五十錢乃至一圓宛高價に受入る。假渡金は物品時價の十分の八を限度とし、其利率は日歩二錢二厘なり。販賣品の取引先は茨城縣共同購買會及有限責任水戸機關庫購買組合なり。

▲生産 此の事業は開始以來日尙淺くして發展の域に達せず。今日行ひつゝあるは大豆粕削機、製繩器各一臺宛を備へて組合員に使用せしめ、使用料として大豆粕削機一日金一錢五厘、製繩機一日金一

茨城縣 無限責任小川信用購買販賣生産組合

錢宛徴收し居れり。

組合員の指導 事務所の二階に精神修養を主眼とせる圖書を備へ、或は娛樂機關の設けあるの外、毎年一回各大字毎に幻燈會を開き、役員は専ら組合説明の任に當り、或は蓄音機を備へて各大字に於ける休暇を利用して之れを聴かしめ、談笑の間に自ら組合思想を注入すれども、組合員は從來慣習上猜疑心深く、他人の成功を羨むの弊風容易に脱せず、勤儉貯蓄の風見るべくもあらざれば、各大字の役員は頻りに貯金を奨励し、或は不動貯金規定を設けて年々奨励金を交付し、或は巡回貯金箱を用ゐ、又市街部の組合員には日掛貯金を勵行せしめ、務めて組合員の貯金思想を喚起せしめつゝあり。而して組合員及其の家族が死亡したるときは香花料を贈り、又災害に罹りたるときは見舞金を與へ、或は組合員の表彰を行ひ、或は組合員に時間を勵行せしむる方法を講ずる等に務め居れり。

組合の効果 組合員に低利の資金を供給して産業を發達せしめ、延いては地方の金利を輕減せしめ、同時に組合員外の町民も低利の資金を得るに至れり。組合員は組合より資金を得て、或は發動機を備へ、或は精米、製板、煉瓦製造業等を開始し、其製品を各方面に續々賣却するに至れり。又組合設立後借家人にて家屋宅地を購入し、或は土地を購入せしもの多く、教育も不就學兒童の年々減少するを認むべく、納税に付ても中産者以下に納期を怠るものなく、却つて組合員外の有力者に怠納者多きは奇といふべく、

又從來盛んに行はれし賭博も其跡を絶ち、青年等にて酒樓に會食するものなく、町内犯罪者も殆んどなく、一般に各自の行動を慎むに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	二五二	二六三	二六五	三〇七	三三六	三四四
固有資金						
拂込濟出資金	六四九五	八四八八	一〇、一三五	一二、〇一六	一二、四二六	一二、六六四
準備金	三七四	六五七	一、〇〇一	一九六七	二、七二六	三、〇一一
特別積立金	二八九	七五六	一、二八六	一、二五三	一、一九九	一、一三五
合計	七、一五八	九、九〇一	一二、四二二	一五、二二六	一六、三四一	一六、八二〇
事業						
貸付	一四、二三九	一五、九七五	二七、九四九	二七、九八四	三五、八八四	一九、六五〇
貸付償還	一〇、六三六	一二、〇〇五	二二、七一九	二二、三七八	三一、五三〇	三三、一〇九
年度末	一一、五〇八	一五、四七八	二二、七〇八	二八、三二四	三二、六六八	二九、一〇九

茨城縣 無限責任小川信用購買販賣生産組合

受入	五〇、〇〇二	五二、四六六	六八、六五八	七一、五〇七	七四、二〇六	五五、七七〇
貯金拂戻	四六、一六〇	四九、九三七	六三、二三七	七二、二〇六	七五、九八六	五三、九八六
年度末	三、八五〇	六、三七九	一一、八〇〇	一一、一〇一	一〇、三二一	一一、一〇五
販賣額	—	—	—	—	一、一六九	一、一六七
購買額	—	—	三七六	五、一二六	四、六七〇	五、五五一
使用料	—	—	—	—	—	—
剩餘金	七三九	九八〇	一、一三三	一、〇一五	六七七	六五四

貸借對照表 (大正三年度末)

貸方	借方
拂込未済出資金	出資金
二、九三五・五二〇	一五、六〇〇・〇〇〇
貸付金	定期貯金
二九、一〇八・九〇〇	九〇二・八二〇
販賣假渡金	不動貯金
二五四・二七〇	三、二一五・三六五
土地	無期貯金
四七七・二〇〇	七、九八七・二五五
建物	準備金
三、三五五・八四〇	三、〇二一・二九二
什器	特別積立金
六七〇・九一〇	一、一三五・〇九二

購買品現在高	一、一六二・三七六	借入金	八、六〇三・五一〇
販賣品現在高	八七七・一〇七	出資拂戻未済金	三七・〇〇〇
貸付金未收利息	一、四二一・五七二	未拂戻準備金	一〇三・三三二
預金未收利息	三一・九二〇	産業組合事務員 養生基金	六三〇
販賣品未收金	二七一・一九〇	購買配當未拂金	一三・九五二
購買品過上預ケ	四九〇	建物償却基金	一〇〇・〇〇〇
預金	三〇〇・〇〇〇	購買品未拂金	一一二・四三〇
現金	六二九・〇二五	剩餘金	六五三・七四二
合計	四一、四九六・三二〇	合計	四一、四九六・三二〇

### 無限責任兩郷信用購買販賣組合

栃木縣那須郡兩郷村大字中野内二二一九  
 明治四十年十二月二十三日設立

組合所在地 本村は那須郡の東北八溝山の西麓に位し、東南は山脈を以て須賀川村黒羽町に接し、西

栃木縣 無限責任兩郷信用購買販賣組合



是那珂川を隔て川西町に隣し、北は又山脈を以て伊天野村に界す。かく四方殆んど山岳を以て圍繞せられ、其山脈は北より南に向つて村の中央に突出し、二箇の溪谷をなすを以て兩郷村と唱ふるに至れり。元來本村は山間僻地にして、交通運搬頗る不便なりしが、明治十七年道路の大修繕を行ひ、僅に荷馬車を通ずるに至れり。本村の廣袤田三百六十七町、畑二百四十六町、山林原野三百五十五町、宅地四十三町にして、戸數三百八十七、人口三千九百十五を有し、住民は農を專業とし、又米麥及煙草を産す。本村は田畑山林共に相當の面積を有し、生産物亦尠なからざれども、交通不便の結果生産物の販賣には途中運搬費を多額に要し隨て純益尠なく、諸物貨の買入に際しても、運賃の爲め高價を支拂へ農耕の利益尠なかりき。然るに明治維新後時勢の推移に伴ひ、住民は次第に奢侈の風に染み、金錢の浪費は勿論常に絹布を纏ふの弊風生じ、中には農業の勞苦を厭ひ一攫千金を夢み、慣れざる商業に手を出し忽ち失敗に歸し、一家離散の悲境に沈淪するもの相次ぎ、又青年の間には耕耘を厭ひ賭博の如き不良行爲を敢てする有様にして、明治三十七八年頃は殊に甚だしかりき。

**組合の設立** 本村は元九ヶ村なりしが、自治制實施と同時に一村一團となりし爲め、意志の疎通を欠き、村内は二つの黨派に分れ、何れの問題に就ても紛争絶間なく、縣下隨一の難村に數へらるゝに至れり。偶々明治四十年郡會議員改選に際し、兩派は互に候補者を推して一村總出の運動を開始するなど、益々兩派の軋轢激烈となり、此等感情上の問題は一村の平和を害し、將來村民の利害休戚に至大の關係

を及ぼし、本村の前途轉た寒心に堪へざるものあり。茲に於て村の有志は大に之を憂慮し、村民大會を催して會衆に諮り、將來各自の幸福を増進し一村の平和を圖り共同の利益を收むるには、産業組合を組織し一致團結して其効果を收むべしと議決し、直ちに各部落に一名宛の委員を擧げ之が同意者を募り、明治四十年十二月二百八十九名の賛成者を得て購買組合を設立するに至れり。

**組合の經營** かく組合員の産業を發達せしめ共同の利益を收むるを目的として、購買の事業を開始したれども、地方に金融機關の設備なく、購買品の取引上尠なからざる不便を感じたるを以て、設立の翌年六月定款を變更して信用販賣の事業を兼營するに至れり。而して本組合設立當時は事務所を村役場の一部に置き、荷置場としては別に人家を借受け、執務時間は日曜日大祭日を除き午前八時より午後四時迄とす。専務理事佐藤格専ら其任に當り、組合區域を九區に分ち、區毎に役員一名を配置して組合の用務を取扱はしめたりしが、漸次事務繁忙となり、事務所及荷置場の狹隘を感ずるに至りたるを以て、之が建設地を村の中央に撰定して事務所一棟及倉庫一棟を新築し、書記一名を専任して組合事務の整理に任せしが、益々組合事業の分量増加したるを以て、大正元年更に書記一名を増し、使丁二名を置き、又倉庫一棟を増築し、大正三年度には事務所の改築を行ひて今日に及べり。

**▲貸付** 貸付は無擔保、有擔保共に取扱ひ、利率は年一割二分を附す。組合員より口頭又は書面を以て貸付の請求を受けたるときは、信用程度表により之を決定し、信用程度以内の金額に對しては、二人

以上の保證人を立てしめて無擔保貸付を爲し、信用程度以上の金額に對しては土地の擔保を提供せしむ。而して貸付の期限は普通一ケ年以内とし、特種の事情ある場合には二ケ年以内に於て貸付す。貸付の用途は主として肥料、農馬、土地購入、開墾費等なり。

▲貯 金 本組合信用部の兼營當時より貯金の蒐集に力を盡し、資金の充實を圖り、可成高歩の利子を附して之が奨勵をなしたる結果、相當の額に達したり。

貯金の種類は當座、定期、紀念貯金の三種とし、當座貯金は一人一回一錢以上を積立て、其拂戻は貯金者の任意とし、年七分の利子を附す。定期貯金は一人一回百圓以上とし、一ケ年以上据置くものにして、年八分の利子を附す、紀念貯金は大正四年一月より施行したるものにして、毎年配當金の半額以上を貯蓄し、向ふ十ケ年間据置き元利一時に拂戻すものなり。但し期限内にて天災地變其他の災難に罹りたるときは、理事の承諾を得て何時にても拂戻を得るものとす。此の貯金は日尙淺くして第一回の預入をなしたるのみなるに、其額八百圓に達し成績佳良なり。以上三種の貯金は何れも六月十二月の兩度利子を計算して元金に組込みつゝあり。

▲購 買 購買品としては産業用品及生計用品を取扱ひ、産業用品の主なるものは肥料農具種苗等にして、肥料の内、粕は青森、其他の肥料は東京又は地方の大商店、其他は各々原産地より理事の見込購買を爲す。

生計用品としては太物、足袋類、砂糖、鹽、醬油、鹽鮭、鯉節、石油等にして、其仕入先は東京其他の確實なる商人より前者と同じく見込購入をなし、原價に五分以内の歩合金を加算して組合員に賣却し、代金は概ね現金にて受け入れ居れり。

組合員の指導と組合の効果 本村は既述の如き經濟状態の下に在り、村民は一般に勤儉貯蓄の念薄く、時間契約の履行をなさずして憚らざるもの少なからざれば、組合は銳意之が改善を計れり。即ち組合の總會或は各部落の小集會毎に組合員の心得信用程度表作成の項目を説示して、信用の向上と勤儉貯蓄の美風を養ひ、又時間、契約の履行を確實ならしめ、或は組合員の模範となるものあるときは之を總會に於て表彰し、或は死者を弔ひ罹災者及病者を慰撫する等、組合員の徳風を養成するに努め、或は名士を聘して有益なる講話を聴かshめて精神の修養に資し、全村の輯睦圓滿を期したり。されば競争軋轢激しかりし本村も、互に徳義を守り信用を重んずるに至り、曩日の紛争を一掃し、選舉は勿論其他の事業極めて圓滿に行はるゝに至れり。

又組合長及理事は村長其の他の役場吏員たる關係よりして互に連絡を取り、村會に謀り納税組合を組織し、期限内に納税したるものには納税額に對し百分の四の奨勵金を村より交付する規定を設けたるに、各區の納税組合は奮て期限内に納付し、交付せられたる奨勵金は組合に貯蓄するの風を生じ、納税の成績良好となりたり。又組合員は一般に貯蓄心涵養せられ、一人として貯金せざるものなく、各大字の青

年團に於ては、或ひは規定を設けて貯金し、或ひは官有林の下刈又は道路普請等を受負ひ、部落の會員全部出役し其収入の全額を組合に積立て他日有用の資に充てんとするなど、村民一般に貯蓄心向上し來り、勤勉貯蓄の結果と低利資金の供給とは、村民の經濟状態を圓滑ならしめ、組合設立前土地の賣却せられたるものを漸次買戻すに至れり。

元來本村は堆積肥料を單用し來りしが、本組合購買部にて肥料の共同購入を行ふや、鰯粕、過燐酸等を使用するに至り、堆肥と適宜配合して施用の結果農作物の增收を來し、米麥作に於ては平年作の五分、煙草作の如きは殆んど三倍の收穫を見るに至れり。又生計用品を取扱ひ廉價に販賣せしかば、組合員の生活上餘裕を生じ、地方商人の市價を低落せしめ、組合員外の者も其の恩恵に浴するに至れり。

最近六箇年間の專業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	二九〇	二八五	二八九	三三四	三三〇	三七四
固有資金						
拂込濟出資金	二、九八四 <sup>円</sup>	四、五八二 <sup>円</sup>	六、二一九 <sup>円</sup>	七、八八八 <sup>円</sup>	八、六七九 <sup>円</sup>	九、九五四 <sup>円</sup>
準備金	一三四	二六八	四七五	七六一	一、一四〇	一、六七四
特別積立金	一八四	四二四	七六九	一、一八九	一、五七〇	二、〇〇六

合 計	三、三〇二	四、八五〇	七、四六三	九、八三八	一一、三八九	一三、六七四
-----	-------	-------	-------	-------	--------	--------

事業	貸付		貸付		貸付		貸付	
	年度末	受入	年度末	受入	年度末	受入	年度末	受入
貸付	一〇、三三一	一〇、六三八	二二、五四六	三八、〇八六	三五、六九五	四七、五〇八		
償還	五、三八九	一〇、二九四	一九、五二八	三〇、六七六	二八、七〇六	三四、七四九		
年度末	九、八八五	一〇、二二九	一三、二四七	二〇、六五七	二七、六四六	四〇、四〇五		
受入	一、二二五	二、二二六	七、一六七	一一、五八〇	一五、六三九	七、四七〇		
貯金	八二二	一、一二五	二、六六八	六、〇六六	八、二五五	一一、四九五		
拂戻	八二四	一九三五	六、四三四	一一、九四八	一九、三三二	一五、三〇七		
年度末	八二四	一九三五	六、四三四	一一、九四八	一九、三三二	一五、三〇七		
購買額	一一、九八〇	一〇、六〇四	一二、六二〇	一七、二五二	二二、六八八	三〇、二四四		
剩餘金	五二九	七九七	一、〇九四	一、五五七	一、九三一	三、〇五一		

貸借對照表 (大正三年度末)

貸方		借方	
拂込未濟出資金	二、七八六 <sup>円</sup> ・一一三	出資金	一一、七四〇・〇〇〇
預金	三、一六三・五五〇	入金	一七、三四七・五二〇
未收入利息	二八〇・八〇九	貯金	一五、三〇七・一六七

栃木縣 無限責任兩郷信用購買販賣組合

什器	二二三・六八五	準備金	一、六七三・五〇七
貸付金	四〇、四〇四・四九〇	特別積立金	二、〇四六・〇六四
聯合會出資金	四〇〇・〇〇〇	聯合會出資未済	三、〇五〇・六九七
土地	四二五・三〇〇	剰餘金	一〇〇・〇〇〇
建物	一、六三二・四〇五		
購買品現在高	一、九七〇・四三〇		
現金	九八八・一七三		
合計	五二、二六四・九五五	合計	五二、二六四・九五五

八〇

### 無限責任神前信用組合

三重縣度會郡吉津村大字神前浦一三〇  
 明治三十九年八月十一日設立

組合所在地 吉津村は度會郡の南西に位し、宇治山田市を距る十一里二十五町、東西北の三方は紀伊山系の餘波を受け山嶽丘陵相擁し、南方は渺望たる太平洋に面す。土地狹隘にして耕地極めて少く、陸

路は峻峻なる坂路ありと雖も車馬を通すべく、海路は紀州航路に沿へるを以て定期汽船寄港し、運輸の便稍備はる。本村は神前浦、村山、河内の三大字より成り、組合は神前浦及村山の二大字を以て區域となす。区域内の戸數四百二十二にして、大字神前浦は戸數約三百漁業者其九分を占め、大字村山は戸數百餘にして多くは農を生業とし、傍ら薪樵製炭を副業とす。

組合の設立 由來漁村の通弊として勤儉貯蓄の思想に乏しく、會々豊漁なるときは酒食に金錢を浪費し、一朝凶漁に際しては目前の糊塗を謀るに吸々たるが如き状態にして、之が救済策として無盡講を設け一時を補足せしが、是亦濫設の結果其掛戻金に窮して爲めに却つて窮狀に陥り、到底經濟の圓滿を計るに由なし。且つ又時勢の推移に伴ひ人心は浮薄に流れ、民風は輕佻に赴き利己心強くなり、相當資産を有する者は寧ろ退嬰自守し、中産者は其數日を追ふて減少し、祖先傳來の不動産は他町村の富豪の兼併する所となり、剩さへ物價の騰貴は下層民の生計をして益々窘困を訴へしめ、衰頹の極倒産する者を生ずるに至れり。

明治三十五年八月の交大字村山の一小部たる伊勢地を神前浦に編入するに際し、從來區民の積立てたりし一千二百餘圓の貯金を、區民に分配するの當然なるを主張するものあり、區役人は分配の百害ありて一利なきを力説せしも、區民は益々分配説を主張して區役人の説を顧みるものなく、動もすれば暴舉に

出でんとする形勢を示すに至れり。斯く區役人等の之が處分に付き講究しつゝあるに當り、産業組合中央會三重支會に於て産業組合講習會の開催せらるゝありしを以て、濱地安兵衛自費を投じて講習を受けたる後、積立金を基礎として産業組合を組織するの最良策なるを主唱し、各戸を叩き懇諭百方勸誘に努めたりしが、頑冥なる區民の多くは馬耳東風之に耳を傾くるものなく、一時は其處置に窮したるも之を放置するを得ず、遂に有志二十三名を以て明治三十八年八月組合の設立をなすに至れり。

**組合の經營** 斯くして設立をなすに至りたるも、組合設立の主唱者濱地安兵衛は不幸にして病魔の犯す處となり、終に一年を出でずして死亡し、又當時の助役にして熱心組合の設立に盡力せし山本八十八も亦幾何もなくして死亡するに至りたり。然るに現組合長濱地平太郎深く組合に興味を有し、設立者の死後組合事務の取扱を引受け、専ら組合の經營に盡力し今日に及びたり。事務所は初め村役場の一隅に於て組合事務を取扱ひしが、村役場の如き公衙にては幾分か組合員の之に出入するを忌み、貯金上便宜の位置にあらざるを悟り、遂に事務所を區事務所に移轉し、主たる事務は此處にて取扱ひ、貯金の受入は平太郎自宅に於て家族と共に之が衝に當り、以て晝間漁撈に出て夜間歸來する漁業者の貯金に便利を得せしめたり。

**▲貸付** 貸付金は専ら對人信用にして、連帯保證人二名を立てしむ。用途は漁船漁網の新調、石油發動機の新調及修繕、水産物製造資金等を主とし、其他農業、養蠶、殖林、商業資金等なり。回收の方

法としては、漁業組合と相提携し漁業者の貸付金に對し漁獲物の賣上げ價格の一分を控除し、之を返済の資に充てしめ、他の借入人に對しては一定の金額を貯金せしめ、以て償還金の助けとなしつゝあり。

**▲貯金** 貯金は小口、定期、二分の三種にして、小口及二分の二種は通帳により受拂を爲し、百圓以上一ケ年を定期とす。而して二分は漁業者のみに行ふ、之れ漁業は冒險的投機的事業たるが故に、不時の設備として貯蓄の必要を認め、大正二年六月より實行しつゝあり。

**組合員の指導** 本組合の役員には大概村内の名譽職に在る者選任せられ、村治と相連絡し、一方神前浦漁業組合と歩調を一にせり。又總會其他大字等の諸會合毎に組合員の朝夕心得べき事項、産業及經濟の發達に資する事項、勤儉貯蓄の効用の尤も偉大なること等を説話し、且つ時々通俗なる事柄を示せる印刷物を配布して、組合の趣味を養成することに力めつゝあり。

**組合の效果** 組合の設立に依り左の如き効果を擧ぐるを得たり。

一 從來本村の漁業者は漁船の設備不完全なるが爲めに、遠洋漁撈を營み得ざりしも、組合の設立後低利の資金を得、石油發動機据付漁船を調製し遠洋漁業を爲すに至り、従つて其漁獲高を著しく増加したり。

二 本村の三面を圍繞せる山林は從來甚しく濫伐せられ多くは禿山に等しかりしも、組合より供給したる低利資金に依り漸次殖林せられつゝあり。

三 組合員は契約を確守するの習慣を作り、貯金の必要なるを知り、尙ほ村内一般に勤勉と共同扶助の精神を持する等、徳義の上進せるもの尠からず。

四 従来本村の欠點たる諸税の滞納者も漸次減少し、近年に至りては殆んど其跡を絶ち、一般に質朴を旨とし、又犯罪者の數著しく減少するに至れり。

五 學齡兒童は全部就學するに至り出席歩合佳良なり。小學校と協力して兒童の貯金を奨勵したれば、是等兒童にして本組合の貯金通帳を所持せざるもの殆んどなきに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	二四〇	二四三	二五四	二七九	二九三	三〇〇
固有資金						
拂込濟出資金	二,一〇〇	二,一四〇	二,四九五	三,一八五	三,八二〇	四,三四五
準備金	一〇八	一九三	三二〇	四五三	六四六	九〇五
特別積立金	九五	三五一	七〇三	一,〇八三	一,六四八	二,三三五
合計	二,三二三	二,六八四	三,五〇八	四,七二一	六,一一四	七,五八五

貸付		貸付		貸付		貸付	
貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付
三,二二六	二,九〇五	二,九四四	七,二八九	一一,八二二	一三,一二四		
一,八一三	二,三〇〇	一,五八二	三,七八六	八,二四五	八,〇五六		
三,九二三	四,五二八	五,八九〇	九,三九三	一一,九七〇	一八,〇三八		
八,三三一	六,六五七	一三,七二六	一三,四六四	二一,三五一	二九,二六九		
七,〇二九	五,九七九	一〇,四〇一	一一,九五九	一八,八二〇	二一,九六九		
五,三七四	六,〇五二	九,三七七	一〇,八八二	一三,四一三	二〇,七二三		
三四三	四六〇	五一七	七五四	九三二	九六七		

貸借對照表 (大正三年度末)

貸方		借方	
貸付金	出資金	預金	貯金
一八,〇三八・〇六〇	四,三四五・〇〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇〇	一三,一一三・一〇九
一四七・九一〇	七,六〇〇・〇〇〇	三五・〇〇〇	三三九・〇〇〇
一,三八三・七三九	九〇五・三〇〇		九〇五・三〇〇
	二,三三五・三〇〇		

合 計

二九六〇四・七〇九

剩 餘 金  
合 計

八六

九六七・〇〇〇

二九六〇四・七〇九

### 戰時 有限責任舉母信用購買販賣生産組合

愛知縣西加茂郡舉母町大字舉母字相生町四

明治三十八年十月二十一日設立

組合所在地 舉母町は西加茂郡の南端に位し、東に矢作川を控へ、三方高丘相連り、戸数は約千に垂んとす。而して地勢上三部落に分たれ、内全戸数の約七割を占むる舉母町市街地は、専ら商業に従事すれども、他は農村なり。

元來此の地方は大地主なるものなく、部落内耕地の大半は在住者の所有に屬し、極めて少數の小作者あるのみなり。然るに普通農作物の外特種作物なきを以て、収益比較的尠きに拘はらず、一方支出は逐年膨大し來り、爲めに農蠶業の如き動もすれば一種射倖心を以て之れを迎ふるの状態となり、從來の圃場は漸次桑園に化し、米麥作には其の肥培を閑却するが如き奇觀を呈したり。加之此の地は從來の習慣上

専ら海産肥料を單用せしが、近來一層之れを濫用するに至り、中産以下の農家に於ては収入の大半は實に之れが購入資金に投せらるゝを以て、一度失敗を來すことあらんか、忽ち經濟上に恐慌を來たすの状況なり。

由來本部落は富の程度比較的低く、金利は普通年一割二分以上にして、而も抵當物件を徴するが如き状態なれば、資金を得んには實に困難尠からざりき。

組合設立の事情 地方の共同一致謙讓の美風も、社會の推移に伴ひ漸次破壊せられ、生存競争の結果富者は益々富み、貧者は益々窮し、永年の古郷を捨て去るもの尠からざるに至れり。茲に於て町内の有志は焦心苦慮這般の頽勢の救濟策として、先づ産業組合に據るの捷徑なるを看取し、町内樹木部の一角を區域とし二十二名の賛同者を得て、明治三十八年十月購買組合を設立し、時恰も日露戰爭酣なりしを以て、殊に戰役紀念の四字を冠したり。

組合の經營 組合設立の當初は、専ら組合員の結合を計り、組合事業も購買の經營に止め、組合員をして組合の便宜を得しめんことを期したれば、漸次組合員増加し來れり。かくて事業經營上資金の必要起り、明治四十二年早々新たに信用部を起し、猶土地利用の必要上生産部をも兼營するに至れり。

斯の如く組合の經營稍々緒に就きしが、生産物の販賣に就ては統一なき爲め、往々意外の損失を招きた

りしを以て、大正元年度より更に販賣部を兼營し以て今日に及べり。此間組合員も百六名に達し、運轉資金事業の取扱高も逐年増加を示せり。

本組合は事業の擴張に伴ひ事務所特設の必要を感じ、明治四十三年十一月事務所一棟倉庫一棟を建築したり。尙販賣部たる米穀集積所の必要を生せしが、幸に地區の中央に倉庫の賣却せらるゝものありしを以て、之を買取り多大の便宜を得たり。

組合の役員は設立以來概ね勤續し、毎月五日例會を開き可成此日に於て總ての用件を處辨し、各分掌事務に就ては獻身的に盡瘁せり。又毎年の總會に於ても各役員に對する報酬賞與に付き決議せるも、役員等は之を以て組合必要の器具を購入せり。斯る狀況なるを以て組合は自然經費少なく、年々相當の積立金をなし、益々組合員の信賴厚く基礎鞏固となれり。

▲貸付 舉母町の金貸業者銀行等は、從來一割二歩以上の高歩の利子を附し、少額なる金員にも擔保の提供を要せしが、本組合の信用部設置後は普通日歩三錢とし、收益の長期に亘る事業の如きは、年賦償還の方法に依り對人信用主義を採れるを以て、資金の融通圓滑に行はれ、各種産業の發展著しきものあり。貸付金の用途の主なるものは、肥料土地種苗農具家畜購入、蠶業資金及舊債償還等なり。

▲貯金 目下本組合に於て取扱ふ貯金は特別及普通の二種にして、大正四年度よりは創立十周年記念貯金を勵行せり。利率は年五分四厘乃至七分三厘なり。今左に貯金規約を示して参考に資せん。

### 貯金規約

第一條 本組合員は本組合設立の主旨を貫徹するが爲め忠實業に服し勤儉貯蓄を勉め相互共済の途に則るものとす

第二條 貯金は特別及普通の二種とす特別貯金は米麥蠶繭收穫時期又は隨時に、普通貯金は左の方法に因り蓄積す

- (一) 甲組 毎月貳圓以上宛
- (二) 乙組 毎月壹圓以上宛
- (三) 丙組 毎月五拾錢以上宛

第三條 組合員は生産物を提供して貯金することを得但生産物は米麥繭として提供當時の市價に賣却現金に換算蓄積す

第四條 組合區域を五區に分ち各區に貯金世話係一人を置く世話係は役員に於て之を定む其任期は一ヶ年とす

第五條 貯金世話係は組合長の指揮を受け貯金の集收事務を分掌し併せて受持區内の組合員に對し規約の實行を督勵するものとす

收集期日は毎月二十五日とす

貯金世話係貯金を収集したるときは貯金取扱簿に各自の貯金及受領月日を記入し現金を添へ組合長に差出すべし

第六條 組合員は左の一に該當するに非ざれば貯金の拂戻を請ふことを得ず

- 一 非常災害に罹り再興を計るに必要なるとき
- 一 病氣其他不時の費用を要するとき
- 一 組合の出資金借入金返済
- 一 不動産の取得及必要家屋の修繕費

▲購買 肥料を主として取扱ひ、購入先は名古屋或は岡崎地方に於ける信用すべき店舗とし、必要時期に年々係員を派遣して品質の査定を爲し、現金にて買入れつゝあり。



▲販賣 販賣は米藪を主とし、米穀は秋收を終ふるや組合倉庫に集積し、保管料を徴せずして委託に應じ、該品は隨時組合に於て買取り、又は假渡金に依りて組合員の金融の便を圖り、特に大正三年の如き米價暴落の場合には、其の便益を切實に感じたり。組合員の産米には一定の商標を押捺したれば、此の商標を有する物品は、常に市價より十錢高を示し、成績良好なり。又藪は組合に取纏め、係員に於て等差撰擇をなし、確實なる製絲業者に販賣せり。

▲生産 組合區域内の土地を他に逸出するを防遏せんが爲め、組合員中土地を賣却せんとするが如きものある時は、可成組合に於て買入るゝの手段を採り、組合の所有となれるもの今や田畑及山林の開墾地合計一町二反歩に達せり。是等は何れも従來の緣故ある組合員に使用せしめ、其の小作料は地方の料金より約一割の低額を以て耕作せしめつゝあり。

組合員の指導及農事の改良 組合設立の記念日には事務所に組合員一同を集合せしめ、教育勸語及戊申詔書を捧讀し、又は知名の士を招聘して談話を請ひ、或は名士の通過の際などは可成寸暇の繰合を得て講演を請ふことを常とす。又組合員中篤行者善行者ある時は之を表彰して範を一般組合員に示し、或は常に青年團と密接なる關係を保ち、其集會には組合事務所を會場に充當せしめ、娛樂の設備を爲し或は諸種の統計材料を蒐集して組合員を指導しつゝあり。

本組合員の農業の發達を圖る爲めには特に青年會と提携し、農作物病蟲害の驅除豫防等の指導獎勵をな

なしつゝあり。組合は又小作者保護獎勵規定及共同苗代組合理約などを作り、農事改良に努めつゝあり。而して各規約の要綱を擧ぐれば左の如し。

#### 小作者保護獎勵規程

第一條 本規程は組合員たる地主小作者の關係に就き専ら小作者の保護獎勵を主とし地主間の圓滿を計り生産の増殖を併せて信用道義の進運を謀るを以て目的とす

第二條 地主は毎年九月末日迄に小作者別小作米納入額の調査を組合理事に差出すものとす

第三條 小作米の授受は本縣米穀検査規則に據る格付二等米を標準とし本郡告示の生産検査期間に基き組合より發する通知の期日に於て小作者は納付地主氏名を記したる小票を添付し豫め擔當米穀検査員の證明を得て組合特設の倉庫に搬入し縣規定の検査終了の時を以て相互授受を了したるものとす

前項搬入の俵米は組合倉庫米の特色を保持せしむる方法の一として倉庫係に於て外装の整一加工の便を與ふ

第四條 小作者に附與する獎勵米は本縣米穀検査規則の一等合格のものに對しては參升、同二等合格のものには貳升、同參等合格のものには壹升とす

獎勵米は時宜に依り金員を以て納付し當時の米價に換算し其全部若くは若干の附與を妨げず

第五條 獎勵米を附與せられたるものは少くも其全額の十分の二以上は組合に預け入れ特別貯金を爲すの義務を有す

前項貯金は罹災の救済若くは土地購入の資金を補足するの外之が引出を得ざるものとす

第六條 風水害其他避くべからざる災害の爲め小作地に損耗を被りたる時は地主は其罹災の程度により小作料の減免を爲すは勿論精良の稻種子を無代給與し猶場合に依り小作者の爲め保證人となり組合は之に對し必要なる資金貸付の利便を與ふ

第七條 小作者に於て精勵其他衆庶の模範と仰くを得る者に對しては組合役員及組合内總地主の證衡に據り毎年一名を限り之を表彰す

るものとす

### 共同苗代組合同規約要綱

- 一 本組合は乾場共同苗代組合と稱す
- 一 本組合は農事改良の一として行政廳及農會の指揮監督を受け公徳を旨とし善良なる稻苗を作らん爲め共同苗代を永久的に設置し生産増進の一助に供するを目的とす
- 一 本組合の附屬事業として採種田を設置することを得
- 一 苗代に關する方法は概ね左の各號に據る
- (イ) 苗代の管理及病虫害豫防驅除苗代の手入等は總て加盟者共同的に之を行ひ其努力は全加盟者同時に之に當る必要なものは委員の指揮に依り順次に當るものとす
- (ロ) 種子は採種田より收穫するもの、外は加盟者中の水田より委員之が撰擇し其の加盟者をして完全に採種をなさしめ相當代金を以て購入するものとす但し場合により農事試験場及其他より購買することを得
- (ハ) 前項の種子は共同貯蔵を爲し鹽水撰を行ひ苗代一坪に付四合以内を播種するものとす
- (ニ) 地區は灌溉排水及管理方法の便を計り播巾四尺以内踏切一尺以上の短冊形とす
- (ホ) 苗代肥料及種子代播種の勞費は加盟者苗代面積を標準として負擔す
- (ヘ) 苗代の分配方法は移植前種類毎に各抽籤を以て番號を定め加盟者順次坪數により分配するものとす
- (ト) 右の外必要の事項は行政廳及農會の指揮に據る
- 一 跡作及採種田に關する方法は概ね左の各號に據る
- (イ) 一切の勞役は加盟者平等に之を行ひ若し平等の勞役を果さざる場合は相當の勞費を負擔するものとす
- (ロ) 借地料肥料代其他特殊の費用は収益を以て之を支辨し猶殘餘あるときは加盟者同一の權利を保持し總會の決議を経て蓄積するものとす

ものとす

- 一 本組合に左の帳簿を備ふ
- 經費出納帳簿、勞役簿、組合員作付反別調査簿、跡作及採種田作付簿、苗代圖面
- 一 本組合加盟者は本規約に違背したるときは金壹圓以上の過怠金を徴收し之を經常費に流用するものとす
- 一 本組合の規約は總會に於て加盟者四分の三以上の同意決議に由り變更又は改訂することを得

### 組合の効果 組合の設立に依り擧げ得たる効果左の如し。

- 一 肥料購入上の利便 從來農家の用ふる肥料は産米と交替して之を買ひ入るゝを常とし、市價より一割二三分の高價を支拂ひ、又肥料購入資金の融通を受くるには必ず擔保を提供し、尙一割二分以上の利子を支拂ふを普通とせしが、組合の設立後は之等の弊風一掃せらるゝに至れり。
- 二 共同苗代の經營 何れの農村に於ても其經營最も至難とする共同苗代を、本組合員は明治四十三年以來設置し、其面積八反歩にして、原種の購入地方に適合せる稻種の統一撰種施肥管理等頗る合理的に施行せられ、年々百數十圓の純利益を生ずるに至れり。
- 三 米藪の販賣と産米改良 米藪は個人販賣の不利なるを知り、明治四十五年販賣部を兼營して依托販賣を開始し、従前に比し頗る利便に、且つ普通市價より一俵に付約十錢方高價に賣却するを得るに至れり。
- 四 堆肥舎の設置 地方の農民は從來金肥の濫用甚だしかりしかば、組合は組合員に堆肥舎の建築を勵

め、厩肥の節約を圖りたれば、堆肥の製造漸次増加し、農耕に至大の利益を得るに至れり。  
 五 蠶種の統一と共同催青 蠶種は又昔に一定し、信用ある製種家に於て種付をなし、共同貯藏共同催青を行ふを以て、勞費を節約すること多大なると共に、飼育其他の技術も大に進歩し、成績頗る良好なり。

六 富力の増進 組合員の耕地は大部分矢作川沿岸に位し、年々河水氾濫の爲め水害を蒙り、極めて貧弱なる一部落なりしが、組合設立以來協力一致防水の途を講じたと共に、一面副業として盛に養蠶を奨励し、殊に精勵勤儉蓄財の氣風を鼓吹し、大に經濟思想の發達を促したれば、先に賣却せし耕地を買戻し、又舊債を償還し貯金額も大に増加し來れり。

七 徳義の上進 當地方は從來協同一致の念慮を缺くこと甚だしく、些細なる協議も數次の會合を重ね時間を空費すること多く、又村民は一般に酒食を貪り、因習の久しき惡風深く浸入して抜くべからざりしが、組合設立後は其精神徹底し、克く舊體を脱し一致共同の美風生し、時間を嚴守し分度を守り勤儉を重んじ隣保相扶け、又従前地主小作者間の融和を缺きしも、今や全く其跡を絶つに至れり。

餘録 故組合理事岡田善七氏は組合の創立以來引續き事實上の主宰者の位地に立ち、今日の基礎を構成したり。氏は明治十五年の出生にして、壯年各種の農事講習を修め専心農事改良に努めしが、不幸病魔の爲め明治四十三年没せり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	六一	六八	七七	八三	一〇六	一〇六
固有資金						
拂込濟出資金	七一〇 <sup>円</sup>	一、一三〇 <sup>円</sup>	一、三四〇 <sup>円</sup>	一、五〇〇 <sup>円</sup>	一、七四〇 <sup>円</sup>	一、七四〇 <sup>円</sup>
準備金	二七八	七五四	一、〇九三	一、二四一	一、三九五	一、六〇九
特別積立金	四六五	六三九	一、〇二三	一、四〇七	一、七九七	二、三八三
合計	一、四五三	二、五二三	三、四五六	四、一四八	四、九三二	五、七三二
事業						
貸付	四、八九二	三、八二二	二、一五四	四、七九六	四、七四一	六、二八九
貸付償還	一、八三四	二、二五〇	三、三四八	四、四四八	三、六九九	三、七二五
貸付年度末	三、〇五九	四、六三一	三、四三七	三、七八五	四、八二七	七、三九一
受入	一、五二三	二、二一三	五、六九〇	九、五四七	一〇、五六〇	六、五〇九
貯金拂戻	一五四	五九二	三、六二六	五、六二一	八、二一九	七、九五七
貯金年度末	一、三七〇	二、九九一	五、〇五五	八、九八一	一一、三三二	九、八七三
販賣額	—	—	—	一八、六二四	三一、〇五八	二八、九四一

愛知縣 戦時紀念有限責任母信用購買販賣生産組合

貸借対照表 (大正三年度末)	
貸方	借方
購買額	九六
二七三三	八、〇四一
八、二八二	六、四七〇
六、四七〇	五、三六二
使用料	一一、五九二
二九	七九
六二	二二〇
二七二	一七六
五三四	八〇〇
五三三	四五〇
貸借対照表	
貸付金	出資金
七、三九〇・五三〇	一、七四〇・〇〇〇
預金	準備金
四三六・六七六	一、六〇九・〇〇〇
聯合會出資金	特別積立金
二、〇〇〇・〇〇〇	二、三八二・九〇六
土地	貯金
四、九四一・七六三	九、八七二・七五三
什器	聯合會未拂出資
一四五・一三〇	一、五八二・〇〇〇
建物	借入金
一、四五二・九七〇	一、九〇〇・〇〇〇
現在品	事業獎勵基金
二、八六〇・〇〇〇	九一・〇〇〇
生産器具	剰餘金
五一・四〇〇	四四九・九八〇
現金	
三四九・一七〇	
合計	合計
一九、六二七・六三九	一九、六二七・六三九

## 有限責任不二見信用組合

静岡縣安倍郡不二見村村松一九一七

明治三十四年二月十八日設立

**不二見村** 本組合の區域たる不二見村は安倍郡の東南部に在り、東海道線江尻驛より南に距ること三十町、清水港に接し南海洋に臨む、西南の一半は丘陵起伏して一望碧色松杉の森林あり、之れ有度山の翠巒にして本村の背景をなし、天神山觀音山等の勝地あり、東北の一半は田野部落相交り、溪流は其間を縫ふて流れ灌漑に便なり。本村は到る處三保の松原を眺め、灣を距て、興津清見寺に對し、遙かに秀麗の富嶽を仰ぐ。此自然の風光に養はれたる本村民は着實にして醇朴の風あり。農を以て生業となし、米麥の耕作及製茶を主とし、養蠶製繩を以て副業となす。牡蠣海苔の産出亦少からず、戸數千餘、人口七千七百にして、田畑六百五十町歩、山林五百町歩あり。

**組合の設立** 往年故品川子爵の熱心に各地に信用組合の設立を遊説せらるゝや、明治二十四五年の頃本郡の有志者相謀りて安倍郡信用組合を組織したりしが、區域一郡に亘るを以て廣汎に失し、經營の方法も亦機宜に適せざるものあり、遂に之を利用するに至らずして解散したり。然るに本村の住民は時勢の變遷に伴ひて輕浮奢侈の風をなすこと甚だしく、遂に産を破りて土地を賣却する者生じ、田畑の約四

分の一強を他村人の所有に歸せしめ、尙負債は山積して日に高利貸者の暴利に苦しめらるゝなど、其慘狀默視するに忍びざるものあり。茲に於て曩に安倍郡信用組合員たりし有志者相謀り、信用組合を設立して此慘狀の救済に務めんとし、明治三十年二月不二見信用組合を組織するに至れり。是即現組合の前身にして、明治三十三年産業組合法發布せらるるや、翌年四月該法規に準據して組織の變更を行ひ、有限責任不二見信用組合となしたり。

**組合の發達**　かくして設立せられたる組合は、前身組合の積立金約壹萬五千圓を以て、直ちに出資の拂込に充用したれば、直に出資拂込済となれり。然るに出資一口の金額二十五圓なるを以て、中産者以下の新加入者の困難なるを察し、之等の便利を計る爲め出資拂込金は組合に於て一時貸付金とし、直ちに貯金をなさしめて漸次貸付金の償還に振替へ、不知不識の間に出資の完済するを得せしめたりしが、明治四十五年一月以降大正五年一月迄の新加入の組合員に對しては、總會の決議により一口の金額二十五圓を五ヶ年に分割し、組合總資産に對する權利獲得の代價として、現在の積立金に對し毎年一割宛の剩餘金を加算し、之を五ヶ年に平均したる金額を出資拂込と同時に拂込む方法を取り、本村に産業組合の精神を普ねからしめんことを期せり。

**組合の經營**　組合の設立當時は組合長の私宅に於て組合事務を取扱ひたりしが、漸次組合員も増加し事務亦繁劇を來たしたると、一方に本組合の姉妹組合とも稱すべき購買販賣組合の設立ありたるに依

り、明治四十二年一月に至り現今の事務所を設け、事務員二名常小使一人を使用して、購買販賣組合の事務と共に處理せしめ、以て兩組合の經費を輕減せしむ。

**▲貸付**　貸付金の用途は土地肥料農具海苔粗朶漁具等の購入及、舊債償還等にして、辨濟期は一ヶ年以内とし、特別の事情ある時は三ヶ年以内まで延長し得ることとし、現今の利率は年一割と定めたり。

**▲貯金**　貯金は種々なる方法を設けて之が勧誘に努めつゝあるも、本村は清水町に接し貯金獎勵機關多きを以て、其額比較的僅少なり。されど本組合にて現在行ひつゝある貯金の種類を擧ぐれば、出産紀念、入學紀念、卒業紀念、徴兵免除紀念、結婚紀念、養老貯金、建築貯金、此他毎月一回金額を定めて貯金する据置貯金等あり。

**組合員の指導**　本組合は村自治團體軍人會青年會消防組等と相互に連絡を保ち、組合員の指導をなし、組合員をして勤勞の美風を成し徳義心を尊重し醇厚の良俗を養ひ、以て其信用を向上せしめんが爲め、毎年の總會に當り講話會を開催して組合員の心得並に組合員に切實なる事項を説示し、或は幻燈會を開きて組合の趣旨を説明し、時に印刷物を頒ちて契約の重きを知らしめ、又は各所に掲示板を設けて産業に關する時々的心得を掲示し、或は本村に招聘したる農業技術員に依囑して農業道德の鼓吹をなし、毎年組合員には共同一致を意味する意匠を染抜きたる手拭を頒ち、飽くまで組合員をして共同の精神を養成せしめんことを期し、一面小學校に於ける諸會合家庭會通俗講話會青年會婦女會等には、力めて之と

提携し組合員家族の指導を爲せり。

組合の功勞者 本組合の設立及發達に與つて力あるは、實に故組合長江川昌平氏なり。氏は本組合の創立以來組合長として自ら組合の經營の任に當り、日夜心血を注ぎて組合の發展に努力せり。其間各種の公職に擧げられ、公私多端劇務の中に在りて、而もよく本組合の爲めに盡し今日の成績を擧げたり。殊に明治卅八年以來中央會靜岡縣支會の樞機にありて、縣下産業組合の發達の爲めに盡瘁せし所尠からず。惜むべし本年一月二十四日終に白玉樓中の人となりしを。

組合の効果 本組合の擧げ得たる効果左の如し。

- 一 組合員は其富力漸次増進しつゝあり。
- 二 組合員は多年團體的訓練を受けたるを以て、單に組合事業のみならず一般に何事にも共同一致す。
- 三 本組合の姉妹組合として販賣購買組合を組織し、肥料製茶等の資金は本組合に於て組合員に供給したるを以て、購買販賣組合は資金を得て事業を經營し、組合員の施肥十分となり、且つ販賣物は他村に比し一層聲價良し。
- 四 本組合は特別積立金の若干を割きて村内の公共事業に寄附せるを以て、村民は一般に組合に感謝の意を表す。
- 五 本組合の區域が市街地に接し、附近町村の風習惡しきに拘らず、獨り本村のみ醇朴の風あるは、組

合の訓練の然らしむる所にして、現に本村青年會は文部省より表彰せられたり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一五九	一六三	一六三	二五七	二五六	二六九
固有資金						
拂込濟出資金	一五、五二五	一五、六七五	一五、七二五	一六、八〇〇	一七、六五五	二〇、四二五
準備金	三、三三二	三、九〇四	四、四〇三	五、三二九	六、六一三	八、一八一
特別積立金	四、一三三	四、九九四	五、二五五	六、五三八	七、一九五	八、一五五
合計	二二、九八〇	二四、五七三	二五、三八三	二八、六六七	三一、四六三	三六、七六一
事業						
貸付	一一、六四五	一三、七〇一	一七、〇一一	二〇、五三九	一七、五八〇	二四、九九七
債還	八、〇六七	一一、一八一	一三、六〇二	一四、二四四	一三、九九四	二一、四三二
受入	一九、〇六七	二一、五八七	二四、九九六	三一、二九一	三四、八七七	三八、四五二
貯金						
拂戻	七八八	五三六	八五四	二、〇四六	三、七七八	六、五六九
年度末	一九、一一一	二一、三一一	二二、八四七	三、二八九	三、七四七	六、六三〇
剩餘金	二、一三四	一九三七	一九六〇	二、二二〇	二、七八六	三、〇一四

靜岡縣 有限責任不二見信用組合

貸借對照表 (大正三年度末)

貸借對照表	
貸借方	借方
貸付金	第一出資金
預金	第二出資金
定期預金	普通貯金
第二出資未拂込	据置貯金
信用組合聯合會	準備金
勸業債券	特別積立金
證券	本年度剩餘金
建物	
什器	
未收利息	
現金	
合計	合計

無限責任宮村信用販賣購買組合

滋賀縣甲賀郡宮村大字野川八二九  
明治四十一年九月二十六日設立

組合所在地 本村は甲賀郡の東南端に位し、東は油日村北は龍池村に接し、西及南は三重縣阿山郡に隣せる山間僻陬の地にして、上馬杉、下馬杉、野川、柑子の四大字より成り、田二百二十六町歩、畑四十町歩、山林原野二百十八町歩、戸數二百九十、人口千六百四十七を有す。其内農家戸數二百四十三戸ありて、米作を主業とし、副業として養蠶製茶業を營む純然たる農村なり。

由來本村の住民は、質朴にして能く稼穡の業に勵み勤儉力行の風あり、貧富の懸隔亦甚だしからず。之れ幕府時代に於て諸侯の封地及旗下諸士の采邑となり、大字上馬杉下馬杉柑子は内藤領に屬し、大字野川は堀田領たりしを以て、誅求苛斂を恣にし、年々の貢米收穫の六七分を占め、農民は繼縷を纏ひ年中額に汗し身を粉にし勤勞するも、貢米を除けば家族を養ふ食に不足を告げたり。故に自家所有の田畑を無償にて而も相當の酒代を添へ讓渡せんとするも、受くるものなかりし程なりしを以て、自然土地は平等に分配されたるなり。然るに明治維新に至り地租の改正行はれ、農民は始めて此の窮境を脱し遂に光風霽月の思ありしが、斯の如き無上の恩澤に浴せる民は、遂に時運の變轉に伴ひ疇昔の苦を忘れ奢侈遊

逸の風に染み、爲めに産を喪ひ京阪地方へ轉住するもの相次で生じ、中産者は益々其數を減じ、貧者は愈々貧に陥り、徒らに没落に流れて質實に職業を務むるもの少く、昔日の聚落呼應隣保相助の美風は自然に地を掃ひ、圓滿なる村治の發達を見る能はざるに至れり。

**組合の設立** 此の如く本村の衰頹甚しく、小産者は益々悲境に沈淪し、一村の經濟狀態實に憂慮に堪へざるものあり。而して本村は僻地にして交通運輸不便なるを以て、主要産物たる米穀は地方小商人の取引に一任し、弊價を昂進すること能はず。又製茶繭の如きも多くは販賣上利益を壟斷せられ、産業の發達を阻止せること少なからず。需要品の購買に付ても其弊一層甚だしきものありて、之等の損失莫大なるものありき。明治三十年村農會の設置後米穀繭製茶等の主要産物の販賣を取扱ひたれども、尙ほ小商人等に惑され其効果を充分に發揮すること能はざりき。一面本村には金融機關缺如し、村民に多少の餘裕金ありとも之を利殖するの途に乏しく、遂に不用の物品を購入して空費するに至り、若し資金の必要起るときは百方に索めて尠からざる時間と手數とを費し、擔保を提供して非常なる高歩の資金を得らるゝ状態なるを以て、小産者にては資金を得るの途なく、産業益々不振に陥れり。茲に於て當時の村長石橋富治郎並に助役太田重太郎は深く之を憂ひ、村内の風儀を改め勤儉貯蓄の美風を養ひ、大に産業の發達を圖り村治の根本的改善を行はんとし、有志に之を議り遂に明治四十一年九月百七十一名の賛成者を得て本組合を設立するに至れり。

**組合の經營** 組合事務所は村役場内に置き、村長は組合長となり、助役は専務理事となり、相共に主として其事務を整理し、各大字毎に一名宛の役員を設置し組合事務を援助せしむ。而して日曜祭日にても組合事務を執り、銳意其職責を盡しつゝあり。

**▲貸付** 本組合の設立當時にありては資金の準備充分ならざりし爲め、貸付の順序を定め細民の産業資金を先にせり、而して事業の種類に依りては貸出をなすこと能はざりしも。貯金の奨勵により漸次資金充實し來り、當用の産業資金は之を供給して尙餘りあるに至れり。依て肥料購入土地購入開墾事業畜牛購入商業上に要する資金其他高利なる舊債の整理に貸出し、組合員の蒙むる便益尠なからず。組合員の資金を要する時は豫め用途期限償還の方法保證人等を記載したる請求書を提出せしめ、理事に於て調査をなし其確實なるを認むる時は、普通一ケ年以内の期限に於て貸付け、特別の事情あるものに限りに二ケ年若くは三ケ年に延長することあり。總て對人信用貸付をなし、保證人二名の連署とす。又本村に販出米保管法の設けあり、故に之が保管證券を提出したるものには、時價の八分以内にて短期貸出をなすことせり。本組合の貸付利率は年八分六厘とし、總て均一の利率を以て貸付をなす。而して組合資金は全く多數組合員の勤勞辛苦による零碎なる貯金より成るを以て、之を運用するには注意を加へて其効果を發揚することに努むべきを申聞かせ、又何時にても内入金をなさしめ、勉めて返金を速かならしむる方法をとりたれば、貸付金の返済期日を誤るものなし。



▲貯金 貯金は規約普通の二種とし、利子は日歩一錢六厘とし、毎年六月十二月の兩度精算の上元金に繰り入る。明治四十二年以來戊申紀念宮村同盟貯金組合を設け、十戸内外を以て一區域とし、毎月一定日に於て區域内各戸順番に互に集金し預入すること、せり。此く隣保互に貯金を取纏むるは、組合の精神たる共同相助の趣旨に副ふものにして、組合員の間に貯蓄思想を高め、小産者にも努めて平常の経費を節し、必ず貯金をなすに至れり。又組合員は申合せて餘業に製繩をなし、毎月其代金を蓄積し、既に之れのみ貯金にて七八十圓に達するものあり。

常に組合員を勧誘して假令短期間にも餘裕金あるときは勉めて之を組合に預入れしめ、物品販賣申込の際の如きは其代金中預入すべき額を申込みしめ、代金支拂に當りては預入書を交付し支拂代金に代ふる方法を探り、現金授受の煩を省き努めて貯蓄をなさしむ。而して購買品代金及納税の場合は請求をなさしめて之を拂戻すこと、し、相互の間に大に手数を減じ之が爲め納税の成績良好に赴けり。

尙規約貯金の成績年と共に良好にして、組合の運用資金豊富に趣きたるを以て、組合員の貯金相當の額に達したる者は有利なる債券の購入を勧め、組合員の貯金上に一層樂しみを深くせしめ、債券は組合に保管し、每期支拂利子を取纏め本人の規約貯金中に組入れつゝあり。

▲販賣 本組合に於て取扱ふ物品は米大豆生繭製茶の四種にして、總て委託販賣を行ふ。殊に米は本村の主要産物として、價格の高低は直ちに一村の經濟に關するを以て、之の販賣に付ては特に力を注ぐ

所なり。販賣米は全部一定の場所に於て検査を行ひ、各大字毎に倉庫に保管し其販賣申込順により搬出す。其販賣方法は十二月より翌年四月迄は毎月五回、五月より十一月迄は毎月三回、期日を定めて組合員の申込を受け、別に見本の提供をなさず、大津京都及地方商人の競争入札により賣却す。大豆は生産期に於て組合員の生産物全部を取纏め、検査の上競争入札に附して賣却せり。又當地方は副業として養蠶業盛に行はれ、多額の産繭あり、其他製茶も多く産す。而して之等は又組合に於て販賣の勞を取り、生繭は收繭後一定の期日に於て取纏め、検査を行ひ等級を定め、製茶は見本を提出せしめて競争入札に附しつゝあり。而して本組合の取引は米大豆の販賣は販賣の日より七日以内、繭及茶は即日代金引換に現品を交付すること、し、又組合員に對しては販賣代金の受領と否とを問はず即日精算の上代金を交付し、之に先立ち金子を要するものには貸付金と同一の日歩を徴して假渡金を爲し、組合員の便利を圖りつゝあり。

▲購買 購買品は設立の當時肥料苗木食鹽石油等の四五種に止め、組合の發展に伴ひ漸次取扱品目を増加し、大正三年度に於ては四十種を取扱ふに至れり。而して其購買の方法は時機を見計ひ組合員の申込を取纏め、組合は當業者より見本を徴して入札購入し、價格及品質上多大の利益を收めつゝあり。

組合員の指導 本組合は組合員の精神訓育に最も深く留意し、毎年の總會には餘興を催し或は晝食を給し、以て組合員の出席を督勵し、理事より懇篤に組合の精神事業の狀況等を説示し、又縣郡當局者の臨席を請ひ、優良組合の狀況其他組合員の心得に就き講話を需めて組合員を鼓舞す。又毎年一二回宛理

事は各部落に出張し、村民を集め組合の経過事業の状況を報告し、或は組合員に接する毎に諸般の状況を語り、又青年會婦人會學校兒童に對しても常に組合の旨趣精神を鼓吹し、又時々組合員に對し有益なる事項及心得を印刷し、孜々組合員の指導に努めつゝあり。

組合の効果 元來本村には金融機關缺如し、産業資金を得るに途なく、徒らに産業の發達を阻止し居たりしが、組合は低利の資金を供給し、産業の發達を圖りたれば、爾後益々發達し、次の各項に述ぶるが如き効果を擧ぐるに至れり。

- 一 畜牛は農業經營上缺くべからざるものなるに、從來之が飼養者なかりしが、組合に於ては畜牛増殖十年計劃を立て之が奨励に努め、中産以下のものには資金を融通して畜牛を購入せしめたるに依り、明治四十三年まで一頭の畜牛を見ざりしも、大正三年には三十四頭の多きに至れり。
- 二 造林事業は最も確實にして、永遠の利益を期する上に於て有望の事業たるも、資金の回收に數十年を要するを以て、小産者の容易に經營し得べき處にあらざりしかば、組合は低利の資金を供給して奨励したる結果、大正三年八十三町歩の殖林地を見るに至れり。
- 三 小産者にして組合より資金を得土地の購入をなすもの漸次増加し、既往六ヶ年間に於て田畑合計四十四町歩の購入をなしたり。
- 四 肥料の買入上金融の圓滑より生ずる利益大にして、充分の施肥をなし、米麥作及桑葉に多大の増收

を見るに至れり。

五 本組合は組合員の貯金思想の涵養に努力したる結果、組合設立前一厘の貯蓄なきものにも、組合の設立後其貯金は少くも二十圓多きは百圓以上に達し、組合員の富力の増進の一端を示すに至れり。此外債券の購入を奨励したるにより、額面千二百七十圓に達せり。

六 元來本村は交通不便なる爲め、販賣購買共に地方商人の跳梁に委ね、徒に暴利を獲得せられしが、組合設立後は販賣品の聲價を高め、且つ販路を擴張し、購買物は品質優良のものを廉價に得て、組合員を利すること大なり。

七 本組合は組合員の産業經濟の發達を圖ると共に、道德の向上を圖り、風儀を改善する目的を以て、常に德義の開發精神的團結に勉めたる結果、村民は一般に公共心に富み禮儀を重んじ、推讓の徳進み奢侈の風を去り、業務に奮勵するに至れり。今一二の例を示せば次の如し。

イ 滯納は德義に悖るものとし、必ず期日を確守し納税の成績良好となれり。

ロ 婦人會に於ては戊申詔書の御趣意たる「忠實業に服し勤儉産を治め」且つ信義を重するに至り、能く組合を利用し、家庭教育一家經濟の整理等に付き、深き注意を拂ふに至れり。

ハ 本村の中央を貫通する東伊賀道の修繕は、村費支辨なるにより其荒廢を憂ひ、青年會は無償にて之が保護の任に當らむことを申出て、共同一致能く其責に當り公衆の利便を圖れり。

最近六箇年間の事業状況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一八〇	二一五	二一七	二二四	二二三	二五〇
固有資金						
拂込済出資金	三,三二四 <sup>円</sup>	四,一六六 <sup>円</sup>	四,四五〇 <sup>円</sup>	四,七八二 <sup>円</sup>	四,八六〇 <sup>円</sup>	四,九六〇 <sup>円</sup>
準備金	一二	二九九	八四三	一,四四七	二,一七七	三,一九三
特別積立金	—	一二一	二六〇	四三〇	六六五	九一九
合計	三,三三六	四,五八六	五,五五三	六,六五九	七,七〇二	九,〇七二
事業						
貸付	二,七一一	一七,三九五	二一,九六一	二九,九三六	三四,七六九	三三,七八五
貸付償還	八,七三六	一一,七八三	二一,九六四	二二,七五六	三〇,四九五	二四,〇〇三
貸付年度末	七,三六五	一一,九七七	一一,九七四	一九,一五四	二二,四二八	三三,二一〇
受入	二一,七七七	三一,五二三	三一,六一六	四一,一九一	五五,三九六	六三,七二五
貯金拂戻	一七,六一九	二五,七五〇	二六,三〇九	三九,一二七	五六,〇二五	五八,四七六
貯金年度末	五,八一	一一,五八四	一六,八九一	一八,九五五	一八,三二六	二二,五七五

貸借対照表 (大正三年度末)

貸方		借方	
販賣額	二七,〇七五	出資金	五,一四〇,〇〇〇 <sup>円</sup>
購買額	三,一五〇	貯金	二二,五七五,二〇五
剩餘金	四〇二	準備金	三,一九三,一六〇
拂込未済出資金	一八〇,〇〇〇	特別積立金	九一八,六五七
貸付金	三三,二〇九,六五三	借入金	三,〇〇〇,〇〇〇
預金	二,九〇八,三七三	剩餘金	一,四〇一,二四一
販賣品代假渡金	五〇,〇〇〇	合計	三七,二二八,一六三
購買金	四四六,四九〇		
什器	八七,八一〇		
聯合會出資金	一〇〇,〇〇〇		
現金	二四五,八三七		
合計	三七,二二八,一六三		

滋賀縣 無限責任宮村信用販賣購買組合

## 有限責任戰役紀念稻枝村信用購買組合

一一二

滋賀縣愛知郡稻枝村大字稻部三一六

明治三十九年五月九日設立

組合所在地 本村は愛知郡の西北部に位し、全村殆んど平坦にして山林或は荒蕪地等少し。村内九箇大字より成り、耕地六百九十五町五反歩、戸數七百五十四、人口三千三百七十三を有す。住民は農を以て本業とする外、副業として生計を補助するものなきを以て、農作物の豊凶は直ちに全村の經濟狀態を左右するものとす。

民情は質朴にして、貧富の懸隔甚だしからず、夙に農事の改良に従ひ、農作の増收を圖ること切なりと雖ども、金融機關の設備なく、資金の供給を受くること容易ならざるを以て、完全に改良の實を擧ぐることに頗ぶる難し、斯の如く資金の涸渇は一般の金利をして益々昂騰せしめ、愈々産業の發達を沮す。加之時勢の進歩は淳朴なる農民の生活程度を向上せしめ、遂ひに其の支出は収入と均衡を保つこと能はざるに至り、而かも窮すれば亂するが如く、敗徳沒倫一時に簇生し、農家經濟上多大の缺陷を生ずるに至れり。

### 組合の設立

本村の狀態前述の如くなりしを以て、時の村長藤野嘉平助役故田村幾次郎等大に之を憂

ひ、斯く産業振はず金融圓滑ならざるときは、一般民心をして益々沮喪せしめ、愈々困憊に陥らしむるを以て、之れを救済する爲め種々腐心の結果、信用組合を設置し以て之れが挽回を企圖せんとせしも、部内に於て先例なき新事業なれば、容易に組合設立の機運に到達せざりき。然るに時恰も明治三十七八年の戰役は、曠古の大勝を以て局を結び、戰後經營の聲高く、此空前の大慶事を紀念すべき恰好の事業を起し、本村百年の長計を畫立するの好機逸すべからずとし、有志者數次の協議を重ね、遂に明治三十九年一月戰役紀念稻枝村信用組合を設立するに至れり。爾來役員の經營宜を得、漸次穩健なる發達を爲し基礎稍鞏固なるを認めたるを以て、明治四十五年一月より更に購買組合を兼營するに至れり。

### 組合の經營

設立以來役員は常に組合員の徳義心の涵養に細心の注意を拂ひ、銳意組合の發達に努力したるを以て、經營九ヶ年會て一回の紛擾を醸したることなく、且つ些の蹉跌を生じたることなし。事務所の如きも役場内に置き、事務は助役之れを執掌し、他の吏員に於ても役場事務の支障なき限り之を援助し、村治と相俟て諸般産業の開發に力を盡せり。又組合長以下役員は無報酬にして献身的に任務に當り、専ら組合の利益を増進することに意を注ぎ、一致戮力以て組合の發展を圖りたるを以て、組合員亦能く組合を信頼し、設立以來出資金の拂込及貸付金の返済を怠りたるものなく、極めて順調なる發達を見るに至れり。

▲出資 出資一口の金額を拾圓となし、第一回に一口に付金貳圓を拂込み、其の後は毎年一回四月を期し金壹圓貳拾錢を拂込み、明治四十五年四月を以て全部の拂込を終了せり。

▲貯金 貯金は普通貯金當座貯金の二種とし、普通貯金の利率は年五分、當座貯金は日歩壹錢四厘とし、利子は毎年五月十一月の二期に於て元金に繰入るゝものとす。以前勤儉貯金と稱ふるものを行ひ來りしが、組合設立と同時に之れを組合貯金に引継ぎ、一層勤儉の徳性を涵養し併せて勸農の實を擧げしめん爲め、組合員たるものは戰闘に従事せる覺悟を以て其蓄積を完ふすべき事を勸奨したれば、勤儉の美風大に擧り零碎の餘資も之れを徒費することなく組合に預入れ、他日の不慮に備へんとするの風習を馴致するに至り、其貯金總額大正三年度末に於て一萬四千百九十六圓に上り、資金亦豊富となれり。

▲貸付 貸付は普通貸付年賦貸付の二種とし、普通貸付の利率は肥料購入資金に在りては年六分、土地購入資金に在りては年八分四厘、年賦貸付にありては年八分とし、何れも期間の長短及金額の多寡に拘はらず貸付利率を一定し、組合員に低利の資金を得しむるを目的とせり。故に貸付は主として無擔保に依ると雖も、信用程度以外の要求ある時は確實なる擔保を提供せしめて貸付することもあり。用途の主なるものは土地購入肥料購入等にして、組合員は良く組合の資金を利用して諸般の産業の開發に資し、累年貸付金増加の傾向を示すに至れり。

▲購買 購買事業は開始以來日尙淺きを以て未だ著しき成績を見るに至らず。購買品は産業用品を主とし、少數の日用品を取扱ふ。即ち農家に於て最も需要多き肥料を始めとし、其他日用欠くべからざる食鹽石油諸用紙類とし、組合員の申込を取纏め信用ある商人に特約して之を購入し、物品の到着次第各需要者に配付せり。

組合員の指導 組合員の指導に便する爲め、左の通りの組合員心得を制定せり。

組合員は常に教育勸語戊申詔書を捧讀し 聖旨を奉體服膺し誠意を以て特に左の事項を實踐躬行するを要す

- 一 神明を崇め皇室を敬ひ國體を重んじ盡忠報國義勇奉公を力むること
- 一 國家の富強文明を貴び國憲法則を重んじ秩序慣例に違ひ衆議公約を守り納稅兵役其他の義務を怠らざること
- 一 世務公役に忠實にして殊に地方の自治産業教育交通衛生の改良發達に努め士氣の振作風紀の改良宗教の活動道徳の勵行を圖り併せて公共心及共同作業の風を養成すること
- 一 家門を重んじ父祖を敬ひ家族親和し各學業を習ひ心身を修め勤儉治産を力行し禮節信義仁慶を守り隣誼社交を濟し常に國民性の特色を主持すること
- 一 本組合の主旨定款及規程を重んじ信用を正し義務に任し組合員互に親善し協心同力其發達を期すること

理事は常に組合員との意思の疎通を計り、専ら組合員の徳義涵養に最善の注意を拂ひ、實踐躬行以て之が指導に任じ、總會の際は戊申詔書を捧讀し、次て組合員の心得を説き名士の講演を開くこととし、又時々講話會を開催し、或は組合員が多數參集する機會を利用しては組合の性質及効果を説き、以て組合員の精神修養に懈らざりし結果、組合員は競ふて自ら其信用を高め道義を重んじ、欣然として各自其業

務に勵精するに至れり。

**組合の効果** 組合設立前は資金欠乏して産業振はず、小産者は經濟上の獨立を失ひ前途悲觀すべき状態なりしが、設立後は金融圓滑となり一般の金利を弛緩ならしめ、設立前に比し大なる徑庭あり。殊に資金潤澤の結果以前他町村へ流出せし土地の買戻を爲す者多く、他町村人の本村内に所有せる田地明治三十五年六十六町九反歩なりしも、大正二年には五十三町三反歩となり、十一年間に十三町六反歩を買戻せり。其の外負債額の償還も亦尠からず、即ち明治四十一年九萬四千六百八圓なりしも、大正二年には三萬千三百二十七圓となり、差引六萬三千二百八十一圓の償還を爲したり。又購買事業に依り良好なる肥料の供給を受け、施肥亦豊富なるを以て年次生産額を増加し、或は諸種の副業追々興り、産業改良に著しき進歩を示すに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	六〇七	六一三	六一八	六二二	六二二	六二四
固有資金						
拂込濟出資金	九,三九七 <sup>円</sup>	一,一四六五 <sup>円</sup>	一三,五一〇 <sup>円</sup>	一五,五四八 <sup>円</sup>	一六,九〇〇 <sup>円</sup>	一六,九〇〇 <sup>円</sup>
準備金	一,一二七	一,九四八	二,八一〇	三,四七四	三,九二四	四,四五五

特別積立金	合計
貸付	一〇,五二四
貸付償還	一三,四一三
貸付受入	一六,三三〇
貸付受入	一九,三三二
貸付受入	二一,二三四
貸付受入	二二,九五五
貸付受入	三〇〇
貸付受入	四〇〇
貸付受入	六〇〇

貸付	貸付償還	貸付受入	貸付受入	貸付受入	貸付受入	貸付受入	貸付受入
一〇,六八二	一三,二三七	一九,四一七	一七,〇九五	一八,四一八	三九,八六二		
一〇,七四九	一四,五六〇	一〇,三九〇	一二,〇三五	一九,六〇五	二二,七八六		
七,八三九	六,五一六	一五,五四三	二〇,六〇三	一九,四一六	三六,四九二		
二,〇四七	一,八四三	二,五六一	七,四三八	一五,〇三一	二〇,七四一		
一,八一〇	一,九〇五	二,〇六一	五,一九八	一〇,六二〇	一六,六二一		
二,九八七	二,九二五	三,四二五	五,六六五	一〇,〇七六	一四,一九六		
八〇九	八五四	九六一	一,三二五	一,五七三	一,八四一		

貸借對照表 (大正三年度末)

貸借方	借方
貸付金	三六,四九一・六二二 <sup>円</sup>
預金	二二二・九二〇
貯出資金	一六,九〇〇・〇〇〇 <sup>円</sup>
	一四,一九六・三一一

滋賀縣 有限責任職役紀念稻枝村信用購買組合

什器	二〇・二三〇	準備金	四四五四・七二六
未收入利息	二二九・五四五	豫約貯金	一四二・九八二
聯合會出資金	一〇〇・〇〇〇	特別積立金	六〇〇・〇〇〇
購買品代未收入	八四五・四八五	剩餘金	一、八四一・二四三
現金	二二六・四七〇		
合計	三、一三五・二六二	合計	三、一三五・二六二

一一八

### 有限責任萩原信用購買組合

岐阜縣益田郡萩原町大字萩原一七二三ノ九

明治四十年十一月二十一日設立

組合所在地 萩原町は益田郡の中央に位し、郡役所の所在地たり。西は益田川を境界線とし、東は一帯山麓に沿ひ、南北延長三里半東西の幅員二三町乃至十町に過ぎずして、農家は其間に散在し、九箇の大字より成る。戸數七百五十餘ありて、農業及養蠶を以て業とす。本町には田畑の面積は相當にあれども、一帯に山麓の傾斜地にして、土質粗悪收穫寡少なり。食料は一年内五分の一は不足し、美濃地方よ

り移入して之を補足す。住民の經濟は養蠶業及製糸工女の出稼等を以て償ふと雖も、概して産業不振經濟亦圓滑を缺きたりしが、組合設立後は稍々趣を異にするに至れり。

組合設立の事情 由來本町は交通運輸頗る不便の地にして、縣廳所在地たる岐阜市を去る二十四里、中央線中津川驛まで十六里、只飛驒街道の一線によりて交通運輸の便を得るのみなり。故に金品の需給意の如くならず、從て物貨の高價なるを免れず。例へば米を購入するに之を商人より掛買にするときは、特に最下等の品を提供され現金賣より一割高價となし、更に高率の利息を附するを通例とす。故に中産者以下の困難甚しく、租税の如きも自然滞納勝となるの狀態なりき。明治三十八九年の頃現組合長が町長に就職せし當時、此の村情に鑑み深く感ずる所あり、之が救済の途を開かんとし、同志四十三名を得て今日の信用購買組合を設立するに至れり。

組合の發達及經營 組合の設立當時は日露戰爭後にして、諸團體の設置頻繁なりしも、一兩年にして何れも不成功に終り、共同事業に對する疑惑町民の腦裏に往來せる時期なれば、組合の設立後も却つて疑惑を重ぬべきを慮り、強て加入を勧誘することなし。然るに自然組合の精神を知るにつれ、年々三四十名宛の新加入者生じ、現今にては二百五十四名の多きに至れり。

事務の取扱に就ては組合長小林松郎常時出勤し、事務繁劇の場合には自家々族を役し整理をなさしめ居りしが、明治四十五年一月以來一名の書記を常置し、専ら事務整理の任に當らしむるに至れり。地方の

休日は殊更組合員の事務所に入出入る用便多きを以て、是等休日は勿論日曜祭日の休暇を廢し、且つ時間の制限を設けず終日執務し、専ら組合員の便宜を圖りつゝあり。常務理事の外二名の理事は毎月初旬必ず會合し、前月中の收支を調べ貸借對照表を作り事務を整理し事業經營上の協定をなし、信用評定委員は毎年一月及七月に例會を開きて程度表を製し、且つ毎年二三日理事監事信用評定委員等役員全部會合し、組合の現狀を周知し或は諸般の協議を爲せり。

▲貸付 貸付に付ては口頭にて申出でしめ、用途判明のものは直ちに確定貸付をなすも、二里以上の遠地に在り其の用途疑はしきものは、大字に於ける信用評定委員に問合の上貸付を確定するを常とせり。而して組合員には常に信用の重きを説きつゝあるを以て、本人の申出に虚偽を挟むもの殆んどなく、借用證には保證人を立てしめ、又は擔保として地所又は建物等を提供せしむる場合あり。貸付期間は六ヶ月又は一ケ年を普通とし、特別の場合には三ケ年以内を以て貸付することあり。利率は地方に於て一割五分なるを以て、組合は最低一割八厘最高一割二分と定め、普通一割二分を以て貸付しつゝあり。其用途は地所買入開墾農蠶具購入蠶室建築肥料購入資金にして、理事は貸付金使用の實況を監査し、貸付金を目的通り使用せしめ居れり。

▲貯金 貯金は普通定期當座及紀念の四種とし、紀念貯金は一回一錢以上其他は十錢以上とし、六月末及十二月末の二回利息を精算し元金に繰入る。利率は當座日歩一錢五厘、其他年七分二厘とす。斯

くして貯金獎勵に努めたる結果、大正三年末の貯金人員二百五十四人即ち組合員全部に行互り、之に家族の貯金を加ふるときは其口數五百二十八の多きに達せり。

▲購買 購買品としては肥料蠶種農具、生計用品として米麥鹽糸油類を取扱ひ、購入品は一切見込買を避け、組合員の注文を取纏め購入配布しつゝあり。需要期一定せるものは豫め配付しある注文用紙に記入申込をなさしめ、需要期一定せざるものは其の都度注文に應じて購入しつゝあり。本組合區域は延長三里に亘るを以て、區域内の各所に荷卸場を設け、物品着すれば學校兒童に托して受取方を通知し、輕量なるものは幸便又は態夫を以て配達す。其購買品の賣却代金は地方の事情上即金にて收入すること困難なるにより、仕拂期日を約束し、延滞金には普通貸付と同一利子を附し、各大字區長取纏めの勞を取り居れり。

組合員の指導 組合員には常に自治體の忽諾に附すべからざるを説き、組合員中税金の滞納者あるときは町の收入役より組合長に報告せしめ、組合は直ちに之れを代納し、然る後當人を呼出し懇々其の不心得を諭すなど、組合員の義務的觀念を養成し、總會の際は勿論平常に於ても、上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め惟信惟義の 聖旨を本として訓示し、或は知名の士を招きて講演を聴き、又時々組合員婦人會を各大字に開催して、家庭教育及衛生上女子の責任或は勤儉貯蓄の心得を説く等、組合員及び其の家庭の訓育に務め、凡て會合には警官醫師其他宗教家等の臨場を乞ふ等、以て一般の親睦を圖



れり。

組合の效果 組合の活動に依り左の結果を見たり。

一 組合の低利資金の供給は中産者以下の金融を圓滑ならしめ、且つ地方の金利を一般に低下せしめたり。従て組合員に對し資金の供給を潤澤にし、山林五十餘町歩、耕作地五町歩餘を購入するを得しめ、又山林の植樹三町歩餘、開墾地亦三町歩に及び、其他肥料苗木農具等の購入に便宜を得しむる等、直接間接に地方の産業を發展せしめつゝあり。

一 組合が組合員の貯金を奨むるに、「貯金の話し」と稱する印刷物を備へ、新に加入するものに對して定款と共に交附し、或は總會又は婦人會の席上にて理事は必ず貯金の必要を説き、勤儉貯蓄の美風の涵養に努めれば、組合員の貯蓄心漸次向上し、零碎の貯金をなすもの多くなれり。

一 購買の事業は其開始當時地方商人の反抗激しく、其取扱に不便を感じたること少なからざりしも、明治四十四年七月産業組合御獎勵の御沙汰を拜して感激する所あり直に一般に 聖旨を傳へ、組合の趣旨を明かに論じたりしかば、爾來組合に對し競争するものなく、一般地方の市價を低下せしめ、且つ良品を供給するに至り、組合員以外にも恩恵を蒙らしむるに至れり。

一 組合長並に各理事は常に組合員に對し信用の向上徳義の重すべきを説き、殊に一家經濟の進展家族の和合は主婦たる者の心掛如何にあるを以て、区域内各部落に婦人會を組織し、婦人の心得に就て種

々の訓育を怠らざりしかば、組合の基礎たる組合員各戸の確立を促し、祝慶弔祭等の儀式は質素を旨とし、自ら勤儉力行の美風を涵養し、租税滞納者も全く跡を絶つに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一二九	一五一	一七三	二二四	二四〇	二五四
固有資金						
拂込濟出資金	一、〇六六 <sup>円</sup>	一、五一六 <sup>円</sup>	一、九九五 <sup>円</sup>	二、二六六 <sup>円</sup>	二、四六一 <sup>円</sup>	二、六一九 <sup>円</sup>
準備金	八五	一四九	二二七	三五九	六五六	九五八
合計	一、一五一	一、六六五	二、二二二	二、六二五	三、一七七	三、五七七
事業						
貸付	五、〇四六	五、〇三三	七、三八一	一〇、六四五	五、四三二	七、三〇三
貸付償還	二、〇〇九	三、七六九	四、五一一	五、〇三三	五、八二四	四、三八七
年度末	四、二四七	五、五一一	八、三八一	一三、九九三	一三、六〇一	一六、五一七
受入	五、九一〇	一〇、五五七	一八、五八一	二二、二九六	一五、九七四	一六、一六六
拂戻	四、六五三	八、七二二	一四、二四六	一九、二七九	一七、四七五	一四、一七四
年度末	一、七七四	三、六〇九	七、九四四	一〇、九六一	九、四六〇	一一、四五二

岐阜縣 有限責任萩原信用購買組合

貸借対照表 (大正三年度末)		貸借対照表 (大正三年度末)	
貸方	借方	貸方	借方
購買額	二、二九六	出資金	二、九一五・〇〇〇
剩餘金	一八六	拂込未済聯合會出資金	二五〇・〇〇〇
	一六八	貯蓄金	一一、四五二・〇四〇
	二〇九	借入金	三、四七四・一七〇
	四六〇	準備金	九五七・八七〇
	四七七	剩餘金	五六九・九五〇
	五七〇		
	四、五五六		
	一一二四		
拂込未済出資金	二九六・〇〇〇	合 計	一九、六一九・〇三〇
聯合會出資金	三〇〇・〇〇〇		
貸付金	一六、五一六・七七〇		
預金	九三三・二二〇		
購買品殘高	一六二・二三〇		
未收入賣却品代	五八三・三六〇		
未收入利息	二八四・五三〇		
什器	一一八・六三〇		
現金	四二四・二九〇		
合 計	一九、六一九・〇三〇		

### 無限責任中新田信用購買組合

長野縣諏訪郡原村一、三五六一  
 明治四十二年一月二十一日設立

**組合所在地** 地は諏訪郡の南端に位し、中央線富士見停車場を東北に距る一里八丁、青柳停車場より一里にして達すべし。八ヶ岳の西麓に位し、海拔三千六百五十尺の高地に在り。西方は曠濶たる傾斜地にして、本部落の南方を流る、水は釜無川に合す。水田百八十町歩、畑百二十町歩、山林原野二百五十町歩、戸數二百六十、人口一千二百、住民の多くは米作蠶業林業を専業とする純農村たり。

元來本部落は往昔原山と稱へ曠漠たる原野なりしが、今を去る三百年前慶長の頃、藩主諏訪頼水公より拓地開墾の功により時の住民方五十丁の土地を劃し下附せられ、爾來原山新田と稱し來りしが、南に瀨澤新田、北に山田新田あり、其中央に位するを以て中新田と改稱せられたるものなり。

**組合の設立** 爾來地方の人口増殖し、地勢上七部落を劃し、水論或は入會草場論等頻りに起り、明治改租の際にも曩に下附せられたる區域に於て、未開墾の二百餘町歩の土地に對し入會所有權の爭論起り、大審院の判決の結果、從來民有地なりしもの官有地に編入せられしを以て、爾來下戻の出願中なりしに、明治二十一年御料地に編入せられ、同三十五年御料局より不許可の命に接せり。其間尙他の山野

及水論已む時なかりしが、明治三十年頃より之等の争論和解し、住民も漸く産業に従事するを得たれども、久しきに亘る争論の結果多大の費用を要し、漸く部落の疲弊を見るに至り、加ふるに明治四十年四月二十六日暴風の折部落の南端より火災起り、僅かに一時間を出てすして戸數百有餘、附屬建物三百七十餘を焼失し、部落の大半灰燼となり、農蠶具を初とし食糧薪炭衣類家具馬糧等を失ひたり。時恰も農事仕付中にて、時期を過すこと能はざる事業多く、養蠶の設備農馬の置場所家屋の建築等の急なるに、人夫の不足賃金の騰貴資金の缺乏等、罹災者の困難言語に盡さるものあり。かくて借金益嵩み、其翌年に於ける部落の總借入金は實に七萬圓の多きに上れり。然るに部落に産出する米爾の價格は大に下落し、金利は騰貴し、到底農家の經濟を以ては借入金の子を償ふに足らず、部落の困憊其極に達し區民の騷擾實に名狀すべからず。茲に於て區民は其救済策として産業組合を設立する事を議し、全部義務的加入をなすことを約し、組合員二百五十餘名を得て、明治四十二年一月本組合を設立するに至れり。

**組合の經營** 本組合は前述の事情に依り設立し、資金の融通を便ならしんが爲め、借入金のあるを以て其組織を無限責任とし、理事七名監事五名となしたり。事務所は設立當時書記の宅に置き、事務は書記之れを取扱ひ、組合長は奇數の日午前中出席して之れを管理し、或は事務を探ること、せり。然るに事業開始の年十月、借入意の如くならざる組合員は大に苦情を申込み、一大争擾を起し、組合の解散を唱導するに至り、組合員五十名の脱退者を出したり。然るに役員は爾來組合精神の存する處を組合

員に知らしむるに努め、總會の節には役員主動者となりて酒等を寄附し、又有志者の寄附を募り、以て組合員の出席を多からしめ、講演講話を爲し組合の精神を説き、或は資金を借入れて低利の資金を供給し、以て組合員の誘導に努めれば、組合員は漸次組合の精神を了解し、組合の基礎鞏固となり、組合の事業も日に月に盛大に赴きしを以て、明治四十五年事務所を新築するに至れり。

**▲貸付** 組合員は信用評定委員の定むる信用程度に従ひ各自貸付を受け、用途は肥料購入開墾建築費及舊債償還等を主とし、定期貸付當座貸付の二種あるも、期限は何れも一ケ年以内とす。利率は普通日歩三錢にして、肥料購入資金は日歩二錢五厘、組合入用の節返済し得るものは日歩二錢とす。

**▲貯金** 貯金は第一種第二種義務紀念貯金の四種とし、一種貯金は三年以上預け置くものにして、年六分の利子を附し、第二種貯金は當座貯金にして日歩一錢とし、義務貯金は毎月十錢以上貯蓄するものにして、組合員十名に付一名の部長を置き、毎月一日に集金して事務所に持参せしむ。紀念貯金は五圓以上にて、御即位紀念貯金最も多額に上り、前者と共に年六分の利息を付す。

**▲購買** 肥料を主とし、日用品としては食鹽石油清酒醬油其他二十七八種を取扱ふ。店舗は事務所を以て之に充て、組合員の便益を計れり。購買物は多く地方商人或は上諏訪町より購入し、肥料は購買組合聯合會より購入しつゝあり。

**組合員の訓育** 本組合は青年會婦人會及教育會と常に相携して教育及道德の發展を圖り、組合員の精

神修養に努め、或は總會の際多數出席を爲さしむる爲め、午前中の出席者には晝食を供する方法を取りたれば、組合員は殆んど出席するに至れり。而して總會の終了後は直ちに組合員の常に注意すべき事項を説き、又諸名士を聘して講演を聴聞せしめ、又組合員中模範たるものには金銭又は物品を贈りて其善行を奨め、以て組合員に其範を指示するなど組合員の指導に怠りなし。

善を奨め悪を責むるは指導訓育の要素なり、依りて本組合は從來積立てある寄附金を基礎とし、組合員中公益奨励の志想を有する篤志家に就き基金の提供を乞ひ、之より生ずる利子を以て組合員又は家族の善行ある者に對し其善行を賞し、基金は普通の利息を以て常に貸付し、其利息を以て奨励金に充つる者多す。又基金利息に餘裕あるときは公益事業の一端に供し、其元金は勿論其餘裕金は組合解散の節各提供者に返附すること、せり。即ち左の規定に依りて之を行ふ。

- 第一條 本組合は組合員の道徳涵養産業の發達經濟の伸暢を圖る爲め組合員の表彰を行ふ表彰すべき組合員は左の各項に該當する者とする
- 一 餘財を推讓して組合員の爲めに便利便益を計り公共公益の爲め盡瘁したるもの
- 二 組合に功勞あるもの
- 三 平素職務に忠實にして業務に勉勵し義務の履行を怠らず産業經營の効著しきもの
- 四 父母に仕へて孝道を盡すもの
- 五 一家和合し子弟教育を怠らず勤儉力行能く家業を勵むもの
- 六 農業の改良を圖り熱心誠實にして家族を指導し勤勞衆に超ふるもの

七 分度を守り貯蓄を怠らず能く組合の規約を守り集會等の出席を怠らず約束を違へざる者

第二條 表彰せられたる組合員にして一層善良なる者に對しては更に之を表彰す

第三條 表彰は左の二種とす

- 一 表彰狀を贈與すること
- 二 物品又は金圓を贈與すること
- 第四條 表彰す可き調査は役員協議會に於て決定し總會の節表彰するものとす
- 第五條 表彰せられたる組合員は事績を簿冊に登録して永く保存す
- 第六條 表彰を受けたる組合員にして信用を失ひたり認めざる場合は役員協議會に於て調査決定の上表彰を無効とし其旨簿冊に登録するものとす

**組合の效果** 本組合の區域は他の町村に達する何れも一里以上を隔つる所にて、金融機關備はらず、資金を得るにも需要品を購入するにも不便にして、日用品の如きは毎日數人の行商人入り込み、婦人を相手に高價に賣却し、或は不良の品を提供するなど、不利を極めたりしが、組合設立後は之等の物品を低廉に且つ良品を購入し得、肥料も容易に購入し得らるゝこととなりしかば、産業の改良行はれ、田畑の收穫物を増し、有形無形の利益は貯蓄となり或は勞力の餘裕となり、經濟上の効果尠ならず。又資金の借入も従前は他町村に數回の往復を爲し、抵當物を提供し保證人を立つる等不便なりしが、組合の設立後は斯る不便なく、低利なる資金の供給を受け、一般に業務に勉勵し貯蓄思想發達し、其面目を一新したり。されば以前脱退したる者も今や其脱退を悔い、續々組合員たらんことを希ふに至れり。

最近六箇年間の事業状況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	201	200	200	200	209	214
固有資金						
拂込済出資金	3,565	5,348	7,090	8,863	10,935	12,845
準備金	—	77	193	361	995	2,358
特別積立金	—	—	—	—	75	75
合計	3,565	5,425	7,283	9,299	12,005	15,278
事業						
貸付	1,674	1,635	2,189	2,570	3,494	4,157
貸付償還	7,404	1,370	1,887	2,335	3,492	3,852
年度末	4,271	7,206	1,830	2,243	2,186	2,487
受入	4,276	1,790	2,439	1,667	1,835	1,803
拂戻	3,618	1,833	1,825	1,304	1,515	1,747
年度末	658	4,015	1,063	1,346	1,646	1,692

購買額	130	569	2,948	1,391	1,454
剩餘金	259	401	673	949	1,347
貸借對照表 (大正三年度末)					
貸方					
拂込未済出資金	5,505			1,835	
貸付金	24,867			2,358	
預金	8,933			74	
建物	393			1,000	
什器	138			16,911	
購買品現在高	544			490	
購買品代金未收	274			47	
聯合會出資金	280			88	
假拂金	550			505	
現金	398			1,515	
合計	41,341			41,341	

借方	569	2,948	1,391	1,454
出資金				
準備金				
特別積立金				
借入金				
貯金				
購買品代未拂				
假預金				
獎善基金				
購買資金				
剩餘金				
合計				

## 有限責任往郷信用生産販賣購買組合

長野縣高井郡往郷村二一九七

明治三十三年十一月二十六日設立

組合所在地 本村は長野市を東北に去る十里、信越線豊野驛を距る七里の所に在る僻村なり。地勢は東南に高社山聳へ、樽川の溪流其麓を廻り、南西に傾斜す。本村の耕地面積は田三百二十二町歩、畑百六十八町歩、山林原野六百餘町歩ありて、戸數四百九十二、人口二千六百餘を有す。全村農を以て本業とし、養蠶製紙製炭を副業とし、年々十六萬四千四百圓内外の收入あり。而して本村内の土地にして他町村民の有する地價五千圓あれども、村民の他町村に有する地價二萬圓ありて、地方に於ては稍富裕の村落なり。

組合の設立 本村は往時幕府領にして、中野代官之を管理し、稍富裕の村たりしが、時勢の推移は明治十年頃より懶惰放慢の氣風を生ぜしめ、賭博流行して無頼の徒入り込み、奢侈浮薄の弊は逐日瀰漫し、高利貸業者は其間に乘じて高利を貪りしかば、村民中先祖傳來の田畑家屋を失ふの悲境に陥るもの尠なからざるに至れり。茲に於て有志相謀り、明治三十年一力貸金會社を設立し以て高利貸者に對抗したれども、資金の缺乏は益々高利貸業者をして爪牙を逞しくせしむるに至り、本村の經濟狀態實に寒心に耐えざるものあり。而して明治三十三年産業組合法の發布せられたる當時は、本村の經濟狀態實に斯の如

くなりしかば、有志は大に考慮を重ね信用組合を設立し細民の救済に資せんことを唱導したり。然れども一般の村民は産業組合の趣旨を解せず、前の貸金會社に懲りたるを以て、之が設立を賛成するもの殆んどなく僅かに九名の同意者を得たるのみなりき。然れども有志者は茲に設立の意を決し、設立の手續をなすと共に組合員の加入を勧め、同年十一月僅かに二十名の組合員を以て設立したり。

組合の發達及經營 此の如くにして設立せられたる組合の役員は勿論組合員に至るまで、一意組合の發展を期し、奮勵努力する處ありしかば、組合員も漸く産業組合の精神を解するに至り、信用組合のみにては完全に産業組合の利便を享受する能はざるを知り、明治三十五年信用組合以外に岳北生産販賣購買組合を設立し、専ら農産物の販賣、肥料種苗等の購入を行ひたり。斯の如くにして經營數年、漸く組合事業進展の域に達したり。明治四十一年十二月組合長野口欽一郎逝去したりと雖も、嗣子廉平父の遺業を繼承して經營の任に當り、組合の事業を進めたり。大正元年には岳北生産販賣購買組合と合併し、大正二年には副業獎勵として氷豆腐、桑皮紙の製作を開始し、大正三年には更に馬曲信用購買組合を合併せり。

事務取扱者として書記二名を置き、理事は信用部生産部の凡てを掌り、書記の一名は販賣他の一名は購買部を分擔して、各自熱心に事務を執行しつゝあり。又各部落に世話係を置き組合長之を統轄し、貸付に關しては部落世話係の意見を徹し、貯金は各部落に於て取纏め毎月一回事務所に持參せしめ、販賣品

の取纏め、購買品の分配等世話係に一任せり。

▲貸付 貸付は普通特別の二種にして對人信用貸付とし、期限は一ケ年以内三ケ年以内の定期償還及十ケ年以内の年賦償還とせり。利率は最高年一割二歩、最低年七分、普通年一割一歩とす。貸付金の主なる用途は、肥料購入蠶業製紙商業植樹資金、農舎修築木炭原料土地農具の購入舊債償還資金等なり。

▲貯金 貯金は定期當座小口の三種にして、定期は年八分、當座小口は年七分二厘の利子を付す。貯金は組合資金の源泉なるを以て、極力之が奨励をなし、各部落毎に共同貯金函を交付して順次廻送し、世話係をして之を管理せしめ、努めて零碎の貯金を集めつゝあり。

▲購買 産業用品としては肥料を主とし農蠶具副業原料等を取扱ひ、生計用品としては米茶鹽等を取扱ふ。産業用品賣却代金に對しては、日歩二錢三厘以内の範圍内に於て六ヶ月迄延納を許すも、日用品に對しては絶對に現金主義を採れり。

▲販賣 販賣品は木炭、和紙、竹細工、氷豆腐等にして、其内最も多きは木炭なり。木炭は組合員二百餘名中半数以上の木炭製造者ありて其産額亦多し。組合が木炭の受入れをなす時は、嚴重なる検査をなし赤札を一等とし以下青札黄札白札と順位を定め、之に製造者氏名及重量を記入す。組合員には通帳を交附し置き、毎月末精算を爲すを例とせり。其の販賣先は縣廳市役所郡役所町村役場學校を主なるものとし、又縣下の購買組合聯合會を通じて各郡の組合へ供給し、殘餘は長野市木炭商及附近の需要者へ供給せり。

▲生産 生産部にては臼摺器精米器製粉器蠶病消毒器蠶種貯藏催青器荷車等を備へて之を使用せしめ、使用料は米一石精白料二十五錢、製粉一斗五錢、米一石臼摺料二十錢、消毒器一圓十錢、蠶種貯藏一枚三錢、蠶種催青一枚五錢、荷車一日十錢の標準にて徴收せり。

組合員の指導 組合設立の當時は組合員一般に組合の何物たるを解せず、普通貸金會社の如くに心得居りたるを以て、理事者は組合員の訓練に意を注ぎ、毎月一回必ず組合員總會を開き時間の勵行を嚴格ならしめ、組合長を座長とし午前は組合法の研究を爲さしめ、午後は通俗講話會を開催し、小學校教員神官僧侶等の出席を求めて道德仁義を講演し、一般有志の聴講を許し、之を繼續すること三年に及べり。而して晝飯の如きは役員に寄附に仰ぎ組合の經費の節減と組合員をして多數出席せしむることに努めつゝあり。

組合と各種團體 組合は各種の團體と次の如き關係を保てり。

一 村農會との關係 農會と共同して屑藁整理製炭竹細工氷豆腐製造等の講習會を開き、其製品は總て組合にて共同販賣し、或は組合事務所に於て各種の品評會を開き、或は養蠶組合の設立を斡旋し、蠶繭の販賣に努力し、或は肥料配合法を教へ、其効果見るべきものあり。

二 婦人會との關係 婦人會總會を機とし、購買組合の性質を説き、婦人に産業組合の觀念を與へ、或は今春十周年記念會の開かるゝや、特に組合より會員一同に紀念品を贈與し、常に組合との聯絡を保

たしめつゝあり。

三 青年會との關係 村青年會にて巡廻文庫設置の計劃あるや、組合は第一に文庫を寄贈して其の舉を賛し、或は青年會試作田設置の舉あるや、金肥を寄贈して其の事業を奨励し、或は各部落青年會の貯金は全部組合長の名義にて預り居る等常に聯絡を保ち居れり。

四 實業補習學校との關係 組合長は科外講演として毎年三回産業組合に關する講話をなすを例とし、後進に對し組合思想の注入に努めつゝあり。

五 小學校同窓會との關係 同窓會は基本財産二百餘圓を組合長の名義にて預け居れり。

六 赤十字社往郷村分區との關係 明治四十二三年の交、赤十字社員募集の舉あるや、組合理事は組合員間を巡回して入會を勧誘したるに、産業組合經營上組合員の公共心を養成しありしを以て、組合員にして入會するもの頗る多く、又組合長は自ら分區收入委員となりて年釀金の取扱ひをなし、常に分區事業を贊助したり。

組合の效果 本組合は専ら組合員の産業及經濟の發達を企圖すると同時に、地方的産業及經濟の原動力たらんことに留意し、次の如く各種の効果を擧げ得たり。

一 明治三十九年組合主動となりて、組合所在の部落に接近したる官有林野四町餘歩の拂下を受け、之を部落有となして開墾を勧め、組合員には資金を供給して田畑四町歩を作り桑園麥圃に充てたり。

二 超へて明治四十二年には組合所在の中島部落を貫通する郡道及村内の里道に修繕工事を施し、道路修繕基本金を募り、組合理事の名義にて定期貯金となし以て將來に備へたり。

三 明治四十三年度に於ては區城内三部落聯合して不要存置林百五十餘町歩の拂下げを受けて植林を企て、組合にては農工銀行より資金一千圓を借入れ、組合員に融通し植林資金を供給して細民に職を與へ、青年會々員を督勵して植林に従事せしめ得たる貸金を組合長の名義にて組合に貯金せしめたり。

四 明治四十四年度には養蠶組合を設立し、教師を招聘して蠶業の改良を促し、明治四十五年度には桑皮紙の製造を奨励斡旋し、大正二年度には氷腐豆講習會を開き、縣内七二會信用購買販賣組合より教師を聘して其製造法を教へ、大正三年度よりは竹細工の製法を奨励し、是又教師を聘して其結果頗る良好なりき。

五 組合は又組合員の産業の改善を促すと同時に、一面風紀の改善に努力し、其精神的訓育に盡したる結果、順次從來の弊風を打破し人心漸く眞摯となり、惰民にして部民より擯斥せられたる者も改心して其職務に勉勵し、財産を挽回したるもの九名あり。其他村民一様に時間の勵行を恪守し、本組合員たるを名譽として他人に之を誇り、且つ組合員たらんことを勧誘するに至れり。

六 其他貸金の返済期日を違ふを意に介せざる弊風ありしが、現今は殆んど跡を絶てり。金利は設立當時に比し約半額となれり。



最近六箇年間の事業状況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	四〇	四七	六七	一一五	一二七	二〇九
固有資金						
拂込済出資金	八〇〇 <small>円</small>	八六七 <small>円</small>	九二六 <small>円</small>	一、一六〇 <small>円</small>	一、四八六 <small>円</small>	一、九九三 <small>円</small>
準備金	一三五	一六一	一九二	二二九	二七〇	三九二
特別積立金	七七	八七	一〇七	一二七	一五〇	一九五
合計	一、〇二二	一、一一五	一、二二五	一、五二六	一、九〇六	二、五七〇
事業						
貸付	一、〇五〇	二、七三三	三、一三五	三、〇三九	四、三五〇	三、三三二
貸付償還	一、三二八	一、八七二	二、二八六	二、五九五	二、九一七	三、三四〇
年度末	八八一	一、七四二	二、五九一	三、〇三五	四、四六八	四、四六〇
受入	三八一	一、七四一	二、一〇六	一、三八六	四、一六八	三、一三〇
貯金拂戻	二八六	一、四二〇	九五〇	九五四	三、一六六	三、九七二
年度末	一〇九	四三〇	一、五八六	二、〇一八	三、〇二〇	二、一七八

貸借対照表 (大正三年度末)	貸方	借方
販賣額	1	2,808
購買額	1	3,861
使用料	1	10
剩餘金	84	224
貸借対照表	100	229

貸方	借方
拂込未済出資金	出資金
866,680 <small>円</small>	2,860,000 <small>円</small>
貸付金	準備金
4,460,460 <small>円</small>	3,915,621
預金	特別積立金
2,322,460	1,849,833
建物	借入金
505,580	2,418,370
販賣品代未収入	貯金
426,956	2,178,306
購買品代未収入	購買品代未拂
530,160	1,702,000
購買品現在高	信用組合聯合會
1,257,480	90,000
購買品未収入	出資未済金
1,231,100	60,000
生産用器械器具	購買組合聯合會
241,846	229,498
未収入利子	剩餘金
	139

長野縣 有限責任往郷信用生産販賣購買組合

信用組合聯合會	二〇〇・〇〇〇
出資	一〇〇・〇〇〇
購買組合聯合會	一〇〇・〇〇〇
出資	八二三・二五〇
販賣品現在高	六五・六六五
什器	一〇・〇〇〇
振替貯金	二六一・〇八二
現金	一〇、一〇四・七一九
合計	一〇、一〇四・七一九

合計 一〇、一〇四・七一九

### 無限責任大野村報徳信用購買組合

福島縣相馬郡大野村大字石上六六

明治四十一年四月二十八日設立

組合所在地 本村は相馬郡の北端に位し常磐線中村驛より三十町にして達すべし。東北は太平洋に面し、南は中村町に接し、國道常磐線は村の東部即ち海岸に沿ふて南北に通じ、交通便利なり。本村の廣

袤は東西一里、南北一里半、總面積一方里餘にして、田地四百六十四町歩、畑地二百九十五町歩、山林原野一千三百餘町歩を有し、地は平坦にして米穀を産し、養蠶の業開け、一方林産物水産物を出す。戸數五百二十、人口三千九百八十五あり。住民の多くは農業に従事し、商業を兼營するもの二十八戸、漁業に従事するもの十六戸を出です。

由來本村は相馬藩に屬し、人民は概むね温順質朴にして、夙に農事に精勵せり。領主も亦出精者を獎勵し、二宮翁の報徳主義を以て人民の教化に勗め、奢侈怠惰を戒め、又土地の賣買を禁止し、米穀の貯藏或ひは各種の副業を獎勵したりき。然るに維新の變革に伴ひ諸種の禁制弛められ、交通の便漸く開くるに及び生存競争日に月に激烈となり、古來の醇朴の美風を破壊し、驕奢放逸に流れ、財を紊り産を破る者瀕々として起るに至り、貧富の懸隔は愈々大となり、田圃は年と共に他町村民の所有に歸し、而も其の流出の高に於て、明治三十九年頃には田の五十六町畑の二十三町にも達し、復た昔日の面目なきに至れり。

組合設立の事情 時勢の推移に伴ふ村情既に斯の如し。而して二十七八年の戦役の後を承け、三十五年以來連年の不作に次ぐに、又も三十八年の大凶作となり、加之日露の大戦役は地方の労働者を失はしめ、延て三十九年の大霜害に遭遇し、剩へ同地方の重要物産たる鹽業は官營となりたるを以て、鹽田は悉く廢止するの止むなきに至れり。疲弊の度其極に達し、親子兄弟離散して他國に出稼するもの多く、

明治三十五年より同四十年に至る間、戸数の減少九十二戸の多きに上れり。茲に於て有志等相圖り、本村の窮狀を救済せんとし、信用購買組合の設立を企て、明治四十一年四月僅かに二十三名の組合員を得て本組合を設立するに至れり。

**組合の發達及經營** 本組合は斯の如き事情の下に生れたるを以て、組合員の大部分は中産以下の貧困者多く、事業の開始に當りて困難を感ずること尠なからず。又新加入の勸誘に當り、村民の多くは尠からざる負債を有するを以て、之が償還の方法を講ずるにあらざれば加入せしむるを得ず、されば組合は之が匡救の手段として農工銀行より出資額内の借入を爲し、組合員の舊債を償還せしむる約束を以て加入を勧めたる結果、漸次組合員の増加するに至れり。組合の設立當初は、事務所を役場内に置き、組合長事務を執掌したりしが、明治四十三年に至り理事七名監事三名となし、専任書記を置て事務を整理せしめ、役員一同は組合の加入を勸誘し、或は各部落に出張して組合の趣意貯蓄心の涵養等に關する講話を爲したり。かくして組合の事業益々進歩し、組合員愈々増加し、設立當時僅かに二十三名なりしも現在三百四人となり、組合の運轉資金二萬數千圓に達せり。更に大正二年産業組合中央會福島支會より表彰せられたるを記念として事務所を新築し、現在の地に移轉するに至れり。

組合の經營は組合長其任に當り、組合區域を七部落に分ち、役員を各部落に配置し、資金貸付の際には當該部落の役員をして保證せしめて償還の滯滞を防ぎ、購買品に付ては地方の商人と特約し、組合員に直接物品授受の便宜を與へ、貨物の品質に付ては特に注意して善良の品を廉價に購入するを得せしめつゝあり。

**▲貸付** 前記の如く各部落の役員と謀り、需要者より借入金申込書を提出せしめ、貸付に付て信用程度表に依り専ら公平を旨とし、其用途により定期及年賦の二種に區分して貸付す。利率は普通一割二分とし、無擔保貸付をなす。貸付金の主なる用途は、肥料農蠶具購入舊債償還資金等なり。

**▲貯金** 貯金は定期普通當座の三種とし、定期年八分、普通年七分八厘、當座日歩一錢二厘の利率にて取扱ふ、普通貯金は各組合員へ貯金箱を交付し置き、各部落毎に毎月時日及び會場を定めて持寄りしめ、専務理事出張の上開函し、若し貯金せざるものある時は其理由を質し以て、貯金を爲さざるもの一人もなし。又貸付を受けたる組合員に對しては、毎月貸付金額の百分の一を義務的に貯金せしめて、返済の負擔を軽減せしめつゝあり。

**▲購買** 産業用品としては肥料紫雲英、生計用品としては清酒鯨食鹽石油等なり。肥料は中村町の確實なる商店と特約し、市價より少しく廉價に賣却し、生計用品は各部落に購買主任を置きて之を賣却せしめ、利益の二分の一を報酬として與ふることとせり。

**組合員の指導及効果** 組合理事は各部落毎に出張して、修身齊家に關する講話美譚其他お伽噺等をなし、猶農蠶業の改良組合事業の狀況を懇に講演するを常とし、専ら組合員の精神修養に励めしかば、各

自勤儉力行にして家政を回復せるもの、大正三年度末まで八十有餘戸の多きに達したり。又組合設立當時は組合の信用も低く、組合員も亦僅少なりしが、漸く組合の確實なるを認むるに至るや、各種銀行より貯金の拂戻をなし組合へ預入るもの年々多くなれり。又組合に於て低利の貸付を爲したる爲め、桑園の改植をなせるもの二十一町、其人員三十五、養蠶室の改築修繕等をなせるもの二十一戸、他町村人に賣渡したる土地の買戻をなしたるもの二町五反、猶舊債の全部を償還したるもの三十七人あり。而して貸付は専ら對人信用に重きを置きたるを以て、組合員は一般に信用を重んじ、遊惰逸樂の弊風は變じて勤勉着實となり、浮華輕燥の陋習は化して醇朴の俗をなし、身分相應の借入を請求することなく、又訴訟關係の發生するが如きこと跡を絶つに至れり。又組合に於て低利貸付をなしたるにより、地方貸付利率は組合設立前年二割以上なりしも、今年一割二分迄に低下せり。又本組合にて購買の事業を開始するや、地方の商人をして大に自覺せしめ、懸直を以て販賣する等のことなきに至れり。

**組合と各種團體** 本組合設立以來組合又は組合幹部中心となり、村内に各種事業を起し、其の成績の見るべきもの尠からず。今村内の主なる團體を擧ぐれば次の如し。

一 大野村納稅組合 本村は明治三十八年凶作以來農家の疲弊甚しく、納稅の成績最も不良なりしかば、明治四十五年四月全村を擧げて本組合を設置し、納稅義務の尊重すべきを説き、組合は納稅貯金を勧誘し、納期に至り上納に差支を生じたるものあるときは貯金の拂戻をなし、其期日内に上納せしめしか

ば、一人の滞納者なく、大正二年の凶作に際しても納期前に皆納せり。かくして從來本村の滞納の風を一掃し、役場は納稅に對する手數と費用とを節約し、其餘力を他に利用し得るに至れり。

二 大野村生産販賣組合 本組合は四十三名の組合員を有し、繭乾燥場の新設其他養蠶消毒器具繭の運搬器具大豆粕粉砕器等を備へて組合員に使用せしめ、又生繭米麥其他農産物の共同販賣を行へり。

三 養蠶組合 本組合は各部落毎に設立し、養蠶上諸般の改良を圖り、就中蠶室蠶具の消毒の實行を督勵し、蠶種の統一共同貯藏催青稚蠶飼育等をなし、二三齡後に於て各組合員に分配し、且つ蠶業に必要なる物品は共同購入の方法を採り、必要なる資金は信用組合より融通を受け、生繭も亦信用組合幹部の斡旋により販賣し、組合の數二十三組合員四百七名に達し、其の生産額毎年生繭九百石を始め、玉繭屑繭を併せて其の價格四萬數千圓に及べり。

四 積善貯金會 本會は大字黒木部内に於ける青年を以て設立し、毎月二回以上會合をなし、農事に關する實驗談を始め修身齊家の改善を圖り、其の都度各自金十錢以上の貯金をなし、天災地變に際し窮するものには低利資金を五箇年々賦償還の方法に依り貸出しつゝあり。而して本會員は全部信用組合に加入し、桑園の開墾に依り得たる利益及其共同勞務に依る貸銀を信用組合に預入れ、其額今や二百五十圓に及べり。而して隣近の青年の本組合に倣ひて組織するもの陸續増加し、其數八組貯金高八百餘圓に及べり。

五 椎木報恩講 部落内の青年を以て組織し、養鶏の改善を計れり。即ち世話人を定めて一週間一回巡廻せしめ鶏卵を集收し、確實なる商店へ販賣し、常に市價より五分乃至一割の利益を收め、且つ賣却代金は總代の名義を以て信用組合に預入れ、其の額二百餘圓に及び。講員は一箇月一回會合し、二宮翁の教を奉じ其實行を期し、會合の際には又諸名士を聘して講話を聞くを常とせり。而して之れに倣ふもの五箇所に及び、其貯金額六百圓に達せり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一四二	一七一	二〇四	三〇二	三〇四	三〇四
固有資金						
拂込濟出資金	七二四 <sup>円</sup>	一、二六四 <sup>円</sup>	一、九五五 <sup>円</sup>	三、〇六二 <sup>円</sup>	四、一三〇 <sup>円</sup>	五、一四五 <sup>円</sup>
準備金	二	三六	一二五	三七二	六八二	一、〇五八
特別積立金	—	—	四二	一〇六	一九三	三三〇
合計	七二六	一、三〇一	二、一三一	三、五四〇	四、九九五	六、五二三

貸付	貸付		貸付		貸付
	償還	年度末	受入	年度末	
貸付	二、五九六	五、四六二	六、四二二	一五、九四五	一二、八五八
貸付	一、五九五	三、九二七	四、二四五	八、〇〇七	八、五七四
貸付	一、一〇七	二、六四二	四、六三九	一二、五七七	一六、八六一
貯金	六〇九	八三七	三、三四二	七、九七一	六、〇九〇
貯金	二二〇	四三一	一、六四七	四、二九五	六、七九五
貯金	四〇九	八一五	二、五一〇	六、一八六	五、四八一
貯金	二三四	四九三	一、五九四	二、四七八	一、二八八
貯金	三三二	一九一	三〇五	六五三	七三八
貯金					六九二

貸借對照表 (大正三年度末)

貸方		借方	
出資拂込未済金	二、七五三 <sup>円</sup> ・三六七	出資金	七、八六〇・〇〇〇
貸付金	二〇、三〇八・八〇六	貯入金	五、二四八・八〇一
什器	九六・二五〇	借入金	九、七四〇・一一〇
建物	一一八・〇一五	準備金	一、〇五八・三二九
購買品殘品	七七・八二〇	特別積立金	三〇九・七九八
			一四七

福島縣 無限責任大野村報恩信用購買組合

聯合會出資金	五〇・〇〇〇	剩餘金	一四八
預金	一、〇六一・八九〇		六九二・〇五六
現金	四八〇・九四六		
合計	二四、九〇九・〇九四	合計	二四、九〇九・〇九四

### 無限責任須釜信用組合

福島縣石川郡須釜村大字南須釜一八八  
明治四十年十一月一日設立

組合所在地 須釜村は石川郡の中央に在り、南は野木澤母畑の兩村に接し、北は大森田川の兩村に連り、東は小平蓬田の兩村に隣し、西は泉村に連れり。本村の廣袤は東西約二里、南北一里十町、總面積一千九百八十四町步にして。田二百二十二町步、畑三百二十町步、戸數三百八十二、人口三千二十三を有し、南須釜北須釜吉山小屋山新田四辻新田の六大字より成り、一般に農業に従事す。地勢は高低多けれども、地味概して肥沃にして農作物に適し、米麥煙草蒟蒻等を生じ、其總額年々十二萬圓を下らず。故に郡内に於ても富裕の村に列す。

然れども之を組合設立前に於て見るときは、各農家の資産の懸隔甚しからざるも、一般農家の農事及經濟上の知識乏しく、只舊慣を固守する者多く、産業の改良發達を望み難かりき。然るに明治二十七八年日清戰役後、物價騰貴の際村民の經濟思想の缺乏は分外の負債を作り、且つ生活上の結果農耕の收支相償はざるの狀態に在り。

組合の設立 偶々明治卅五年來凶作引續き、殊に卅八年の大凶作及日露の戰役に際會するや、經濟界に一大變動を來し、貧富の懸隔漸く成らんとし、金融の逼迫亦甚だしくして資金の貸出を警戒し、強て貸付を受けんとするには高歩を支拂はざるべからず、爲めに産業の發達を沮害し、農家の經濟益々非となり、村民の疲弊困憊甚しきに至れり。時の村長鹽澤恒吉之を憂ひ、其救濟策を攻究し、遂に信用組合に依りて村民各自の道義と勤儉貯蓄の精神の涵養に努むるの急務なるを諭し、明治四十年六月に至り設立の許可を得たり。

組合の經營 斯くして設立せられたる組合は、組合長相樂朝重専ら其衝に當り、他の理事之れを補佐し、又五名の信用評定委員は各組合員の行動を監視し、信用程度表を作成し、組合長は之れに依りて貸付をなせり。

▲貸付 組合員に借入請求書用紙を渡し置き、必要の場合には之に金額使用の目的借入金額並に返済の年月日を記入し組合に提出せしむ。組合長は之を調査したる上、成るべく小産者の需要者より貸付

する方針を採り、貸付の種類は個人貸保証貸連帯貸及擔保貸の四種となす。個人貸付は出資額を以て限度とし、保證貸付は信用程度額以内を保證人連帯責任とし、連帯貸付は連帯者の信用程度合計額を連帯責任とし、擔保貸付は資金に餘裕金のある場合擔保を提供せしめて貸付するものとす。利率は一割二分を以てし、償還期日は蒭蕪種購入資金の外は必ず一箇年以内とす。貸付金の用途は土地購入蒭蕪種購入蠶具肥料購入等の資金最も多く、桑園整理產馬堆肥舍蠶室改築舊債償還等之に亞ぐ。

▲貯金 貯金は普通定期の二種とし、普通は一回十錢以上、定期は十圓以上にして六ヶ月以上預くるものとす。而して其利率は普通年六分、定期年一割とし、事業年度末に利息の計算をなす。貯金の取扱方法としては、明治四十四年二月貯金申合規定を設け、組合員に一個宛貯金箱を配付し、全組合員を十三區に分ち、各區に世話掛一名を置き、毎月一回世話係に於て其區域を巡回集金し、更に組合事務員は各區の世話掛より之を集金す。又農事改良を圖る爲め貯蓄品評會を開催し、出品物としては玄米一斗蒭蕪五百目を出品せしめ、審査の結果優等なるものに對し賞金を與へ、是等の出品物は共同販賣をなして各自の貯金とし、又剩餘金配當を受けたるときは十分の一以上を貯金せしめ、或は生産物販賣代金の内より幾分の貯金をなさしめ、又組合は常に組合員の冗費を節約せしむることに留意し、かくして貯金を勧誘し勤勉貯蓄心の向上を圖れり。

組合員の指導 組合は常に各種團體と氣脈を通じ、消防組青年會村農會衛生組合報德會婦人會納稅組

合及教育會と協力し、或は風紀の振作を圖り、或は農事改良發達に努め、貯金思想の涵養に努め、衛生思想及教育の普及を圖り、組合員の指導に盡しつゝあり。

組合の効果 組合設立以來組合員は低利資金の供給を得て諸般の産業經營に資し、大正三年度に於て耕作反別七十餘町歩を増加し、蒭蕪の如きは其の産額一萬四千餘圓、養蠶三萬五千餘圓、其他農業上の增收亦見るべきものあり。又組合員は勤勉力行の風を起し、奢侈安逸の風を矯正し、忠實業に服し信用を重んじ村治の改良を圖り、常に一般村民の模範となり其の行動を慎むに至れり。

組合員は兒童保護會兒童出席督勵組合公德助成會等を組織し、教育の發達に留意し、大正二年の凶作の際には細民の子弟に學用品を贈與する爲め金品を寄附したり。又組合員は納稅組合を組織して其成績を擧げ、石川郡長より表彰せらる、其他組合員は消防組基本財産を作るが爲め、勞力を提供して其賃銀五百圓を積立て、又各部落に報德會を設けて副業を營み、得たる利益を共同貯金となし、其額一千圓以上に至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	六〇	七一	七一	八四	八七	九〇
固有資金						

福島縣 無限責任須釜信用組合

拂込済出資金	六、一四〇 <sup>円</sup>	六、五三〇 <sup>円</sup>	六、五三〇 <sup>円</sup>	六、七八〇 <sup>円</sup>	六、九〇〇 <sup>円</sup>	七、〇四〇 <sup>円</sup>
準備金	二三八	八〇一	一、一〇一	一、四〇二	一、九五二	二、四六八
特別積立金	—	一八四	五二〇	八五九	一、〇九八	一、三三三
合計	六、三六八	七、五〇五	八、一三一	九、〇四一	九、九五〇	一〇、八四一
事業						
貸付	八、六五〇	四、六〇〇	六、〇六〇	六、四六〇	六、八五〇	七、二〇〇
貸付償還	五、四九六	二、七一三	二、四五七	四、二〇〇	五、六五五	三、二〇五
年度末	七、九一〇	九、七九七	一、三、四〇〇	一、五、六六〇	一、六、八五五	二〇、八五〇
受入	二八四	五五三	一、四五二	一、五二四	一、八六六	一、二三五
貯金拂戻	二六七	一七五	一〇〇	一、一八一	八八七	七二二
年度末	三五〇	七二八	二、〇八〇	二、四三三	三、四〇二	三、九二五
剰餘金	二二四	一、一三四	一、二三八	一、二八七	一、二九八	一、四六七
貸借対照表 (大正三年度末)						
貸付金	二〇、八五〇 <sup>円</sup>		出資金	七、〇四〇 <sup>円</sup>		

聯合會出資金	六〇〇・〇〇〇	貯金	三、九二五・一二五
什器	一五・〇〇〇	拂込未済聯合會	四五〇・〇〇〇
現金	六六二・九三〇	借入金	五、四四五・〇五〇
合計	二二、一二七・九三〇	準備金	二、四六八・〇五〇
		特別積立金	一、三三二・五二五
		剰餘金	一、四六七・一八〇
		合計	二二、一二七・九三〇

### 有限責任小山村信用組合

岩手縣膽澤郡小山村字館三七  
 明治三十九年十二月四日設立

組合所在地 本村は膽澤郡の南西に偏し、東北線前澤驛と水澤驛との中間に位し、西方は稍々高く他は概ね平坦なり。東西は眞城古城前澤衣川の四ヶ町村に接し、西北は若柳南都田水澤の三ヶ町村に隣す。本村の廣袤東西三里半南北二里餘あり田八百五十七町歩、畑四百八十町歩、宅地九十八町歩、山林原野

岩手縣 有限責任小山村信用組合



二千五百五十九町歩を有し、戸數七百四十六、人口五千九百二十五にして、郡内第一の大村なり。住民は多く農を專業とし米麥の耕作をなせども、土質瘠薄にして他町村に比し收穫寡少なり。副業としては多少の薪材を出すの外、僅少の養蠶と産馬あるのみ。故に住民の衣食住諸納税及産業用品生計用品購入費は全部米の賣却代金を以て支辨せざるべからず。

**組合の設立** 本村の經濟状態は稻作の豊凶如何によりて左右さるゝを以て、住民は農事改良に依り生産の増收を圖ると雖も、村内には資金の融通を與ふべき機關もなく又資産家もなし。従て資金を要するときは自然他町村より供給を受けざるを得ざることとなり、農事改良の實行を見ること難し。かくして村民は勢ひ舊慣を墨守し天然耕作をなすを以て、漸時收穫を減少し、加之資金の缺乏は肥料農具の如き適當の時期に之を購入すること能はず、多くは水澤前澤等の商人より高歩の利付にて掛買し、秋收期に至り借金の仕拂に汲々たる有様なり。然るに時勢の進展は生活の程度を向上せしめ、其費用膨脹するに拘らず、一方収入は依然として上らず、掛買代金の支拂も漸次遲滞する者多く、隨ひて各商店も亦警戒し、貸借は自然對物信用となり抵當を徴せらるゝ状態れば、益々資金の融通逼迫し、利率は昂騰し年々他村に支拂ふ利子のみにても六七千圓に達し、一面借入金支拂不能の爲め土地の他村民の手に移るもの年を逐ふて増加しつゝあり。偶々明治三十八年の大凶作に遭遇し、村民の苦境に陥るもの益々多きを加ふるに至れり。茲に於て當時の村長渡邊哲治大に焦慮し、之が救済を村民と凝議したるも、適當の方法

なく困窮したりしが、時の郡長より疲弊せる農村を救済するには産業組合に依る外なければ、日露戦後經營事業として産業組合を設立すべき旨勸奨せられたるを以て、前村長主となり有志と謀り之が設立に奔走したりと雖も、村民は従前行はれたる貯金講取抜無盡の不結果を以て容易に賛同せざりしも、熱心なる有志の誘導により同志二十二名を得、明治三十九年十二月本組合を設立するに至れり。

**組合の經營** 斯くして設立せられたる組合は事務所を役場内に置き、役員は勿論組合員一同協力し組合員の加入を勧誘し、翌年には百四十四名を得るに至れり。

組合事務所は最初役場内に置き、村長は組合長を兼ね、役場書記一名と公務の餘暇を以て執務しつゝありしが、組合の發達に伴ひ事務繁忙となりしかば、明治四十五年一名の専任書記を置くに至れり。

**▲貸付** 貸付は對人信用を主とし、信用程度以上の貸付或は一ヶ年以上の期限を申込みのある時は、對物信用の貸付をなし、土地及有價證券の擔保を提供せしむ。然れども此の種の貸付は少數なり。貸付利率は日歩三錢四厘乃至二錢八厘にして、貸付金高に應じて定む。貸付の主なる用途は肥料購入農具購入土地購入開墾殖林資金等なり。

**▲貯金** 普通別口約束の三種とす。普通貯金は預入一錢以上とし、其利率は日歩一錢八厘とす。別口貯金は必ず毎月十錢以上を貯金せしめて、五ヶ年の据置となすものにして、年八分の利子を附す。約束貯金は組合より資金の借入れをなしたる組合員に對し、借入の償還を目的として借入金百分の二宛

貯金せしめ、年八分の利子を附しつゝあり。從來本村民は貯金思想極めて乏しく、組合設立當初は貯金額甚だ尠少なりしが、役員有志者の熱心なる勧誘により漸く増加し、現今其額一萬二千餘圓に達したり。組合員の指導及組合の効果 組合員の指導に關しては實踐規約を設け、又村役場小學校等と共同して總會の際には監督官廳其他より知名の士の臨席を請ひ、組合の精神並に地方の改良、弊風矯正等各種の講演を聴かしめ、以て組合員の指導に努めつゝあり。又軍人會青年會等の集合の場合には、組合役員出席して組合に關する講演をなし、勤儉貯蓄の獎勵に努め相互に氣脈を通じ相依り相戒めて共に發展を期しつゝあり。

本組合の設立以來資金の吸收策として零碎の貯蓄を獎勵したるに、初めは疑懐して預入るゝもの少なりしも、漸次其額を増加し來り、從て資金の融通も圓滑となりて、組合員も其の利益を悟り、勤儉貯蓄の美風を馴致するに至り、殊に組合員は低利なる資金を容易に得らるゝを以て、從來他町村より借入れたる高歩の資金を逐次組合の低利資金に移したり。故に他町村へ運ばれたる利子小作米は次第に減少して村民の利益となり、秋收期の濫賣を要せざるに至れり。又秋收期の米價下落の時は組合より資金を融通し、相場回復の時期に於て之を賣却し、又從前の掛買は組合より資金の供給を受け低廉に購入し得るに至れり。故に村民の經濟狀態益々恢復の域に進み、租税の滞納者は殆んど跡を絶ちたり。又施肥十分なるを以て農作物の收穫を増し、從前の如き苦境に陥ることなく極めて順調に向へり。而して低利資金の

供給は地方の金利を下落せしめ、組合の設立前に於て月一分五厘乃至二分なりしが、今年年一割五分以下となれり。其他組合員は理事者の熱心なる指導に依り漸次感化せられ、獨立自營の必要を會得し、相互に戒慎し信用を重んじ勤儉力行の美風を馴致するに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	一四六	一七一	一九七	一九三	一九八	二三八
固有資金						
拂込濟出資金	三、〇八〇 <small>円</small>	四、三七〇 <small>円</small>	七、〇九〇 <small>円</small>	八、七八〇 <small>円</small>	九、九三〇 <small>円</small>	一一、二九一 <small>円</small>
準備金	二一〇	五七〇	一、〇五七	一、五六三	二、二二三	二、八六二
特別積立金	一四七	三四三	五三六	六七二	七一	八八五
合計	三、四三七	五、二八二	八、六八三	一一、〇一五	一二、八五四	一五、〇三九
事業						
貸付	六、七〇一	一四、六九〇	一五、一一二	二六、〇三二	三七、二二四	三七、三三二
貸付償還	四、八六三	一一、二六七	一三、七九八	二五、三七〇	二七、三九〇	三三、八二四
年度末	六、九五七	一〇、三八〇	一一、七〇四	二二、三五六	二二、一九〇	二六、六九八

岩手縣 有限責任小山村信用組合

貸借対照表 (大正三年度末)	
貸方	借方
受入	一五八
貯金 拂戻	二八、五四二
年度末	二五、九七三
三、五〇九	一八、六五九
六、七九三	九、四三五
八、〇二〇	二二、〇〇四
八、八九一	一、三〇八
七二九	一、三七四
一、〇三四	一、七七〇
三、八八八・九〇〇	一五、一八〇・〇〇〇
二六、六九八・〇〇〇	三、四〇〇・三七〇
五、〇〇〇・〇〇〇	七、四三一・五七七
一五九・一七五	四、五七三・三五〇
三五六・四〇一	二、八六二・四〇〇
	八八四・九四一
	一、七六九・八三八
合計	三六、一〇二・四七六

### 無限責任月布信用組合

山形縣西村山郡本郷村大字月布二二  
明治三十九年四月二十四日設立

組合所在地 本村は山形市を距る西方十里、西村山郡の西部に位し、縣道を距る一里以上の僻陬に在りて、東は左澤町南は大谷に接し、西北は七軒村小土居村に隣す。元來本村は十三大字より成れども、本組合は月布外五大字を以て區域となす。區域内には田五十六町歩、畑六十六町歩、山林二百三十八町歩、原野六十一町歩を有し、戸數百四十五、人口千二十三にして、村民は殆ど農を以て專業となす。副業としては養蠶業製絲業を營み、賣買取引には左澤町を以て市場となす。村内産出の米を以ては食料に不足を生じ他より購入するの有様なるも、副業により生計費を補ふの状態に在り。

元來月布村には舊家にして素封家たる大泉家ありて、代々村内の事業に盡瘁し、神社佛閣を建立し或は産業を奨励するなど、其効績著しきものありたり。

組合の設立 既述の如く區域内の住民は、養蠶薪炭業等の収入を以て産米の不足を償ひ、僅かに生活費に充つるに過ぎざる状況なり。然るに時勢の變遷に伴ひ生活程度一般に嵩まり、生計の困難を訴ふる者漸く多くなり、殊に明治三十一年頃より有名無實の無盡講續出し、種々の弊害之に伴ひ、金利頻りに

昇騰して金融の逼迫を來し、農蠶業は次第に不振に陥り、相次で倒産者を出すに至れり。茲に於てか有志相計り之が救済を畫策し、信用組合を組織する必要を説き、明治三十九年四月其筋の許可を得て本組合を設立するに至れり。

**組合の經營** 組合の資金貸付に就ては最も苦心を要したる處にして、組合員の信用程度を精査し、其貸付は毎年三月前に在りては其幾分を貸付し、最も資金を要する四五月の三ヶ月間に於ては信用程度の全額を貸付し、目的資金以外の濫用を防ぎ、返済の期限は蠶業資金に於ては毎年九月二十五日限りとす。肥料購入資金及薪炭業資金の如きは毎年十二月二十五日限りに返済せしめ、其他特別貸付として製糸業の爲め一人に付金五十圓を限度とし、一貫目に金五圓の割合を以て貸付を爲し、製糸組合長をして之が監督を爲さしめつゝあり。又桑園開墾資金として一反歩に付初年に金十五圓、次年よりは肥料代金として金十圓、三年目には金五圓計三十圓を貸付し、毎年其時期に於て實地踏査を爲し、優等者には賞品を贈與することとせり。

貯金獎勵としては毎年一定の期日に貯金を爲さしめ、且つ拂戻の少なきものに對しては年一分の割合を以て賞與として通帳に記入し、或は配當金は總て之を貯金に振替をなし、尙明治四十四年度よりは年一回必ず農産物品評會を開催し、其出品物の賣却代金を貯金することとせり。

**組合と關係諸團體** 組合の設立以來組合長は郡會議員又は村長等の名譽職に在りて、村自治體との關係

自ら近接せり。養蠶組合共同製糸場等の團體に對しては、資金の融通貯金の獎勵に依り、互に相倚り相輔けて各自の利便を計れり。

**組合員の指導** 組合員には時間の確守を勵行せしめ、明治四十一年以來毎年の總會に於て、午前九時迄の出席者には福引又は物品を贈與したる爲め、總會又は公會に缺席するものなく、組合員は常に信用を重んじ義務の履行約束嚴守の觀念は一般村民に普及するに至れり。明治四十二年組合員は戊申詔書の聖旨を奉戴し鴻恩に酬ひ奉らんことを誓明し、依て規約を定めて勤儉力行の實を擧げ或は組合員中死亡又は天災地變の罹災者に對し、香料救助料等を贈り慰藉したる結果、今や村内浮浪遊惰の徒全く其跡を絶ち、住民其途に安んずるに至れり。

理事は組合員の産業状態を調査し、年二回以上区域内を巡回し、組合及産業上に關する講習を爲し、又は産業獎勵の爲め年一回品評會を開催し、組合員中成績優等者に對しては賞品を贈與し、以て其功績を顯彰する等、益々産業の發達を促がせり。

尙明治四十四年一月の總會に於て組合員表彰規定を定め、翌年の總會に於て篤行勤勉衆人の模範たるべきもの、表彰を爲したり。今其規定を示せば次の如し

#### 組合員表彰規定

第一條 本組合は五ヶ年毎に模範となるべき組合員に對し左記の表彰を行ふ

山形縣 無限責任月布信用組合

- 第二條 組合の名義を以て賞状及記念品なるべき物品を贈與すること  
 第三條 表彰すべき組合員は左の各號に該當する者に限る
- 一 組合法の精神を遵守し共同一致の實を擧げたる者
  - 二 産業經營上及技藝上他の模範となるべき者
  - 三 貯蓄の成績佳良の者
  - 四 一家の經濟上收入支出の道を明にし其分度を守り行ふ者
  - 五 他人に對し德義上助けたる行爲なき者
  - 六 一家の富力増進の實ある者
  - 七 比隣に對し産業經濟上道徳上感化の見るべき者
  - 八 信用程度表成績佳良なる者
  - 九 組合に對し貯金の成績佳良なる者

**組合の効果** 直接間接の効果尠しとせず又地方貸付利率は組合の設立當時一割八分の高利率を普通としたるもの、現今は一割五分を以て最高利率となせり。組合員の富力の程度漸く進みたれば從て、組合の資力は充實し、低利資金の供給は組合員の金融を緩和せり。從て村内の産業益々發展し、大正二年に於て桑園十二町五反歩田地の二町八反歩を増加し、尙藪の百二十三石生糸百二十貫の増收を示すに至り、年を追ふて増加するの趨勢に向ひつゝ在り。又近來納税上の成績佳良となり、大正三年納税の成績良好の結果は現村長の主務官廳より表彰せらるゝに至り。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	六六	七四	八七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
固有資金						
拂込濟出資金	七七三 <small>円</small>	八五〇 <small>円</small>	九九〇 <small>円</small>	一〇三六 <small>円</small>	一、一二〇 <small>円</small>	一、一三〇 <small>円</small>
準備金	五四	一三一	一九七	二九八	三二五	三四六
合計	八二七	九八一	一、一八七	一、三三四	一、四四五	一、四六六
事業						
貸付	六、七二七	七、二〇五	九、六四五	一、二、三〇二	一、四、七八八	一、二、八〇五
貸付償還	六、七二七	七、二〇五	九、六四五	一、二、三〇二	一、四、七八八	一、二、八〇五
貸付年度末	—	—	—	—	—	—
受入	二、四九八	四、五三三	四、九一四	五、八七九	四、一三三	三、三六五
貯金拂戻	二、一四〇	三、〇三三	五、四一四	五、一八九	四、〇九四	三、六六七
貯金年度末	三五九	一、八五九	一、三五九	二、〇四九	二、〇八八	一、七八六
剰餘金	一一七	一〇三	一三一	九一	七四	七一

山形縣 無限責任月布信用組合

貸借対照表 (大正三年度末)

貸借対照表		貸借対照表	
貸方	借方	貸方	借方
預金	250,000	出資金	1,120,000
現金	823,033	貯蓄金	1,785,635
		準備金	345,782
		剰餘金	70,615
合計	3,313,033	合計	3,313,033

### 有限責任平澤町信用購買組合

秋田縣由利郡平澤町大字平澤五九  
 明治四十一年九月十一日設立

組合所在地 平澤町は由利郡の西南部に位し、北は日本海に面し、遙に南秋田郡男鹿半島と相對す。南は本郡院内小出の兩村を隔て、烏海の峻嶺を望み、西方には芹田岬突出し、出戸村と相對して平澤灣

を形成し、灣内水深くして大船巨舶の定泊に適す。本町は秋田市より山形縣酒田港に通ずる縣道に當り、羽越線全通の曉には海陸の運輸交通至便となるべし。

本町は戸數六百、人口四千にして、住民は農業及漁業を主たる業とすれども、商工業者亦尠ならず。敢て富裕者多しとせざれども、又貧困者も亦尠く、他町村に比し生活容易にして、且つ銀行貸金業者ありて低利の資金を融通し、金融頗る圓滿なり。故に明治四十四年二月本町は模範町村として内務大臣より表彰せられたり。

組合の設立 既述の如く本町は低利資金の供給豊かにして、小産者の資金缺乏を告ぐるに少かりしも、町民は一般に貯蓄心に乏しきを以て、貯蓄思想の普及を圖り、且つ小産者に共同貯金を奨励し、之を彼等に運用せしむることは、將來最も適切なる方法たるを認め、約六十名の同志を糾合して本組合を設立し、尙地方の事情を考慮し、物價の高きを以て或る程度迄低落せしめ、組合員の利益を計らんとし、購買事業を兼營するに至れり。

組合の經營 本組合は設立の當初僅かに六十名の組合員なりしが、組合の經營其宜しきを得たるに依り、町民も追々組合の精神を了知し、加入するもの増加し來り、今や百二十一名となれり。其内農業者多數を占め、商業者之れに亞ぎ、漁業者も少數加入し、組合員は益々組合を利用するに至れり。事務所は組合長の宅に置き、組合長自ら組合事業執行の任に當り、時間に制限を設けず組合員の求めに應じ懇

切に執務しつゝあり。

▲貯金 貯金は本組合設立の主眼たれば、各役員は組合員の貯金を奨励し、逐年好結果を収めつゝあり。然れども大正三年は各種事業の不振と、米價の下落とに依り、前年に比し著しく貯金額を減少せしも、尙八千〇六十九圓餘組合員一人平均六十六圓強に達せり。貯金は定期當座の二種にして、年四分三厘五毛乃至五分五厘の利率を附す。

▲貸付 貸付は組合の貯金を以て之に充て、低利の資金を供給し、組合員の産業發展に資し、其額大正三年度末七千七百四十三圓に達せり。貸付は有擔保無擔保の二種とし、日歩二錢七厘年九分の利子を附し組合員一人の貸付最高金高を無擔保は出資額の十倍とし、有擔保は出資額の三十倍としたれば、現在比較的有擔保貸付多し。

▲購買 購買品は産業用品として肥料綿糸綿網、生計用品として紙類油鹽砂糖等を取扱ひ、肥料のみは保證人を立て、代金の延拂を爲し得ることとし、大正三年度末購買品賣却高五千五百六十二圓に上れり。

組合の効果 總會其他の會合の際に組合の趣旨を談合し、組合精神の普及に努め、且つ名士の有益なる講話を聴かしたれば、組合員自ら精神の向上を來たし、一面産業の發達を促がし、貯金も追々増加し來れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	七六	九二	一〇一	一〇六	一一四	一二一
固有資金						
拂込濟出資金	九五〇 <small>円</small>	一、一五〇 <small>円</small>	二、六五四 <small>円</small>	一、三二〇 <small>円</small>	一、四〇〇 <small>円</small>	一、四九〇 <small>円</small>
準備金	二〇	六〇	一〇七	一八三	三三三	四六三
特別積立金	四	一四	三一	八一	一七三	二三八
合計	九七四	一、二三四	二、七九二	一、五七四	一、八八六	二、一九一
事業						
貸付	一、三〇二	二、一三五	四、五九二	六、〇二四	六、二四二	六、一四七
債還	四九二	二、四三〇	二、八〇三	二、一六三	五、三五〇	四、四一三
年度末	一、一六〇	八六五	二、六五四	六、五一五	七、四〇七	九、一四二
受入	六六八	一、七二四	六、〇四七	八、三四〇	六、六三〇	八、六一六
貯金						
拂戻	四四三	一、二七九	三、五六五	五、三三二	六、七四六	七、一四四
年度末	四九四	九二九	三、四一一	六、五一九	六、四〇三	七、八七五

秋田縣「有限責任平澤町信用購買組合

貸借対照表 (大正三年度末)						
貸借対照表 (大正三年度末)	貸借対照表 (大正三年度末)					
購買額	一、二六七	一、九〇三	五、一五一	六、六二九	四、八五二	五、〇六六
剩餘金	一〇五	一四五	三〇三	四九九	三八六	五五〇
貸付金	九、一四二・〇五〇					一、四九〇・〇〇〇
預金	三〇〇・〇〇〇					七、八七四・九四三
聯合會出資金	二〇〇・〇〇〇					四六二・八六一
什器	一一・七〇〇					二三八・三九一
購買品殘高	四一六・三三〇					一三・八六〇
現金	七〇九・六五九					一五〇・〇〇〇
合計	一〇、七七九・六二九					一〇、七七九・六二九
出資金						一、四九〇・〇〇〇
貯金						七、八七四・九四三
準備金						四六二・八六一
特別金積立						二三八・三九一
表彰金積立						一三・八六〇
聯合會未拂出資						一五〇・〇〇〇
本年度剩餘金						五四九・五七四
合計						一〇、七七九・六二九

### 無限責任麻生信用販賣購買生産組合

福井縣三方郡耳村麻生二五ノ二五  
 明治三十八年七月十三日設立

組合所在地 耳村は三方郡の巨流耳川に沿へる十四ヶ大字より成り、本組合の區域は東部御嶽山の山麓に僻在せる一部落にして。田四十五町歩、畑三町歩、山林五十一町歩にして、戸數五十四、人口二百九十八より成る。部落の中間に小丘突出して二小部落に分ち、二毛作地と一毛作地と相半ばせり。本部落は維新前は舊小濱藩の管下に屬し、耕地面積丈量不正確にして甚だしく狭少なりき。故に土地の負擔苛重にして、收穫物の大部分は藩主に上納せざるべからざるを以て收支相ひ償はず、肥培も充分ならざれば土地の瘠薄甚だしく、之れを無償にて譲り渡さんとするも受くるものなく、止むなく土地分配の平等を保ち所有地二町歩以上に及ぶものなく、自然勤儉の美風行はれたり。然るに明治維新に際し土地の丈量改正せられ課税を軽減せられたるに依り、土地收穫を以て充分生計を營み得らるゝに至れり。斯の如き天與の恩恵は却つて村民の惰性を生ぜしめて負債を高め、明治二十年頃までに部落内土地の三分一以上他の所有する處となれり。加之山林は濫伐されて田園に灌漑する用水の涸渴を來たし、二十餘町歩の水田は早魃に罹り、遂ひに畑地となすの已むなきに至り、部民の經濟状態日々に窮狀を訴ふるに



至れり。

組合の設立 本部落の状況上述の如く窮迫し、耕地を賣却するもの年と共に多く、民情は益々浮薄に流れ情民愈々多くなり、復た挽回の見込みなきまでに疲弊するに至れり。故に此の窮状を救ふ一策として、明治三十二年頃より部民の共同購入或は共同販賣の方法を講じ、農産物及副産物の販賣、産業用品生計用品の買入をなしたるも、金融の逼迫は年を追ふて激しく、部民の信用薄弱にして肥料の購入資金すら容易に調達する能はざりき。然るに日露の戦端開かるや、地方の金融益々逼迫し資金の缺乏甚だしく、事業の経営困難に陥りたれば、資金の充實を圖り貯金思想を發達せしめんが爲め、現組合長佐竹由太郎は同志を糾合して明治三十八年八月無限責任麻生信用組合を設立するに至れり。

組合の經營 組合設立當時は素より少數の組合員にして經營意の如くならざりしが、組合員協力して組合の發達に努めんことを期し、先づ畜牛を各一頭宛購入して耕作に使用し、傍ら犢牛を分娩せしめ、厩肥を充分に用ひて作物の増收を圖り、又組合より資金の貸付を受けて産業の改良に資し、組合に貯金をなし貯蓄の増加に努むるに至れり。かくして一般の部民は組合の必要を認識し、明治四十一年一月殆んど全部に近き加入申込者あり、更に明治四十四年購買販賣生産の事業を兼營し、漸次組合の發達を來せり。

▲貸付 専ら無擔保貸付にして、普通年九歩の利率を附す。主なる用途は牛馬土地肥料農具種苗家

畜飼料購入土地開墾費等なり。

▲貯金 普通定期規約の三種とし、利率は年六分五厘とす。規約貯金は組合長自ら毎月便宜の場所へ出張して取扱ひ、毎年六月末と一月末に出資の拂込に充てしめ、不知不識の間に全部出資の完済をなさしめたり。而して貯金は尙引き續き實行し、國家有事の場合の國債の應募に備へたり。又日韓併合の折には記念貯金を開始し、國家非常の場合に献金の資に充つることとせり。

▲購買 購買部に於て取扱ふ物品は、産業用品としては肥料及農具とし、生計用品としては鹽鹽魚木炭外九十品とす。大正二年三月部落の中央に家屋を購入し、物品を陳列して組合の需要に應じつゝあり。

▲販賣 販賣部に於ては販賣所を購買店舗内に設けて、玄米藁繩桐實を取扱ひ、全部委託販賣とし、販賣時期には地方並に敦賀町商人に通知し競賣に付す。

▲生産 明治四十四年二月以來水車場を設けて組合員に使用せしめ、米麥の精白の用に供し、繩織機を設けて組合員勞力の節約をなさしめつゝあり。

組合員の指導 本組合は組合の總會は勿論、組合員の集合の機會に於て、戊申詔書を捧讀し聖旨の在る處を示し、組合長及理事は毎月公會堂に於て勤儉貯蓄の必要或は組合の精神の鼓吹に努め、先覺の士の巡視等の際は可成一場の講話を乞ひ、又は高僧を招聘して道義上の説教を受け、組合員の精神修養等に努めたり。又現組合長中谷由太郎は青年團の會長なるを以て、其の俱樂部へ産業組合雜誌を廻送し、

専ら産業組合の趣旨の普及を圖りつゝあり。

組合の効果 本組合の設立當時、八百餘圓の資金を供給して牝牛七頭の共同購入を爲したりしが、爾來畜産の思想大に向上して多數の牝牛馬を購入し、牛馬耕によりて勞力を省くと共に、厩肥を利用して肥料經濟上の利益を得、且つ牛馬の種付を行ひて其の繁殖を圖り、尠からざる利益を擧ぐるに至れり。又組合の低利資金の供給は肥料購入及土地購入上に大なる便利を得せしめ、耕地施肥作物等の上に改良大に行はるゝに至る。而して区域内四十町歩の共有林は、年々伐材するのみにして補植全く行はれざりしが、組合設立後は植樹の奨励行はれ、毎年一萬本餘の杉扁柏の類を植栽するに至れり。又農閑に際し組合員をして製繩に従事せしめ、大に其事業の改良を圖りたるを以て、本組合産の繩は斯業取引市場の標準として認識さるゝに至れり。斯の如く組合員一般に勤勞に従ふを以て自ら富力を増し、組合の設立前他町村に歸せし十餘町歩の田地は漸次之を回收するに至れり。組合の設立後一般に勤儉貯蓄の思想涵養され、相互扶助の美風行はるゝに至り、殊に公共心著しく興り來れり。組合の区域内の二小部落は其の距離八町ありて、行通甚だ不便なりし爲め從來甚だ親密を缺きしが、組合の設立後は全く面目を改め、互に融和し共同の事業圓滿に行はるゝに至れり。即ち各地に鎮座せる神社の廢合に付ての議起るや、兩部落の住民異議を唱ふることなく、多額の經費と勞力を寄附し、道路修繕溝渠の浚渫には區民共同服役して速に竣工せしめたり。其他租税の滞納者絶滅し、郡長よ

り表彰せらるゝに至れり。

又組合員は益々共同施設の効果を感じ、組合取扱以外の物と雖も、互に申合せ共同購入又は共同販賣を行ひ、又水車場を設置して組合員の食料たる米麥等を精白するに依り、省き得たる勞力は製繩機織等の副業に利用し、多大の収入を得つゝあり、又組合員の子弟を以て組織せる青年團は、約一反歩の荒蕪地を借受けて之を開墾して蔬菜を栽培し、又共同理髮共同作業等を行ひ、依りて得たる利益を蓄積して、大正三年度末には其額百九十圓以上に及びたり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年	同三年
組合員數	四八	四八	五二	五四	五四	五五
固有資金						
拂込濟出資金	五二二 <sup>円</sup>	六三〇 <sup>円</sup>	六八六 <sup>円</sup>	七〇七 <sup>円</sup>	七四一 <sup>円</sup>	七六三 <sup>円</sup>
準備金	四一	六三	八九	一〇六	一三二	一七一
特別積立金	二六	七〇	一一二	一三六	一三六	一九四
合計	五七九	七六三	八八七	九四九	一、〇〇九	一、一二八



は山田家を中心とせる爲め統一管理に便なり。

地勢は丸岡町を中心として西北は春江東十郷伊井劍岳の四ヶ村に連互し、東は重疊たる山岳を以て竹田村に接し、南は九頭龍川を距て、吉田郡に界し、東部は山勢奔騰すと雖も、他は茫々たる平野にして、東部は乾田多く西北に濕田多く、何れも五穀良く成熟す。殊に用水路は到る處に貫流して灌漑の便最も良く、又平坦なる道路は中心點たる丸岡町に集中し、本組合事務所より福井市迄約三里、北陸線丸岡停車場迄約二十町に過ぎずして交通頗る便なり。

**組合の設立** 從來小作人たる組合員は、土地買入又は開墾土木等の資金を欠き、肥料及農具等の買入に際しても亦頗る困難を感じつゝあり。且つ是等小農は負債に對しては高利を支拂ひつゝ辛うじて業務を經營するの狀態なれば、進んで發展を計ること固より難し。山田家に於ては此等の窮狀を救済する一端として、數十年前より肥料買入資金として一般小作人に對し玄米を貸與し、無利子にて秋期收穫後返済せしむる方法を採りしに、農家の經濟上稍や圓滑となり利益する所ありしも、斯くては小作人の依頼心を増長せしむるの虞尠からざれば、山田家に於ては此弊を矯正せんとして信用組合設けを計畫し、先づ準備行爲として明治三十七年二月山田家小作人を以て興農貯金組合を設立し、滿五ヶ年の後即ち明治四十二年三月山田家主人山田敏外二十一名を設立者とし、貯金組合員を中心として他の賛同者を糾合して保證責任興農信用組合を組織するに至れり。時に組合員百五十二名、出資口數五百五十四口、此金

額二千七百七十圓、保證金額は山田敏二千五百圓、他の組合員各一圓宛と定め、山田氏組合長に就任せり。

**組合の經營** 事務所を組合長山田家に置き、組合長親しく其衝に當り、理事監事信用評定委員及各大字世話係等が熱心に事に當るは勿論、一般組合員も亦組合の趣味と必要とを感じ、益々共同一致之れが發展を圖り、以て所期の目的に到着せしめんことを期せり。斯の如く組合は發展し事務多端なりしと雖ども、専任書記を置かず、山田家々族舉て之れを援助せり。而して本組合に於ては理事監事信用評定委員の外に協議員十二名を置き、組合の事業經營上重要な事項は總て協議の上之れが實行を期しつゝあり。

**▲貸付** 貸付は借入申込書に所要金額期限用途等の各事項を記入し、當該大字世話役に差出さしめ、世話役に於て確實と認めたる時は、之れを認印して理事に提出し、理事に於ては信用程度表其の他に就き十分の調査を遂げ貸付す。利率は年九分にして、貸し付けの最高金額は一組合員に對し目下二百圓なるも、土地買入の場合に限り理事が確實と認めたるものに對しては、金四百圓迄を貸し付くることあり。

**▲貯金** 貯金には普通貯金の外豫約者貯金をも取扱ひ、各組合員が自ら事務所に持參するの繁を避けんが爲に、兼て製作しある貯金箱を配布し、又別に各大字の世話役には集金箱を交付し置き、毎月下